

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第2回幕別町議会定例会

(平成18年6月8日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
19番 増田武夫 20番 野原恵子 21番 永井繁樹
- 日程第2 会期の決定 6月8日から22日(15日間)
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第38号 幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例
- 日程第5 議案第40号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第6 陳情第1号 「2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第7 陳情第2号 「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第8 陳情第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に対し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第9 陳情第4号 「米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第10 陳情第5号 「自治体財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情

会 議 録

平成18年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年6月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (30名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
総務部長 菅 好弘 経済部長 藤内和三 民生部長 新屋敷清志
企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄 忠類総合支所長 川島広美
札内支所長 本保 武 教育部長 水谷幸雄 総務課長 川瀬俊彦
企画室参事 羽磨知成 農林課長 増子一馬 忠類総合支所地域振興課長 姉崎二三男
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19番 増田武夫 20番 野原恵子 21番 永井繁樹

議事の経過

(平成 18 年 6 月 8 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） ただいまから、平成 18 年第 2 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、19 番増田議員、20 番野原議員、21 番永井議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 22 日までの 15 日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 22 日までの 15 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、例月出納検査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
後刻ご覧いただきたいと思えます。
次に、5 月 31 日、「地方財政危機突破総決起大会」が、九段会館で開催され、私が出席いたしました。
その議案の抜粋をお手元に配布してあります。
後刻ご覧いただきたいと思えます。

[行政報告]

○議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成 18 年第 2 回町議会定例会が開催されるに当たり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の暖かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
初めに、6 月 2 日に発表されました、北海道市町村合併推進構想の合併の枠組みについて申し上げます。
市町村合併につきましては、平成 17 年 4 月から新合併特例法が施行され、これを受けまして、北海道では合併推進審議会を設置し、合併推進構想の策定に取り組んできたところであります。

策定に当たっては、クラスター分析など様々な角度からの調査、検証がなされ、また、全道の市町村に対し、枠組みを含めた推進構想案に係る意向調査が行われたところであります。

その際に本町といたしましては、合併した直後でもあり、町としての一体感の醸成や懸案事項の処理などに相当の期間が必要なことから、今回の枠組みの対象となることを希望しない旨の意向を北海道に伝えていたところであります。

そうした中、このたび発表されました、北海道市町村合併推進構想原案におきましては、本町の意向が十分に反映され、十勝管内の枠組みには入らないという結果となりました。

今後、十勝管内においては、合併問題をはじめ、十勝1市論、広域連携、広域連合などの検討、議論がなされていくものと思っておりますが、本町といたしましては、まずは、新町のまちづくりに全力で取り組み、今後の様々な検討、議論に対しましては、社会情勢や管内市町村の動向を見据えながら、慎重に対応をしてみたいと考えているところであります。

次に、幕別高校の存続問題について申し上げます。

ご承知のとおり、北海道教育委員会は、本年2月に、公立高校の適正配置を盛り込んだ新たな「高校教育に関する指針」の素案を公表いたしました。

素案では、1学年3学級以下の高校を再編整備の対象としており、素案どおりに指針が実施されますと、1学年2学級の幕別高校は、その存続自体が危惧される状況になるものと考えているところであります。

幕別高校の存続は、生徒の進路選択、保護者の経済的負担、地域経済、地域の活性化等、多方面に多大な影響を及ぼす問題でありますことから、この問題への対応の一つといたしまして、町議会、教育委員会、商工会、PTA連合会、幕別高校同窓会、幕別高校PTA、さらに町を含めて同一歩調のもと、去る6月6日に、十勝教育局に対しまして、幕別高校の存続についての要望書を提出いたしますとともに、要請活動を行ったところであります。

今後も、北海道教育委員会に対しまして同様の活動を行いますとともに、各関係団体と連携をとり、地域の高校教育を守る活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、幕別町小規模通所授産施設「ひまわりの家」について申し上げます。

現在、「ひまわりの家」は、北海道の心身障害者・精神障害者地域共同作業所運営事業補助金と幕別町の補助金を原資として、「ひまわりの家運営委員会」により運営されておりますが、障害者自立支援法の施行に伴い、本年10月以降はこの補助事業が廃止されることとなっております。

補助事業が廃止されますと、今後の事業運営に多大な影響を及ぼすこととなるため、これに代わる手法を取り入れ、これまでどおりのサービスの維持・継続が求められるところであります。

一方、障害者自立支援法においては、市町村が「地域活動支援センター」を設置し、地域の障害をお持ちの方々に創作的活動又は生産活動の機会の提供を図るとともに、社会との交流の促進など地域の実情に応じ事業を実施することが求められておりますが、これらの業務を社会福祉法人やNPO法人などに委託できることとなっているところであります。

現在、「ひまわりの家運営委員会」と障害者の子を持つ親の団体であります「手をつなぐ親の会」が中心となって、NPO法人の設立申請を北海道に提出いたしており、遅くとも8月ごろまでには、認可される見込みとなっていると伺っておりますことから、本法人に地域活動支援センターの業務を委託する方向で協議を進めているところであります。

本法人への委託により、現在、「ひまわりの家」に通所されている方々には、10月以降も交流活動の場及び就労訓練の場を引き続き提供できるものと考えております。

また、本法人から、「旧みどり保育所」の施設を利用したいとの意向も伺っており、現在、町としてどのような支援ができるか協議を進めているところでありますが、今後とも各関係機関との連携を図りながら、障害をお持ちの方が地域で安心して生活できる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年の冬は、例年より雪が少なく、春先の農作業が順調に進むものと期待いたしておりましたが、3月29日の大雪や、4月に入ってからの降雪、さらには、5月上旬も天候不順が続き、馬鈴薯やてん菜の植付け作業が1週間程度遅れるなど、生産者の皆さんにとりましては、大変ご苦労があったものと推測をいたしているところであります。

6月1日付の作況調査によります主な作物の状況を申し上げますと、秋まき小麦については、草丈が平年より短く4日程度の遅れであります。茎数は平年より多く、生育はほぼ平年並みとなっております。

また、てん菜は、草丈・葉数ともに平年並みであります。馬鈴薯は低温の影響により3日ないし5日遅れ、牧草も草丈が平年より若干短く2日ないし4日遅れ、サイレージ用とうもろこしは地域によってばらつきはありますが、ほぼ平年並みとなっております。

豆類については、播種時期はほぼ平年並でありましたが、生育は2日ないし3日の遅れとなっております。

農作物全体の生育状況は、総じて若干遅れ気味であります。今後の天候が順調に回復することを期待し、昨年・一昨年を上回るような豊穰の秋になることを願っているところであります。

次に、町営育成牧場の入牧状況についてであります。5月23日から入牧が行われた南勢牧場では、乳牛274頭、肉牛29頭、馬27頭が、また、5月22日から入牧が行われた忠類地域の4カ所の牧場においては、乳牛577頭が入牧を済ませているところであります。

現時点では、全体で907頭であります。各牧場の入牧頭数は、いずれも例年より若干少ない状況となっております。

今後の飼育に当たりましては、事故など起こらないよう適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は終わりました。

[議題・委員会付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、高齢者の世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングにおける生活援助員の派遣に係る手数料について、規定するものであります。

現在、北海道が北海道公営住宅シルバーハウジング推進方針に基づき、高齢者等が必要な支援を受けながら、地域で自立して安心して生活を営むことができるような居住環境づくりを進めることを目的に、幕別町において道営シルバーハウジングの建設を進めてきております。

全体計画は、一般用29戸、シルバーハウジング用15戸の計44戸で、そのうち本年度一般用が20戸、シルバーハウジング用が7戸の計27戸が完成し、9月1日から入居できるというふうに伺っているところであります。

この道営シルバーハウジングにつきましては、道が道営住宅団地として住宅等の整備を行い、市町村はシルバーハウジングとして必要となる福祉サービスの提供と生活援助員の配置を行うこととされております。

このようなことから、本町におきましては、シルバーハウジングに生活援助員を派遣するとともに、地方自治法第 228 条の規定に基づき、派遣に係る手数料について、条例の提案をするものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、趣旨について定めたもので、高齢者世話付住宅生活援助員の派遣に要する手数料に関し、必要な事項を定めると規定するものであります。

第 2 条は、手数料の額について定めたものであります。別表に定めるとおり、3 ページの表にありますように、生計中心者の所得税額などに基づき、6 段階に区分するものであります。

なお、額につきましては、厚生労働省が定めた基準に基づくものであります。

第 2 条第 2 項では、高齢者世話付住宅に入居した日、又は退去した日の属する月において、入居期間が 1 カ月に満たない場合は、日割りの計算とすることを規定したものであります。

第 3 条は、手数料の納入義務者について定めたもので、生活援助員の派遣を受ける世帯の生計中心者が手数料を納めることを規定するものであります。

第 4 条は、手数料の減免について定めたものであり、入居者が入院等により長期にわたり不在となった場合や、町長が特に必要と認めた場合に、手数料の減額、免除をできる規定を定めたものであります。

第 5 条は、手数料を徴収する時期を定めたものであり、翌月の 10 日までと規定したものであります。

第 6 条は、委任規定であります。

なお、施行月日につきましては、平成 18 年 9 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第 38 号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（本保証喜） ただいま、議題となっております、議案第 38 号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 5、議案第 40 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。説明を求めます。

遠藤助役。

○助役（遠藤清一） 議案第 40 号でお願いしております幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために、必要な特別措置を講ずることによりまして、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として計画を定めなければならないことになっております。

対象は、忠類地域でありまして、旧忠類村においては、昭和 45 年から指定を受けているところであります。

今回の策定につきましては、2 月 6 日の合併に伴いまして、過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項及び第 33 条第 2 項の規定によりまして、過疎地域とみなされる区域を有する市町村は、平成 18

年度の過疎対策事業債の当初申請時までには、新市町村名で計画策定の議決が必要であり、当該合併市町村については、6月までに議会の議決を得、北海道を經由の上、国に計画を提出するものであります。

また、この計画の対象となる過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年度から施行されており、前期と後期に分けて5年ごとに策定が義務付けられていることから、今回は平成17年度から21年度までの5年計画で策定するものであり、この計画により、事業を実施いたしますと、国の負担又は補助の割合の特例等を受けるとともに、過疎対策事業債の対象となりまして、その元利償還金の7割が普通交付税で措置されるということになってございます。

なお、道との協議につきましては、合併後、事務を進めておりまして、5月30日をもって同意を得ていることをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第40号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（本保証喜） ただいま、議題となっております、議案第40号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第6、陳情第1号、「2007年度政府予算編成における義務教育国庫費負担制度の堅持と負担率2分の1復元を求める意見書」の提出を求める陳情及び日程第7、陳情第2号、「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情の2件については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8、陳情第3号、「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第9、陳情第4号、「米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書」の提出を求める陳情及び日程第10、陳情第5号、「自治体財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情の2件については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明9日から6月18日までの10日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から6月18日までの10日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月19日、午前10時からであります。

10：24 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第2回幕別町議会定例会

(平成18年6月19日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

22番 千葉幹雄 23番 坂本 偉 24番 古川 稔

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会 議 録

平成18年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
5 草野奉常
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
総務部長 菅 好弘 経済部長 藤内和三 民生部長 新屋敷清志
企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄 忠類総合支所長 川島広美
札内支所長 本保 武 教育部長 水谷幸雄 総務課長 川瀬俊彦
税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 羽磨知成
福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭 町民課長 田村修一
農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則 都市計画課長 田中光夫
水道課長 橋本孝男 忠類総合支所地域振興課長 姉崎二三男
忠類総合支所保健福祉課長 野坂正美 忠類総合支所経済課長 飯田晴義
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁 給食センター所長 仲上雄治
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
22番 千葉幹雄 23番 坂本 偉 24番 古川 稔

議事の経過

(平成 18 年 6 月 19 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、22 番千葉議員、23 番坂本議員、24 番古川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。

6 月 8 日、第 57 回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

次に、事務局から報告をいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 5 番草野議員より、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） この際、暫時休憩いたします。

10:01 休憩

○議長（本保証喜） 去る 6 月 8 日、北海道町村議会定期総会の席上、同会表彰規定に基づく自治功労者表彰において、本町議会議員 4 名が表彰されました。

ここで、その栄誉をたたえ、伝達式を執り行います。

事務局より、お名前を申し上げますので、演壇前にお越しくください。

○事務局長（堂前芳昭） それでは、表彰者のお名前を申し上げます。

最初に、本保証喜議長。

本保証議長におかれましては、議会議長として、在職 7 年以上の表彰であります。

額副議長より伝達いたします。

(伝達・拍手)

続きまして、町村議会議員として在職 25 年以上であります。

(伝達・拍手)

次に、町村議会議員在職 15 年以上。

額太郎議員、大野和政議員、豊島善江議員であります。

大野議員、豊島議員におかれましては、演壇前にお越し願います。

(伝達・拍手)

以上で、伝達式を終了いたします。

10:06 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制としておりますので、議事の都合上、先に一問一答方式での一般質問を通告順に行います。

なお、一問一答方式は時間制とし、各議員の持ち時間は、60分以内といたします。

最初に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○21番（永井繁樹） それでは、通告に従いまして、出生率上昇に向けた政策についてを質問いたします。

日本の出生力は長期にわたり低下を続け、今日の合計特殊出生率は過去最低の水準 1.29 を更新し 1.25 に低下した。日本の総人口が減少基調に入り、昨年度が人口減少の元年となった。これらの背景にあるのが出生率の低下である。

低迷する出生率に起因する少子高齢化、さらには人口減少社会を目前にして、各自治体は様々な対応を模索し始めている。中でも重要施策として、次世代育成支援が平成 17 年度から本格的に始まった。

出生率低下の原因として、未婚化・晩婚化に加え、結婚した夫婦の出生力そのものの低下が要因として挙げられる。

さらには、社会経済的な要因もあり、近年においては景気低迷での着年層の就職難や不安定雇用が結婚、出産を困難にしているといった分析結果も出ている。

国の主導のもと様々な少子化対策が実施されているが、特に注目されるのが平成 17 年 4 月に各自治体から提出された「次世代育成支援行動計画」である。

この行動計画の目的は、次世代の健全な育成と地域の活性化という、地域の恒久的な課題である。

住民の日常的な課題に最も敏感に対応できる地方自治体の役割は、少子化社会の中でこれまで以上に重要性を増すものとなる。

幕別町は平成 17 年 3 月に「幕別町次世代育成支援行動計画」を「幕別町次世代育成支援に関するニーズ調査集計結果」とともに編集・発行した。

その内容の重要性もさることながら、これを機に町が住民ニーズを的確に把握し、地域特性に根ざした子育て支援の在り方を模索し始めたことがより重要である。

少子化は地域によってそのメカニズムや影響が大きく異なる。地域の子育て環境はどうなっているのか、地域の出生力低下の原因はどこにあるのかなど、それらの把握があって初めて対策が講じられ、町の様々な取り組みが今後どのようなかたちで実を結ぶのかが注目される。

「子どもが、親が、地城が共に育ち支えあうまち」を基本理念に掲げ、平成 17 年度を初年度とする向こう 5 年間の「幕別町次世代育成支援行動計画」に関して伺う。

1 点目でありますが、行動計画の策定に当たっては基本的な視点として、①子どもの視点。

②次代の親づくりという視点。

③サービス利用者の視点。

④に社会全体による支援の視点。

⑤すべての子どもと家庭への支援の視点。

⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点。

⑦サービスの質の視点。

さらには、地域特性の視点の八つを踏まえて計画の策定に当たることが求められているところであり、必要とされる手続としては、地域の現状などを分析した上で、サービス対象者に対するニーズ調査を実施し、地域の状況を十分に把握した上で、住民の意向に即した計画を策定することとされている。

る。

さらに、策定した際には、広報誌やホームページへの掲載によりこれを公表し、策定後5年後に必要な見直しを行うこととされている。

そこでお伺いをいたします。

計画の実施状況の点検及び推進体制については、各年において実施状況を把握・点検しつつ、毎年少なくとも1回、実施状況を広報誌やホームページの掲載により公表しなければならないとされており、住民にわかりやすく周知を図ることが求められているが、これらについて1年目はどう対応してきているのか。また今後についてはどう対応していくのかを伺います。

2点目ではありますが、過去10年間に出生率が上昇した地域では、若年既婚者層の転入と定住化が進む傾向が見られる。その背景には、就業機会の創出、定住施策の実施など自治体の積極的な取り組みが効果を生んでいる場合が多い。

また、若年既婚者の増加は、地域における子育て支援に対するニーズの増大に対して、出生率上昇自治体では、様々な子育て支援を講じている。

保育所待機児童の解消、児童館等での遊び場や集会の場の提供、保育料や乳幼児医療の軽減など、各種サービスの提供に努めている。

各自治体では各種多様な子育て支援サービスが提供されているが、出生率のさらなる低下を抑えるある程度の歯止めとなって機能している可能性はあっても、目に見えるかたちで出生率上昇につながっているケースは多くない。出生率上昇地域においては、女性就労が進む中であって子育てと仕事のバランスが比較的保ちやすい環境にあり、住民ニーズやライフスタイルにマッチした子育て支援諸施策がその環境を下支えしている。

子育て支援の充実している地域では、これから子どもを持つことを考える世代が、既に支援を利用しながら子育てをしている親に接することで安心感を持つことができ、既に子を持つ親にとっても次の子どもを考える上での誘因となる。

また、家族やコミュニティのつながりが維持されている地域では、子育てにおいても重要なサポート機能を果たしており、出生率も比較的高い水準を維持しているところが多い。

子どもを持つか否かという選択は、その子どもが育つ環境に対する将来の見通しと合わせて、その子どもを育てる親自身の将来の見通しも重要な決定要因となる。

したがって、住民が地域で生活する上での「安心感」をいかに築けるかであり、出生率が上昇している地域では、何らかのかたちでこの中長期的な「安心感」が担保されている。

そこでお伺いをします。

これらを踏まえて、町は地域の状況をどのように把握・分析し、策定した行動計画によって今後の合計特殊出生率がどのように上昇していくのか。

また、平成21年度及び26年度の合計特殊出生率の数値目標はどう設定しているのかを伺う。

さらに、出生率上昇の要因となる主な支援事業取り組みの内容と今後の方向性についても伺う。

また、サービス対象者に対するニーズ調査の実施は、策定した行動計画にどのように生かされ、どのような具体的事業としての取り組みにつながっているのかを伺う。

最後に、少子化対策のキーワードは住民が地域で生活する上での中長期的な「安心感」をいかに築くかであるが、今後、幕別町においては、地域住民、保育・母子保健関係者をはじめとする福祉関係・医療関係者、NPO等の民間活動団体等の多くの関係者を巻き込んだ住民参加型の行動計画の取り組みが、市町村間での競い合いの中で進められていくことが重要であり、出生率上昇政策は、今後の最重要施策として取り組むべきと思うが、町長の所信を伺う。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

出生率上昇に向けた政策についてであります。

初めに、「幕別町次世代育成支援行動計画」の実施状況の把握・点検並びに住民に対する公表につ

いてであります。「次世代育成支援地域行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とした10年間の時限立法であります。「次世代育成支援対策推進法」におきまして、地方公共団体にその策定が義務付けられた計画であります。

計画期間は平成17年度から平成21年度までの5年を1期といたしまして、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされておりますとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められているところであります。

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、産業、経済などの様々な分野にわたっておりますことから、関係各課との連携を密にしながら、各施策の実施に当たっているところであります。

また、新規事業等の実施に当たりましては、その都度、広報紙等を通して広く周知を図っているところであります。

本年度は、前期5か年計画の1年目が終了したことに伴いまして、行動計画の八つの基本的な視点に基づきます62項目の個別施策の進捗状況につきまして、現在点検作業を行っているところであり、計画の実施状況につきましては、それらの作業が済み次第、広報紙や町のホームページを通して、分かりやすく周知を図るとともに、広く住民の皆さんの意見聴取に努め、今後の事業の実施や計画の見直しに反映してまいりたいと考えております。

また、5年経過後の平成21年度には、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定することになりますが、それまでの間は、合併前の2町村での行動計画を新町の地域ごとの行動計画として位置付け、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会」におきまして、前期計画に必要な見直しと調査審議を行った上で、新町の一本化した行動計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

ご質問2点目の、地域の状況をどのように把握・分析し、行動計画によって今後の合計特殊出生率がどのように上昇していくのか、平成21年度及び26年度の合計特殊出生率の数値目標はどう設定しているのかについてであります。

また、ニーズ調査の結果を行動計画の具体的事業としてどのような取り組みにつなげるのかについてであります。地域の状況につきましては、多くの市町村が人口の減少に悩んでいる中、おかげさまで本町の人口はこれまでも増加傾向が続いてきたところであります。

しかし、年齢階層別に見ますと15歳未満の人口割合は、平成12年度から平成17年度までの5年間で16.2%から15.1%へと1.1ポイントの減、人数にして170人が減少しております。反面、65歳以上の高齢者の人口割合は、18%から21.1%へと3.1ポイントの増、976人の増加となり、少子高齢化が進んでいる状況であります。

また、世帯数につきましても、昭和60年当時の1世帯3.4人から平成17年には2.6人へと減少し、核家族化が進行しているところであります。

今回の行動計画の策定に当たりましては、地域の実情に応じた施策をその内容に盛り込みまして、現状の分析やニーズ量の推計・把握を行うとともに、目標事業量の設定のための基礎データとして活用することを目的として、就学前児童と小学生の保護者を対象に、ニーズ調査を実施してきたところであります。

その結果、核家族化の進展や近隣住民との交流が希薄化したことなどの要因によりまして、子育てに対する不安や負担を感じている方が率にして55%いるという調査結果となったところであります。

このため、子育て支援センターを核とした相談支援事業の充実を図りながら、子育てに関する各種情報を提供するとともに、子育て支援センターの開放により、年齢に応じて親子と子ども同士が触れ合う交流の場を提供し、育児不安の解消に努めてきたところであります。

また、昨年9月に結成されました「幕別せわずき・せわやき隊」通称すきやき隊と言っておりますけれども、現在、隊員数15名の皆様のご協力によりまして、近隣に住む子育て家庭に対する日常的な目配りと声かけを推進し、地域における支援活動の浸透を図ってきたところであります。

そのほか、保育所利用時間の拡大を全体の65%が希望していることから、本年度より常設保育所の保育終了時間を15分間延長し、午前7時30分から午後6時30分まで、最大で11時間の保育を可能

とすることによりまして、保護者の就労時間の多様化に対応するとともに、ニーズ調査による回答者の約半数がリフレッシュ等で子どもを預けたいと希望しておりますことから、本年度移転新築する「さかえ保育所」におきまして、保育所に通所していない児童の一時保育に取り組む予定となっております。

また、本年度におきましては、少子化及び子育て支援対策といたしまして、六つの事業をスタートさせたところであります。一つ目には、2歳未満児を子育てしている家庭に対するごみ袋購入費用の助成、二つ目には、先ほども申しあげました常設保育所の保育時間の延長、三つ目として特定不妊治療費の助成、四つ目には妊婦健診費の助成、五つ目として保育所在籍児童の傷害保険料の全額助成、六つ目としてフッ素塗布歯科検診の無料実施であります。

以上のような事業を実施するほか、次世代育成支援行動計画に掲げる事業を推進することによりまして、出生率の上昇につながればと期待をいたしているところであります。

次に、合計特殊出生率の数値目標の設定についてであります。合計特殊出生率は、一つの基準といたしまして女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までとし、各年齢ごとの出生率を合計することで人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表すものであります。市町村レベルの人口規模におきましては毎年の変動幅が大きいことから、統計資料等に用いる場合につきましては、過去5年間の平均値を算出し、5年ごとに更新して使用することとされております。

このようなことから、平成10年の合計特殊出生率は、全国が1.39、全道が1.26に対して、本町は1.47となり、平成15年には、全国が1.29、全道が1.20に対し、本町は1.52となっており、全国及び全道では、減少しておりますのに対し、本町では上昇しております。率においても、今申しあげましたように、国あるいは道の数値を上回っているところであります。

今後とも地域社会資源の活用を図り、家族やコミュニティのつながりが維持できるよう、町民一人一人のご理解とご協力を頂きながら、住民が地域で生活する上での「安心感」を築きあげられるような子育て支援に努めてまいりたいと思います。

なお、今後の合計特殊出生率がどのように上昇していくのかというご質問についてであります。行動計画において数値目標は設定しておりませんので、平成21年度と平成26年度の合計特殊出生率について、先の合併協議会で算出した人口推計をもとに試算いたしますと、合併後の人口推計につきましては、年齢別の人口が算出されておらず、細かい計算ができないわけではありますが、按分などの操作をした上で仮に算出いたしますと、平成21年度、平成26年度1.35ほどになろうかというふうに思っております。

なお、よく言われますけれども、参考までに申し上げますと、日本が人口を維持するためには、合計特殊出生率の数値が、2.07程度必要というふうにいわれておりますが、6月1日に発表された国の人口動態統計の数値では、先ほどお話がありましたように1.25と、過去最低を記録をしております。今後の少子化対策や社会保障制度に大きな影響がでるものと想定されております。

ご質問3点目の出生率上昇政策等についてであります。少子化による影響は、子どもの健やかな成長だけではなく、若い労働力の縮小や地域社会の活力の低下、あるいは年金、医療、介護などの社会保障費の増大など、社会経済全体に影響を及ぼすことが懸念されます。少子化問題は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっているところであります。

国におきましては少子化対策といたしまして、平成11年に「新エンゼルプラン」を策定し、平成13年には「保育所の待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心とした子どもの産みやすい育てやすい環境整備に力点を置いた取り組みを行ってきたところであります。少子化の流れは止まらず、平成14年に「少子化対策プラスワン」を発表いたしまして、保育に関する施策などの総合的な取り組みを推進することとなったところであります。

これを具体的に推進するため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成16年12月には、国の新しい少子化対策計画となる「子ども・子育て応援プラン」を決定し、若者の自立、働き方の見直し、児童虐待防止対策など、保育事業中心だった新エンゼルプランに比べて対象

を大きく広げまして、平成 17 年度から 5 年間の施策の実施目標とともに、10 年後に目指す社会像を掲げているところであります。

本町におきましても、平成 14 年度から平成 22 年度までを計画の期間とする「幕別町エンゼルプラン」を策定いたしまして、行政、地域、企業、学校など社会全体が相互に協力して、子育て支援に取り組むための指針となる基本的な方向と必要な施策を示したところでありますが、「次世代育成支援行動計画」は、子育て家庭だけではなく、これから子育てをする若い世代の支援を含む「子育ての社会化」を目指すものであることから、あらゆる行政施策を子育てと子育て環境の側面から見直し、エンゼルプランの内容を包含する統合化した行動計画として位置付けているところであります。

永井議員のご質問要旨にありますように、私も出生率上昇施策は、最重要施策として取り組むべきと認識いたしているところであり、今後とも、「子どもが、親が、地域が共に育ち支えあうまち」を基本理念として掲げる「幕別町次世代育成支援行動計画」の目標達成に向け努力をいたしてまいりますとともに、新たなニーズに対しても積極的に取り組むなど、地域全体で子育ての意義について理解を深めながら、地域が一体となって子育てに伴う喜びが実感できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21 番（永井繁樹） それでは、ただいまから一問一答方式で質問をさせていただきます。

一問一答方式については、本日が初めてでありますので、理事者の方々におかれましては、私の質問に不手際がありますかもしれませんので、十分ご理解を頂きたいと思っております。

今、町長の御答弁で、出生率上昇のための政策、いわゆる少子高齢化にかかわる少子化対策ですね。これについては、町の行政施策の中でも最重要課題と最重要点施策ということで、私との認識と全く一致していますので、そこからの質問を始めたいと思っております。

広報誌及びホームページの掲載についてですが、今年の在り方と今後についての在り方は理解をするところでありますが、策定をした段階で、この行動計画そのものの情報提供が住民にされておられません。

これらについては、他の自治体を見ますと、きちっとホームページ、広報誌等で、幕別の場合はこういった形のもので出ておりますが、これらについてきちっと情報提供して掲載しているという自治体はいっぱいあります。

ですから、本来であれば、そういうところから情報提供されて、出生率上昇政策というものに対する住民の理解を得ていくというのが、本来の在り方であろうと。

事情があったのかもしれませんが、その段階は一応踏んでないです。

ただ、見ますと、広報誌、ホームページにつきましては、主な政策事業名でかなり詳しく掲載されているのは評価をするところであります。

町長もご存じのように、このまま少子化が進む、いわゆる出生率が低下していくと、国はもとより町の社会経済全体に急速な構造的な変化をもたらしていくという認識はもちろんあられると思っておりますし、大切なのはそのことを広く適切に正確に住民に周知を図るということだと思っております。

これからの対策ですから、多少後手にまわってはいるのですけれども、ここはとりあえず急いで、この次世代育成支援行動計画の内容を、広報誌若しくはホームページに詳しく掲載するか、又は、過去にいろいろなものがダイジェスト版で発行されておりますが、ダイジェスト版という活用方法も含めて、早急に我が町、それと国全体が置かれている出生率低下の現状。これを住民に情報として提供することが大切かと思っておりますが、これらを含めて町長の考えをお伺いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話にありましたように、幕別町次世代支援行動計画の冊子を策定いたしまして、これを全町民に配ったわけでは当然ありませんで、議員さんを初め、民生委員の方々には配布されているのかというふうに思います。

もちろん住民の方に十分今の現状、そしてこれからの対策、そしてこの重要性というものを周知し、そして認識を頂くということは大事なことだろうというふうに思っております。

当面は今、先ほど申し上げましたように、1年目を経過した中でいろいろな施策に対する検討事項、あるいは認証事項についての周知をさせていただきたいというふうに思っておりますし、あるいはどうしてもそういうしたことの必要性が出てきた場合に、あるいは情報をさらに提供するということになれば、広報誌等での特集を組む、あるいは今言うダイジェスト版の政策と。そういったことも含めながら、これからさらに十分内部での検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 情報提供に関しましては、積極的な対策を希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目にかかわっての質問になりますが、今回、策定されました行動計画の中には、かなり人数調査を参考にされた施策が多く入っているかと思えます。

ただ、町長も認識されていると思いますが、少子化対策に特効薬はないと言われております。

幸いに先ほどの答弁の中で、幕別町の出生率が全国の1.29に比較しますと1.52というところで高い数字を推移をしているところでありますが、少子高齢化という現象が出ている以上、幕別町においても将来的には、先ほど述べられておりましたが、21年から26年にかけては1.35の水準まで落ちるだろうということが言われておりますので、当然、幕別町にとって出生率低下というのは大きな問題になってくるわけです。

そこで、最近の企業動向を見た場合に、リストラが企業業績を回復させたという要因がありますが、これは子育ての適齢期の世代に対して、全くしわ寄せを受けてしまったという結果にも影響を受けております。

職場ではパートや派遣など非正社員化が進み、賃金水準が全体として低下した。いわゆる今言われている格差社会が広がり、その不安が充満しているという現状があります。

一方で、政府調査では、若い夫婦は子供を欲しがっており、理想とする子供の数は2.5人という調査結果も出ております。

ただ、その反面、子供を持ったら暮らせないといった不安を解消の対策に正面から取り組む国の姿勢が乏しいことと、その国の方針に沿っていく自治体の政策についても、国と同じような住民に対する不安解消をする対策に至っていないという現状が私はあるのかなと思えます。

そこで、お尋ねをいたします。

出生率上昇に向けた対策ということで、この行動計画の中にも入っておりますが、62事業を目標数値として掲げております。

その中で55事業については、約9割に当たりますが、現行どおり継続をしていくというものもありますし、残りについては新規で取り組むというものもございます。

その中で、出生率向上に向けた対策の中で一番重要と私が考えているのは、若年者に対する雇用の機会の拡大。これは雇用促進、人材育成の強化が含まれるわけですが先ほどの2問目の質問に対して、この雇用機会の拡大というのが答弁の中に入っておりません。

これらについては、私の考えであります。企業誘致を専門に取り組む姿勢がまず必要であることと、商工観光課が今、開発振興係ということで専門的なお仕事をされていると思いますが、これらのさらなる専門的研究の必要、それと同時に積極的な情報収集と企業の誘致に取り組むべきと私は考えます。

それともう1点、若年者の定住政策の実施についてであります。

出生率が上昇している地域については、この政策もかなり充実しているところが多いと聞きます。

住宅環境の整備、いわゆる子育て世帯優先の住宅政策の実施が必要であろうと。現在の公営住宅の在り方を再検討して、子育て世代優先の枠づくりをしてみてもどうなのかなと、私は考えております。

また、今後、高齢住宅新築計画においては、子育て世帯の優先入居の計画を立てていく必要もある

のではないかと考えますが、これらの二つの考え方に対する町長の考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の子育て支援にかかわっての雇用機会の拡大であります。これは子育て支援の面から、あるいは労働行政を進める上からも、重要な町としての課題であろうというふうに思っています。

ただ、現実的な対応といたしましては、なかなか雇用を拡大する、行政自身が、町自らが雇用を拡大することについては極めて現実に厳しいものがあります。

町でも高卒、大卒の新卒者の就職対応、そのための役場の窓口の増といったこともやっております。あるいは、冬期間の除雪をお願いをしているというようなこともあります。

しかし、現実にはやはり社会全体、国全体の景気なり社会情勢がより良い方向に向かっていかないと、なかなか企業による雇用の拡大というのは難しいのかなというふうに思っていますし、次の企業誘致についてもその通りでありまして、本町では、今、御案内のとおり、リバーサイドをもって企業誘致、工業団地をもって誘致を進めておりますけれども、依然、なかなか満杯にはならない。未だに何ヘクターか残っているのが実情でありまして、もちろん行政としての対応、そしてまた、今お話ありましたように、担当事務局の強化というようなことは必要であろうというふうに思っておりますけれども、なかなか現実には厳しいことも、またご理解をいただければというふうに思いますが、私どもも引き続き雇用の問題、あるいは企業誘致の問題についても鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、定住施策であります。

御提言ありました公営移住宅の問題もありますけれども、公営住宅法の中ではなかなか高齢者にはあっても若い人たち向けの公営住宅の施策というのは現実にはないのだろうというふうに思っております。

それと本町の場合、特に住宅関係については非常に民間による住宅施策も進んでおります。

私どもの町でも単身者住宅などの設置もしておりますけれども、それらも含めた中で、今後の公営住宅、あるいは町の住宅、そして定住促進、それら全体を含めた中で、この子育て支援にかかわっても研究をしてまいりたいと、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 今の質問にかかわってですが、これも正直申し上げます。

商工観光課における企業誘致を含んだ専門的な研究というのは、私は正直言って幕別町は遅れていると思います。

現在、団塊の世代を含む中で、本州の企業が北海道に進出をしていくという情報等もいろいろ私もお聞きするわけですが、それらにかかわって、幕別町がどのような企業誘致姿勢をとって、努力をしていけるのかというのがかなり大きな問題になっていると。

やはり現況の中の工業団地等を見ましても、中小企業の状況というのはやはり限界があるだろうということもありますから、やはりここはどこの自治体もそういう傾向なのですが、やはり企業に対する認識度、調査研究というのは、やはり行政の質の内容等の研究からいけばかなり私は遅れているというのが現実だと思いますので、出生率上昇の施策も含めて、こういった若者に対する雇用機会の拡充というのはかなり難しいとは思いますが、ここをやはり努力しないでいっても、今やられている少子化、例えば、子育て支援等の対策だけでは、やはり若年層の人口は増えていかないだろうと思いますので、できるだけ内部検討をされて、これについては取り組みを強くしていただきたいというのが本当のところでございます。

これについては答弁はいりませんので、次の質問に移らせていただきます。

行動計画の中で次に必要になってくるのが、ここでも述べられておりますが、子育て支援にかかわる、特に子育て支援センターを中心とした事業がいろいろあります。

そういった状況に入る前に、例えば、保育の部分を取り上げてみますと、この保育料の利用者負担

の問題については、それぞれ自治体でいろんな考え方があると思いますが、若い夫婦に対する利用者負担の軽減ということ考えた場合に、児童手当や子供の医療費の軽減などいろいろな経済支援を町は行っているところではありますが、保育料そのものの負担軽減についての考えは、町長はどう思っておられるでしょうか。

まず、それをお聞きします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前回のアンケート調査の中にあっても、いわゆる乳幼児医療の年齢の拡充と保育料を引き下げてほしいというような要望がかなりアンケートの中では強かったというふうに伺っております。

ただ、保育料は、本来、国の措置費負担に基づいて決定されてきたものであります。

それと町が独自に軽減するために、負担の区分を増やしたり、あるいは国の基準の、今は何年遅れとは言わないのでしょうか、ずっと据え置いておりますけれども、そうした基準を持って、保育料を徴収しておりました。

そしてまたもう一つ、保育料は所得階層に応じてそれぞれの保育料が決定する仕組みになっておりますことから、私は今までは国の基準に従った中で、そしてそれを使いながら、さらに拡充しながら、より軽減策をとということできたわけでありまして、ここ数年、ずっと据え置いているわけでありまして、今後、これらも恐らく措置費から手法がきつと変わってくるのだらうと。今までの国の補助金も恐らく今後は交付金に、あるいはやがては一般財源にというようなことになってくるのだらうと思っておりますけれども、それらも踏まえた中で、適正な保育料をこれからも目指していきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） この保育料に限定して聞いたのは、やっぱり出生率上昇地域では、こういった負担軽減の措置をいかに図っていくかということが傾向として出ております。

それで、例えば、経費節減の面からも、最近、まわりの自治体でも考えられておりますが、保育所の民営化、それとさらには幼稚園と保育所の一元化というのを視野に入れた検討が進められている実態が多いようですが、我が町にあっては、これらについては指定管理者制度の導入ということもありますが、おおむねどのような方向で考えられているのか。

それと、現在、国は就学前児童に教育・保育を一体で行う認定こども園制度の整備を進めていることは町長もご存じだと思いますが、これはいわゆる幼保一元化の流れを汲んであるものです。

こういったことの状況を踏まえた中で、さらに負担軽減に対する考え方をお示し願いたいと思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育所の民営化、あるいは指定管理者制度を活用しての民営化です。あるいは、幼保一元化の問題、これはこれから大変大きな課題になってくるのだらうというふうに思っております。

保育所の民営化のための指定管理者制度については、かねてから検討はしておりますけれども、今の段階でいつから導入するというようなことまでは言っておりませんが、さらに研究を重ねながら、来年、19年にさかえ保育所が移転新築してオープンすると。それらを踏まえた中で、できれば20年、あるいはその次ぐらいにそういったことが導入できればというふうに思っておりますけれども、まだまだ細部についてはこれから詰めていかなければならないでしょうし、特に通園されるお父さん、お母さん方のご意見というものも聞いていかなければならない問題もあらうというふうに思っております。

幼保一元化は実に古くて新しい話なのですけれども、最近やっと緩和されてきたというか、実施に移ってきてかなり出てきたように思います。

本町の場合は特に幼保一元化の問題になりますと、この幕別地区がいわゆる町立の幼稚園と町立の

常設保育所が1カ所というようなことであります。

あるいは、忠類地区は今、民間の方をお願いしての保育所が1カ所。これらは今後、いわゆる幼稚園とのかかわりで一元化ができるかどうか。まさにこれからの課題であり、十分、また検討を重ねていかなければならない問題だろうというふうに思いますが、いずれにしても今の段階でいつの時期にどうなるというところまで詰めた話ではありませんので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） さらに、今回の行動計画の中にあります数値目標設定という中に、特定14事業というページがございました。

この中に、放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる通称学童保育にかかわってでございます。

これについては、明日の一般質問で同会派の中野議員が細部にわって質問をしますので、私はそれに余りかかわらない範囲で確認をしていきます。

まず、本町に1カ所、札内地区3カ所、忠類地区1カ所、5カ所あるわけですね。

この行動計画には忠類地区は多分乗っておられないので、忠類地区の数が入っていませんから、現況では定員195名という認識をします。

それで、16年度の児童の登録状況をちょっと申し上げますが、はぐるま学童保育については50人中32名、やまびこについては40名中34名、つくしについては40名中61名と。あすなろ、これは40名中53名、忠類地区は25名の定員でちょっとどうなっているかわかりませんが、これを見ますと、1カ所に50人以上集まる施設というのが2カ所ほど。実数が集まっているかどうかかわかりませんが、登録上そうなっています。

ですから、満杯に来たときは完全に50人を超えるという状況なのですが、これは各いろんなところでやっている学童保育のご意見を調べてみますと、50人以上集まると施設としては限界を超えている状況なのだそうです。

適切なものは40人以内、子供一人にたたみ1畳が適切であろうと。これはぎりぎりのところであると思います。

この関係からいきますと、登録状況が2カ所ほどオーバーをしておりますから、この可能性もあるのかなと思いますが、働く女性に対する子育て支援の事業として、学童保育一つを考えた場合に、私は保育所や幼稚園のように、運営基準がきちっと設置されているものはいいのですが、学童保育というのは運営基準の設置が余りきちっとされていない。

ですから、一人当たりの面積ですとか、指導員数ですとか、料金などの基準というものが明確でないというのが私の認識であります。

もし間違っていれば御指摘を頂きたいと思います。

ですから、運営基準はできるだけ作成をして、道標的なガイドラインとなるような、そういった整備の裏づけが進んでいって、かつ予算の根拠も明確になるという運営基準が、私は必要と考えます。

これらについて町長の考えはどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 学童保育所にかかわるご質問でございますので、私から御答弁をさせていただきます。

今、永井議員がおっしゃいましたように、定員、札内地区においては3館とも40名が定員でございますけれども、二つほどで50名を超えております。

ただ、先ほど永井議員から御指摘がありましたように、実際にそこにその時間帯にいる子供たちの数というのは約40名を切っております。

これは1年生から3年生までのそれぞれ違う学年をお預かりしているという事情もあります。

それから、放課後お預かりするわけですから、子供たちの帰宅時間あるいは子供たちが少年団に参

加する時間帯、こういったものがありまして、在籍は50名を超えておりますけれども、実質上50名はなかなかいない状況にあります。

ただ、今、御指摘ありましたように、明確な基準というのは、これは国からも示されておらないわけでありまして、一人1畳というのは私ども把握しております。

私どもの方で計算しますと、その面積をこの定員からいいますと、確かに超えておりますけれども、実質上、指導員の数を、増減を図りながら対応をさせていただいているという現状にありますのでご理解を頂きたいと思えます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 一人1畳たたみ1枚が適当であるという根拠の中には、子供の声が聞き取りやすい、子供に落ち着きが出る、指導者に余裕が出るというメリットがあるそうです。

これらを十分踏まえて、施策を推進していただきたいと思えます。

それでは、次に、この行動計画の中にも重要なポジションになっております子育て支援センター事業にかかわりまして、お尋ねをいたします。

来年度、さかえ保育所、これが新築移転、これに伴いまして、子育て支援センターが本格的にスタートするところでありますが、この子育ての中核を担うセンター、拠点施設になると思えます。

かなりこの事業内容というのが今後の出生率に影響を、私は及ぼすと考えておりますので、子育て支援センターの来年度開設する上での取り組みの方向性、これらについてお伺いします。

それと、ここでやはり先進地を見ますと、支援情報を提供するというところで、ウェブサイトを開設してかなり情報提供をしているというのが先進地の実態です。

これらについて考え方。

それと、子育て支援ボランティアの養成講座の開設に対する考え方。

これらについて何うと同時に、施設の機能としてどういったスペース、いろんなスペースがあると思えますが、考えられておられるのか、お伺いをします。

なお、これと併せて、この子育て支援センター事業をするときに、並行してできるのが集いの広場事業、これも特定14の中に入っておりますが、3歳児未満を持つ保護者に対する政策でございますが、子育て不安や軽減や仲間づくりの支援を行う事業ということ。これがまず併設してできるのと、もう一つ、ファミリーサポートセンター事業、これも私は開設と同時にできる事業であろうと思えますが、これら二つについてはいずれもまだ目標が立てられていないというところでありますが、それらについての考えをお伺いします。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 初めに、後段の一時保育集いの広場事業、3歳未満の預かる部分についてです。これとファミリーサポートセンター事業、この二つの事業が特定14事業の中の二つに取り組むようになっておりますけれども、数値目標としては現在のところ載っておりませんが、これについては、このようなことをやりなさいということで国の方から言われている事業でありますけれども、特に目標は設定しておりませんが、今後の新たな課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、ボランティア団体の利用でございますけれども、これにつきましては、先ほど町長の答弁の方からありましたように、すきやき隊というボランティアグループが現在ありまして、そのところを活用させて、これの拡大に努めてまいりたいと思えます。

それから、ホームページ等を利用して情報を流すことにつきましては、今後も考えていきたいということで考えております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） ウェブサイトの開設についてはかなり重要な情報提供ですから、育児サークルや個人会員を募って、できるだけ支援センター開始時と併せてスタートをしていただきたいと、強く希望をしておきます。

それでは最後に、女性の労働力が高いほど出生率が高いという全国的な傾向、世界的な傾向がございます。

過日、近隣の自治体でも育児休業制度の普及ということで、政策を提示した経緯がございますが、幕別町にあって育児休業制度の普及を民間企業に対してどのように普及していくか、考え方を伺います。

それと、この出生率の上昇政策そのものについては最重要施策として取り組むというお話ですが、ここは提案になりますが、今実際のところこれに取り組んでいる課というのが、保健センターを中心とした所のところがございますが、私は子供課というのをきちっと設置して、子育て支援係という係を、この幕別町の行政の組織内につくって、子育て支援を最重要施策とするのであれば、それなりのポジションを明確にされた方が取り組みしやすいだろうと。ましては、子育て支援センターとの兼ね合いもございます。

これらについてはどうお考えか、最後にお聞きして終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の育児休暇の関係でありますけれども、町職員はもちろん法令に基づいて実施しておりますけれども、先般、帯広市が企業向けにこれの支援をするというようなことが出されております。

私ども、企業の数も帯広市なんかと比べると大分違いがあるのだろうというふうには思いますけれども、いい事例があるわけでありますので、帯広市の事例なんかも見ながら、私どもでどう対応できるか、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

さらに、御提言がありました子供課、あるいは支援係、これらについては、たまたま町内部で来年度以降に向けての機構の見直し作業を進めているところであります。

これらについても併せて検討させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、子育て支援にかかわっては、なかなか1係1課ではすまない、非常に広範囲に渡るそれぞれの施策が必要になってくるのだろうというふうに思います。

もちろん中心となる係を置くことは大きなことにつながっていくのだろうとは思いますが、引き続き検討させていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩いたします。

11:05 休憩

11:20 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○19番（増田武夫） それでは、通告いたしました3点につきまして、一般質問を行わせていただきます。

まず1点目でありますけれども、忠類総合支所に充実した発注制度をつくることについてでございます。

今年の2月に合併いたしました新しい幕別町が、均衡ある発展をしていくことと関連して、忠類地域の今後重要と思われる問題について質問したいと思います。

合併するに当たっての、特に忠類地域の住民の一番の懸案であった事項は、忠類地域の急激な過疎化と経済の停滞による商工業の衰退ではないかと思っております。

合併後、生活しやすく自立した活気ある地域としてあり続けることは、住民の願いであるのももちろんのこと、幕別町全体が均衡ある発展をしていくためには欠かせない要素ではないでしょうか。

そこで、新しい町の行政に求められていることは、急激な経済活動の落ち込みを避けること、忠類総合支所がしっかりと機能して職員の削減がにわかに進まないように努力することではないかと思えます。

そのための方策として、現在町長のもとで行われております工事等の発注の中で、忠類地域に関するものについては総合支所の権限で実施できるようにすべきではないかと考えます。総合支所内に指名選考委員会を設け、担当助役の専決による独自の発注制度をつくるように求めるものであります。

このような配慮を行うことは、総合支所の本来のあるべき機能を確保し、働かせると同時に、地域経済を支えることにつながると考えるのであります。

このような措置を講ずることは、合併相手の旧自治体に急激なダメージを与えない配慮であると同時に、それなりの財政上の根拠があります。

それは、合併に伴って、地方交付税に算定替えという配慮をしていることにあります。

合併後、10年間は普通交付税を一本算定せずに、合併前の町村が存続した場合に算定される額の合算額を下回らない地方交付税が交付されることになっています。このことは、旧忠類村の急激な行政サービスの低下や過疎化、経済の落ち込みに配慮する責任が新しい町にあることを示しています。

3月の定例会で質問いたしました忠類担当助役の権限の付与と同時に、総合支所がその機能をしっかりと持つこと。課題は幾つかあるところでもありますけれども、その象徴ともいえます発注制度をつくることは、忠類地域の将来に重要であると考えますけれども、町長の所信を伺いたいと思えます。

次に、2番目の問題であります。

現在の道の駅の有効活用についてであります。

今年度、新しい忠類道の駅が建設されることになっております。準備も進められていることと思えます。

この新しい道の駅が地域の発展に有効に機能するように努力すべきことはもちろんでありますけれども、同時に現在の道の駅、物産センターでありますけれども、道の駅がどのように活用されていくのかが問題になると思えます。

この二つの事業が成功して初めて2億円もの予算を投じて行われるこの道の駅の建設事業が、住民に歓迎され評価されることになると思うところであります。

この現在の道の駅の再利用方法につきましては、忠類文化協会加盟サークルなどから真面目な提案があり、担当者に届けられていることと思えます。こうした住民の積極的な姿勢こそが、地域活性化の原動力であり、これに答えていくことが協働のまちづくりにつながるものと確信するところであります。

町長は、地域住民の要望に十分耳を傾けて、現在の道の駅の最も有効な活用方法を決定していただきたいと思えます。また、有効に活用していくためには、住民の希望に添った施設の改修や維持管理のための施設が必要となります。来年度の予算にそうした必要経費を盛り込むことも含めて、前向きの答弁を求めるものであります。

3点目であります。

3点目は、現在の水道料金を見直して、住民の願いに応えるものにしてほしいという問題であります。

生活や生産活動に欠かせない水の供給は、地方自治体の大切な仕事であります。それだけに住民の生活や生産活動を支え応援する姿勢が自治体にはなければならないと思うところであります。

近年、年金の引下げや貧料世帯の7年連続所得減に加えて、定率減税の廃止、所得税の各種控除の見直し、今国会で成立しました医療制度の改悪などによって、お年寄りをはじめとする住民生活には困難が増大しています。また、昨年度突然始まりました牛乳の生産調整によって、酪農や畜産農家の経営に少なからぬ新たな影響が生まれています。

こうした町民各層の現状を考えますと、現行水道料金の見直しが必要であると考えます。

一つは、経営環境が極端に悪化する中で、水を大量に使う酪農・畜産農家などの現行の水道料金は

営農を脅かす要因にもなっていると言えるのではないのでしょうか。特に、昨年度の後半に実施された牛乳の生産調整が、今後3年間は続くと言われており、深刻な問題です。

水道料金の超過料金トン当たりの単価の引下げを実施して、支援の姿勢を示すべきではないかと考えるのがいかがでしょうか。

特に忠類地域の農業者の約半数は、市街地の生活用水と同額であり、早急な見直しが必要と考えます。

二つ目は、生活困窮者に対する助成の実施であります。

旧忠類村では、生活保護世帯、重度心身障害者在宅世帯、母子・父子世帯、65歳以上の独居老人世帯、世帯全員が70歳以上の老人世帯に、水道料をはじめ、汲み取り料、下水道料の助成事業を実施してきましたが、これらは3年で段階的に廃止されようとしています。

しかし、生活環境が著しく悪化する状況の中で、こうした助成事業は廃止せずに充実を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

水道料金の滞納状況とそれにどう対処しているかを併せて答弁をお願いいたします。

以上3点について質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、総合支所に充実した発注制度をつくることについてであります。

本町の入札制度につきましては、地方自治法施行令に基づき、競争入札参加者の資格及び指名に関する規則を定め実施をいたしております。

規則では、入札参加者資格審査会及び指名競争入札参加者指名選考委員会を置くこととなっており、忠類総合支所からは委員として、入札参加者資格審査会には総合支所長と建設課長が、また、指名競争入札参加者指名選考委員会には、総合支所長と当該工事等の関係課長が出席することとなっております。

また、指名選考委員会においては、原則として入札案件ごとに該当する工事種別資格者名簿に登録されている町内の企業総てを指名し、入札が実施されている状況にあります。

そうしたことから、ご質問にありますように、総合支所内に指名委員会を設けることにつきましては、あえてその必要性はないものというふうに考えております。

入札に付す必要のない小額工事や物品の購入等につきましては、御案内のとおり、これまで同様総合支所において、予算を持ちながら発注がなされておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、現在の道の駅の有効活用についてであります。

ご承知のとおり、本年度、新たな物産センターの移転新築を予定しておりますことから、これに伴う現在の物産センターの在り方・活用につきまして、合併前の昨年秋から検討がなされてきたというふうに伺っております。

物産センターの在り方につきましては、大きく申し上げますと三つの選択肢が考えられるところであります。

一つ目は、公共用（行政）財産として活用すること。

二つ目は、普通財産として活用すること。

三つ目は、取り壊すことであります。

私といたしましては、何らかの用途として利用するとした場合に、一つ目には、道の駅ゾーン、アルコ236をはじめ周辺一体を構成する一つの施設として、道の駅の機能強化、あるいは機能を補完する施設となるというふうに思っております。

二つ目が、施設の改修あるいは維持管理に多額の経費を要さないことが望ましいものと考えているところでありますが、道の駅ゾーンにつきましては、忠類地域が今後永続的に発展していくためには、欠かせない大切な財産でありますとともに、道の駅を盛り上げようという住民の皆さん方の熱意も十分承知いたしておりますことから、先般、地域住民会議に物産センターの在り方につきまして、検討

をお願いしているところであります。

私といたしましては、地域住民会議におけます検討結果を踏まえ、関係団体の意向等もお伺いした上で、総合計画3か年実施計画の策定スケジュールに間に合うように、9月末までには結論を見出してまいりたいと考えているところであります。

ただ、増田議員がおっしゃいました、忠類文化協会からの提案については、担当者を含め、私も承知いたしておりますが、協会としての意向があるとするならば、地域住民会議における審議日程との関連もごさいますので、できるだけ早めに、お話をお聞かせいただければ有り難いものと思っております。

次に酪農・畜産農家等の水道超過料金の引下げについてであります。

現在、幕別町が営農用として料金設定し供給しております水道事業は、すべて簡易水道特別会計により事業運営がなされております。

現在の幕別町の簡易水道事業は、使用料のほか一般会計からの繰入金で運営いたしておりますが、本来、簡易水道事業も上水道事業と同様に独立採算を原則とした企業会計の理念が踏襲されるべきものと考えるところであります。

したがって、簡易水道事業の水道水の供給というサービスは、簡易水道区域内の特定の住民が恩恵を受けるものでありますことから、サービスの提供を受けた住民がそのサービスの度合いに応じまして、これらに要する費用を負担することが公平の原則であろうと考えております。

お話にありましたように、現在の酪農・畜産農家の厳しい経営状況については理解をしているところではあります。水道事業は受益者負担が大原則でありますこと、また、一般会計からの現在の繰入れ状況から勘案いたしまして、現時点では超過料金の引下げは難しいものというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、現在、忠類地区簡易水道区域の家事用と営農用の超過料金単価が同額となっておりますが、この料金につきましては、合併協議において、合併後、幕別町の料金に統一するという決定から、平成18年度以降4か年の経過措置により段階的に調整を図ることとなっております。

ご質問の酪農・畜産農家の水道使用料につきましては、平成20年4月から料金の統一が図られ、21立方以上の従量料金は、忠類地区の場合、現行1立方140円から122円に引下げとなりますことから、この間は現状の価格で据え置きたいというふうに考えております。

次に、2点目の生活保護世帯、重度心身障害者在宅世帯、高齢者世帯等に対する上下水道使用料等の助成事業についてであります。旧忠類村におきましては、「し尿汲取料・下水道及び水道等使用料助成事業実施要綱」によりまして、生活保護による被保護世帯の全世帯と、重度心身障害者在宅世帯、母子・父子世帯、65歳以上の独居老人世帯、世帯員全員が70歳以上の老人世帯のうち、村民税非課税世帯又は均等割のみの課税世帯に対し、し尿汲取料の全額と水道使用料、下水道使用料、個別排水処理施設使用料を20%から50%助成するという独自の福祉施策を実施いたしておりました。

しかしながら、ご承知のように、2町村の合併協議会におきましては、受益者負担の公平性と新町の財政に及ぼす影響などを審議いたしました結果、この制度は、「平成18年度以降3年間の経過措置により、忠類地区の対象者に助成する金額を段階的に調整した上で、平成21年3月31日をもって廃止する。」という調整方針が決定され、この方針を受けまして、「幕別町忠類地域し尿汲取料・下水道及び水道等使用料助成事業実施要綱」において必要な経過措置等を制定いたしましたところであります。

この制度を廃止するのではなく、制度のさらなる充実を図るべきというご意見でありますけれども、負担の在り方や財政状況等を勘案いたしますと、本町全域における助成制度の拡充は困難であろうというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうにお願いたします。

次に、3点目の水道料金の滞納状況と対処についてであります。現在、忠類地区における滞納者は1件もなく100%の収納率となっております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19 番（増田武夫） それでは、一つ目の質問から再度お伺いしてまいりたいというふうに思います。

総合支所に充実した発注制度をつくる。

このことには幾つかの意味があると思います。

最初の質問でも申し上げましたけれども、総合支所が置かれた理由というのは、忠類地域が急激に寂れていかないようにという、そういう強い願いがあつてつくられたというふうに思います。

そのためには、忠類支所の総合支所としての機能がしっかりと保たれていくことが必要だというふうに思います。

現在のこの町の忠類の総合支所での専決の関係でいいますと、30 万円以上の発注工事はすべて本町の権限による、町長の発注となっているわけでありましてけれども、こうした点を考えますと、やはり忠類総合支所が独自の機能をこれからも持つということが急激な過疎化や総合支所の機能低下に歯止めをかけるためにはどうしても必要ではないかというふうに思います。

そう申し上げます大きな根拠の一つに、国が地方交付税に与えております合併市町村の地方交付税に与えている恩典があるというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、一本算定、これは傍聴者の皆さん、来られておられる方の皆さんのためにも一本算定というものがどういうものかということなのですけれども、一本算定というのは合併した町村が一つの町として算定された地方交付税のことを指すわけでありまして、この一本算定と、それから算定替えといひまして、合併から 10 年間はそれぞれの町村が合併しないで存続したとして計算された地方交付税を配布すると。こういうのが算定替えであります。

町の総務課の方で調べていただきました。

平成 18 年度の一本算定と算定替えのその差額はどのぐらいになるかといいますと、4 億 7,463 万 4,000 円だと、このように試算されました。これは確定した額ではないわけでありましてけれども、4 億 7,000 万円も超えるような地方交付税が、合併したその幕別町に、合併しなかったときの計算された額として支給されているというのがこの額であります。

この本来一本算定されるべきものが、4 億 7,000 万円の上乗せをされて支給されている。このことは何を意味するかといいますと、やはり総合支所としての職員もきちっと確保して、機能を維持すること。これが一つでありますとともに、その地域の経済的にも地域に対するマイナスの影響を極力避けるという、そういう意味があるのだというふうに思います。

先ほども申し上げました忠類総合支所に発注制度をきちっと持って、そして総合支所としての機能をしっかりと維持していくことということは、こうした住民の急激に地域が衰退していくのではないかと、そういう懸念に応える大きな道ではないかと、そのように考えます。

この算定替えによる余分にといいますか、一本算定よりもたくさんきている地方交付税は、10 年間ではどのぐらいになるかという予想を立てますと、例えば、地方交付税は 10 年度には今の 80% の規模になるとして、合併協議の中で試算されております。

そのことを考えますと、10 年度に算定替えの予算も約 80% になると仮定しますと、42 億からの算定替えによる予算が配分されると、そういうことになっているわけでありまして。

そのことを考えますと、この現在総合支所と、そして置かれているこの忠類の地域にしっかりと発注制度に代表されるような機能を持たせて、そして 3 月の議会するときにも質問しましたように、忠類総合担当助役にしっかりと専決権限を持たせて、行政を行っていくことが求められているのではないかと。

そのことは国の配慮からも言えるのではないかと思いますけれども、その点について答弁を願います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、先ほど、30 万以上は町にということでありましたけれども、130 万までは総合支所の方で発注は出されております。

それ以上が入札対象ということになっております。

それと、地方交付税のことを言われましたけれども、これはまさに地方交付税が一本算定、算定替えを使う、二つの町があったことを想定して交付税を算定する。

これは合併の最大のメリットであったのかなというふうに思っております。

必ずしも増田議員が言われるように、合併した旧地区にその分を使うために、あるいは、そのためにその分の交付税が増えたというようなことでは決して私はないのだろうと。

あくまでも合併のためのいわゆるメリットの部分だろうというふうに思っております。

もちろん急激に経済活動が落ち込んだり、職員が減ったり、地域が衰退したり、そういうことは、これは合併をしてあってはならないことですから、我々も最大その辺については、お話がありましたように、均衡ある発展に意を用いてまいりたいと。そのことは決して変わるものではありません。

ただ、お話にありましたように、指名選考委員会ですけれども、例えば、幕別町で水道工事を発注する。忠類地区の水道工事を発注するといったときに、指名委員会では幕別町の町内業者、上から8社ぐらいあるのでしょうか、水道業者をすべて指名して入札行為をやるわけですから、これを幕別本町でやろうが、忠類総合支所でやっても、それは決して変わるものではないわけでありまして。

よっぽど町内業者でできない大手だとか、管外からの業者を入れるようなときには、あるいは、そういうことがあるのかもしれませんが、普通、忠類地区であろうと幕別地区であろうと、幕別地区の事業には忠類の業者は指名しないかといったら、もちろんそんなことはないわけでありましてから、私は絶対駄目だとかということよりも、あえて二つの指名選考委員会を持たなくても、現実の一つの指名選考委員会の中で、十分忠類地区に対する配慮もできている。やれるのだということから、先ほど申しあげましたように必要性はないのでないかということをお願いしたわけでありまして、地方交付税については、ちょっと見解が違うのかもしれませんが、私は決してそれだけで地方交付税が一本算定でないということにはつながっていかない部分があるのだろうというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 地方交付税の算定替えがそれだけでそうになっているとは決して申し上げないところであります。

そういう旧忠類村、編入合併したその町村も、その後の急激な変化を避けていくために、その予算も使われていくべきだと、このように申し上げているわけでありまして。

町長さんの立場から言えば、どこで発注しようともそれは変わらないのだと、こうおっしゃいますけれども、先ほども申しあげましたように、忠類にそういう発注制度をつくって、忠類の総合支所の機能を維持する、急激にそうした機能を全部奪ってしまわないというところに大きな意義があると思うわけでありまして。

これは編入合併した地域の商工業者でありますとか、少なくとも忠類村が自治体として、特別会計も入れて32億からの予算を村長の権限で使ってまいりました。

そういうことを考えますと、そうした予算をその地域の中で担当助役の権限で使用していかれるように配慮していくこと。使用していきますとか、担当助役の権限で一定程度までは執行していかれること。このことが非常に忠類の地域にとって大きな意義があるのだと。そのように思うわけでありまして。

先ほども申しあげましたけれども、一本算定と算定替えの差額というものは、やはりそうした配慮のためにも使われていくべきだと、そのように考えますけれども、これは忠類地域の方も町長の答弁を聞いていますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどから申し上げておりますように、私は合併したからすべて本町でやればいいのか。総合支所は機能をもっと縮小すればいいのだとか、そういうことを申し上げているわけでは決してありません。

増田議員の言われるように、均衡ある発展ということを考えれば、幕別町全体の中で、忠類地区も幕別地区も糠内地区も札内地区も広い範囲の中で、幕別町としてそれぞれが均衡ある発展をすること

が望ましいのであって、そのために忠類に何十億の予算を使うのかと。それはその年その年のいろいろな事業や施策の中で使われていけばいいことだというふうに思っておりまして、決して頭からそういう忠類地区はもう支所機能を低下してもいいとか、予算はもう少なくてもいい、そういうような考えは全く持っておりませんし、忠類地区の皆さんの要望に一つでも二つでも、私は逆に応えられるような町施策を講じていくことが大事であろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） これは発注制度をしっかりとしてほしいというのは一つの例でありまして、やはり総合支所たる機能をしっかりと維持していくようにしていただくことが、この忠類地域の職員の数も急激に減らさない一つの方策であるというふうに考えます。

忠類地域の商工業者なんかにとっては、人口が急激に減るということは死活問題にもなるわけでありまして。そのことを考えますと、しっかりとそうした意見も踏まえて、今後の行政に当たっていただきたいと、そのように思います。

1問目はこれで終わりたいと思います。

2問目でありますけれども、現在の道の駅、物産センターでありますけれども、これは町長さんの答弁にありましたけれども、もう既に新しい道の駅が工事発注に向かう段階に来ているのではないかというふうに思います。この道の駅が本当に財政状況が苦しい中で、2億円近いお金を使って建設されると。この道の駅がしっかりと機能させていかなければならないというのは非常に大きな課題だというふうに思います。

この事業は、現在の物産センター、道の駅が建設されて20年になります。

1988年に建設されて20年になるわけでありまして。

私も先日、行ってよく見てまいりましたけれども、すぐつぶれてしまうようなものでもありませんし、しっかりと機能しているというふうに思います。

この道の駅が、現在の道の駅がしっかりと再利用されて、そして地域の皆さんに有効に活用してもらえるようにしていくことは、この道の駅の建設事業全体にとって、この二つが成功して初めて評価されるものになるのではないかというふうに思います。

町長さんは先ほどの答弁の中で、文化協会からの提案はないと、こうおっしゃっておられました。

文化協会としての提案はない、私もそう思っておりますけれども、ここにも書きましたように、文化協会に加盟している多くのサークルから、こういうような活用の仕方をしたいというような意見が担当には届いているはずだというふうに思います。

こうしたものもしっかりと参考にされて、町長さんは先ほど三つの選択があつて、三つ目には取り壊すことも選択肢の一つとして挙げておられますけれども、しかし、これは取り壊すのではなくて、先ほども言いましたけれども、まだ十分に使用に耐えられる大きな施設でありますので、これをしっかりと住民の意見を聞いて、そして利用していただきたいというふうに思うわけでありまして。

その際に、やはり来年度から新しい道の駅が稼動していくわけでありましてけれども、来年度の予算の中で、その改修に多額の予算をかければかけた方がいいという、そういう意味で言っているのではありませんけれども、利用者、いろいろな意見が出されてきた中で、一番いい利用の仕方を決定していただくわけですが、その決定した利用に耐えられるような改修なり、また、維持管理などの予算の配慮をしっかりとするという姿勢を示していただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 道の駅について、いわゆる物産センターについては、今、増田議員が言われたように、私どもとしてもあの地帯一体の中で有効活用されることを望んでいるわけでありまして。

そして、私はやはり忠類地域にとって非常に大きな、先ほど申し上げましたように財産であろうと思いますので、私はそれら地域の皆さんの意向を最大限尊重した中で対応をしてみたいというふうに思っております。

文化協会のお話、あるいはまた、商工会ですとか、いろいろな方のご意見があるのだろうと思いますので、何とかそれらが十分詰まった中で、最終的な方向性を見出していきたいと。

それから、後段にありました予算についての配慮、これは当然活用目的が決まれば、それに向けた予算づけというようなことはしていかなければならないというふうに思いますので、まずは、どういう方法で活用するかについて、今後、詰めていきたいというふうに、また、ご意見を頂きたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 予算に対する配慮が呼応するという心構えがありませんと、どういう活用していくかという、そういう踏ん切りもついていかない。この予算の中の範囲でしかできないよということでは困ると、そういう意味で予算の配慮もしっかりとしていていただきたいと、このように申し上げているところであります。

いろいろ調べてみますと、例えば、吸収合併されていった町村に対する配慮という点でいろいろ調べてみました。

岐阜県の高山市という市があります。

この岐阜県の高山市は、高山市に周辺の9町村が編入合併した町村であります。

ここでは、地域振興特別予算というものをつくりまして、地方交付税、先ほど言いました算定替えと一本算定の差額の一部分を、地域振興特別予算として組んでいると。

そして、平成18年度には、その予算は6億7,000万円、これはきちんとホームページで調べましたので間違いのない数字でありますけれども、それが編入した9町村に配分されると、こういうことになっておりまして、しかも、3月の議会のときにもちょっといろいろ議論になったのですけれども、地域振興事業補助金ということで、支所長が地域振興特別予算の5%、これを支所長の権限で執行できる予算としているようであります。

特別予算の5%といいますと、3,350万円になるのですけれども、そういう予算も組んで、そしていろいろな地域振興に使っていると、そういうことであります。

そういうこともありますので、是非とも住民の要望にきちっと応えるような姿勢を、この面でも示していただきたいと、そのように思いますのでひとつよろしくお願いします。

次の三つ目の問題であります。

水道料金を見直して、住民の願いに応えるものにと、このようにお願いしたところでありますけれども、私、忠類出身の議員なものですから、町長さんは忠類のことだけを問題にしているとお考えのようで、例えば、料金の滞納状況というのは、忠類だけのこと100%だと、このようにお答えでしたけれども、こうした問題も幕別町全体で滞納状況がどうなっているのかと、そういうことも答弁してほしいわけでありまして、しかしながら、合併によって忠類地域の水道料金も大きく上がることにはなりました。

ここに挙げました農家の営農用水などの料金というのが非常に高額になって大変だという、そういうお話をしたところでありますけれども、現在の幕別町の超過料金トン当たり122円、それで計算いたしましても非常に酪農家の負担などは大きな負担になっています。

ご承知のように、この酪農家は、今、きれいな牛乳を出してほしい。そういう消費者のニーズもありまして、洗浄その他に非常に水をたくさん使います。牛そのものもたくさん水を飲みます。水が九十何パーセントを占める牛乳もたくさん出すという関係もあって。

そこで、月に300トンとか500トンとか、こういう水の使用量、これは実際調べてみましたけれども、そういう使用数量になっているところであります。

例えば、300トンを、これは中程度の農家でも300トンほど使うのですけれども、この中程度の農家でも、幕別の料金でいえば月に3万8,240円、忠類の料金でいえば4万2,010円と。月にそれぐらいかかるわけです。

幕別では、年間では45万とか50万、忠類でも50万以上の、300トン使う農家でそのぐらいの負担

になっている。

そして、大きな農家だったら1,000トンも使うような農家もあるわけですがけれども、そうしたことを考えますと、この超過料金、140円なり122円というものは、やはりもう少し大幅に軽減する必要があるのではないかと。

前段の質問でも申し上げましたけれども、今、牛乳の生産調整その他で非常に経営環境が厳しくなっていると。

そうした点からいいますと、やっぱり町が支援してやれるのは、そういう点ではないかというふうに思うわけです。それが農業者の支援をそうした点でしてほしいと、引き下げてほしいというその理由であります。

もう一つ、一般家庭でありますけれども、先ほど、町長は忠類村の滞納者はゼロだと、そのようにおっしゃっておられました。先日、担当の方から幕別町のその状況も、これは払えないで停水に至っていると。栓を閉められてしまった。この件数をちょっとお聞きしたところ、昨年度、停止したその戸数は55戸に及んでいるわけですね。これは1日しか閉めなかったところ、これを見ますと3カ月以上にわたって閉められているところ。それから、6戸、ずっと長期に、これは留守のお宅だとかいろいろあると思うのですがけれども、しかしながら、忠類村では滞納がゼロだったと。だけど、幕別の場合は、3カ月か滞納して、そして栓を閉められてしまった人が55戸いるわけですね。

そのことを考えますと、私が申し上げましたように、そうしたいろいろな弱者に対する支援措置を忠類の場合は行っていました。

そうなりますと、今、一般家庭でも60%から70%、この3年後、4年後には料金が引き上げられるわけなのですけれども、そのこともあいまって、この助成措置がなくなるということで計算しますと、例えば、忠類地域の保護世帯は10トンお水を使ったとしますと、840円から2,439円と、2.9倍になるのです。

このまま助成もなくなってしまうとね。

それから、老人世帯などは、1,180円から、月10トン使ったとして2,439円と2倍になると、こういう状況であります。

先ほど、答弁されましたように、この滞納がゼロだと、こういう状況と、栓を止められている、これが55戸あるという状況を見ますと、やはりそうした料金が高く設定されていけばいほど、やはり助成措置をしっかりととること。これはやはり住みやすい町を目指している町政としては、しっかりと応えていく必要があるのではないかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

12:04 休憩

13:00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員の水道の関係について答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、滞納状況、幕別町の分を申し上げなかったのですがけれども、幕別町の分、特に上水道関係で滞納が多いわけでありまして、15、16、17、3年間、大体3.7%から3.6%、滞納戸数でいきますと280戸から289戸までの間に入っておりまして、幕別町の水道料金、非常に高いというのが前々から言われてきておりまして、かつてはずっと管内のトップを走っていた実績があるのですが、おかげさまで今は8番から9番ぐらいいまになっているのかと思います。

ただ、残念ながら、今、上水道会計も赤字決算でありまして、ここ数年続いております。

やがて、今、20年でしょうか、全戸企業団からの水を入れるようになりまして、また料金改定なんかということを当然考えていかなければならないときがくるのだろうというふうに思っております。

けれども、できるだけ何とか改定しないようにということで、恐らく平成9年が最終の改正だったというふうに思っておりますけども。そうした中で、簡易水道の料金も設定をさせていただいているわけでありまして。

ただ、一つお話にありました幕別の場合は営農者と一般との差がついておりますので、増田議員が言われるように、忠類の営農される方が多く使えば使うほど、今よりは減額は大きくなっていくということだけは間違いないと思います。

ただ、忠類地区の一般の方には大変申し訳ないのですが、どんどん上がっているというのが状況であります。

例えば、仮に14トンの計算でいきますと、現在1,970円あるものが最終的には3,200円まで上がるというようなことで、この分は大変申し訳ない気もするのですが、そういったことも実は合併協議の中で説明をさせていただきながら、何とかご理解を頂いたところであります。

そういうようなことで、何とか今の超過料金の引下げをというご質問ではありましたが、現状はなかなか難しい状況にあることも、ひとつご理解をいただければというふうに思っております。

それと、もう1点の忠類で続けられてきた助成に関してでありますけども、これも余り他にはない制度だったのだろうと。忠類独自の施策だったのだろうというふうに思いますけれども、これも幕別町へ当てはめると、相当な金額の減免といいますか、助成額になってくるわけでありまして、これらについても厳しい状況にはありますけれども、何とか幕別町と一本化する、将来に向けて廃止をするというようなことで、合併協議を整っていることであります。

よろしくご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 今、町長さんのお話で、15年から17年までの滞納状況もお示しになりました。

昨年度はそのうちの給水停止通知まで至った戸数が268件というふうにお聞きしているところであります。

そのうち実際に停水まで至ったのが55件と、こういうふうになっているわけでありまして。

そうした点を考えますと、職員の方々がなかなか払うのに困難な人たちに、払うための督促の努力というものも非常に大きなものがあるのではないかとこのように思います。

そうした点からいって、現行の水道料金を下げることはできなくても、そうした払うのに困難な人にやっぱり助成なり何なりの措置を講ずることによって、こうした停水通知をしたり、実際停水して、この頂いた資料によりますと、その日のうちに開栓しているのもありますけれども、3カ月以上にわたって停水に至っているものもあるわけですね。

やはり水というのは、生活していく上で必要最低限に必要なものであることを考えますと、やはりこうした事態を招かないその努力というものもしていく必要があるのではないかと。そのことで、やはり生活に困窮されておられる方々に対する助成の措置をやはり新しい町の良い施策として、是非やっていただきたいということが一つであります。

もう一つは、営農関係で、先ほども申し上げましたけれども、いろいろ聞いてみますと、例えば、200頭くらい飼っているお宅では、2月、3月で400トン近い使用量だったと。500頭、600頭という営農されている人もいるわけなのですが、例えば、400トンであれば、幕別であっても月5万円、それから、年間では60万円の負担料になると。忠類はもう少し高いわけなのですが、今いろいろ聞いてみますと、そうした簡易水道を使うことによって営農に対する影響が大きいものですから、自分のところで、家で管を打って、そして自家の水道を牛に分に使っていると。飲み水だけ簡水に頼っていると。こういうところがあちこちに出てきているのですよね。

これはやっぱり当然の姿勢だと思うのですよね。

そういうことを考えますと、そうやって簡水を使って営農する人が減っていけば減っていくほど、町の収入は減ってしまうわけですね。

そのことを考えれば、思い切ってトン50円だとか、そういうところまで減らして、そしてみんなに

使ってもらうことが、収入も減らさないし営農も助けると、こういうことになっていくのでないかというふうに思うのですよね。

前段でも申し上げましたけれども、非常に営農に厳しい環境にますますなっているということを考えますと、やはり是非そのことを真剣に考えていただきたいと。

忠類のもう半分も、今の道の事業で4年間ぐらいかけて整備されるのですが、その人たちに聞きましても、それだけ高くなるのであれば、自分のところで何とか工面するようにしたいという人も結構いるわけですね。

その整備されたあかつきには簡易水道と同じ料金になるということからいって、そう言っている人もいるわけなのです。そうすれば、そうした営農を助ける点からいっても、そういうことは必要でないかと、そのように考えるわけですが、再度、答弁をお願いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 55件の給水停止というようなことがありまして、中には停止したままそれっきりという人も何件かいる。これは恐らく住所だけがあってないという方が多いのだらうと思いますし、その中には必ずしも生活困窮で払えないという方だけでも実はないわけでありまして、当然、増田議員が言われるように本当に生活困窮で水道料も払えないというような方については、何回も相談業務、臨戸徴収、いろんな形をとりながら相談をさせていただいて、それなりの措置もとっているわけでありまして、もちろん言うまでもなく生活保護は保護費の中に当然水道料はそれに見合う額が含まれているわけでもありますし、そういった中では一概に言えない部分もありますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの町に水道料は、長く高い位置にあるということもこれは実態でありますので、何とか協力を頂く中で、対応いただく中で、水道料の納入をしていただくように、これからもお願いをしていきたいというふうに思います。

下げないように、あるいは助成をする、減免をする、それは確かにいいことなのでしょうけれども、それも今言うように、厳しい水道会計の中にあって、なかなか難しいのが実情であります。

簡易水道についても、先ほど言いましたように、企業会計ではありませんけれども、やはりそこに恩恵を受ける方たちが、それなりの受益者負担として納めていただく。そのことが上水道との均衡というようにことにもつながっていくのだらうというふうに思います。

営農という面にいきますと、これは農業振興というサイドからも考えられるような面もあるのかなというふうに思います。

ただ、畑総事業で忠類地区、今度、水道管がありますけれども、その分は逆に水道がつけば、逆に今の忠類の料金体系よりは安くなっていくのでないかというふうには思いますけれども、いずれにしても水道料全体の見直し時期もきておりますので、今のご意見なども十分参考にさせていただきながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 高い水道料だということも自覚されてやっておられるわけなのですが、やはりそうした中で、もちろん滞納している人すべてが困窮している人かと言えば、そうでないかもしれませんけれども、しかしながら、やはり大部分が止められてまで払えないと、そういう状況にあるということもよく御留意いただきたいなというふうに思います。

それから、営農用水の関係では、どんどん自分で管を打って、そして自分のところの水道で間に合わせざるを得ないような、そういう状況になっている。それは現実にあるわけですね。

そういう農家が増えれば増えるほど、町の収入が減ってしまうわけですね。

そういうこともやっぱり併せ考えますと、やはり農業を援助するという政策的な観点からしても、やはり引下げに踏み切るべきではないかと、そのように強くお願いしたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○20 番（野原恵子） それでは、通告に従いまして、2 点について伺います。

1 番目に公営住宅の入居制限についてです。

住民の暮らしは不安定雇用や賃金の抑制、税の負担増など大変厳しくなっています。

住宅についても一般住宅よりも家賃の低い、公営住宅に入居を希望する世帯が増加しています。

国土交通省は、昨年 12 月各都道府県知事に、公営住宅法施行令の改正と、公営住宅管理の適正な執行という通知が出され、地方自治体で通知内容を実施するよう指示しました。その内容は、一つ、公営住宅は低所得者を対象としていることから、入居収入基準を定めていますが、入居の際の収入基準を少しでも超えると民間並の家賃にする。

二つ目、現行では、入居の名義人が死亡や離婚でなくなった場合、子・孫・父母・兄弟・姉妹・祖父母・叔父・叔母の 3 親等まで使用が承継されていたものを配偶者に限定する。

また、単身入居の年齢基準を引き上げ、50 歳以上から 60 歳以上にします。

三つ目は、入居の申込みのときに、預金・有価証券・不動産など換金性を有する資産を自己申告させ、保有資産を自治体が確認できるよう、同意書の提出を義務付ける。

4 番目、家族が減れば家賃値上げなどです。

このような措置は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備して、国民生活の安定と社会福祉の増進を謳う公営住宅法の目的にも反するものです。

したがって、次の点について伺います。

公営住宅の入居制限などは実施しないこと。

二つ目、食育の推進についてです。

食育は子供たちにおける問題では、今、なくなっています。

おいしそうで体によさそうな簡単に便利な商品が、消費者のニーズに合わせて次々に登場し、食情報も絶え間なく提供されています。

こうした中で、食事のバランスを崩しがちな人が増え、疾病全体に占める生活習慣病、がんや糖尿病などですが、この割合が増加し、さらに患者の若年齢化が進んでいます。

今ほど豊かでなかったころの日本人の食事は、平均的にバランスが良かったと言われております。

先人から受け継いできた普通の食事をすることで、総合的に栄養素がごく自然にとれていたのだと思います。豊かで便利な時代となり、日本に食の基本が崩れ、多くの人々が日本の食べ物や食べ方を大切に失くなってきている傾向にあるのではないのでしょうか。

十数年前から子供の体力や運動能力の低下が統計でも顕著になり、教育の現場から気力がない子や欲望のコントロールが苦手な子が目立ってきたとの声を聞くようになりました。

社会全体に食の基本が崩れてきたことが、子供の食生活にも大きく波及し、子供の生きる力の希薄化として様々な形で表れてきているように思います。

毎日に暮らしの中で、食べることが大事に考えられ、節度のある食生活が営まれていれば、子育ての基盤は確かなものとなり、自ずと知力も体力も心ものびのびと育っていけるのではないのでしょうか。

食育は食べることの意義や文化を伝え、子供自らが食材や調理・栄養と健康とのかかわりを知って、生涯健康で暮らせる生活力や技術を身につけていくための活動だと思います。

子供たちが健全な心と身体を培い、未来社会に向かっていけるように、また、大人が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生き暮らしていくためには、家庭や地域社会・学校と連携した食育の推進が必要と考えます。

2005 年 7 月に食育基本法が制定され、食育を広める各分野での取り組みが進められております。

したがって、次の点について伺います。

1、学校給食を通しての食育の取り組みは。その中でも、日本の食文化に対する取り組み。また、地場産品の食品の使用状況と生産者からの直接購入の食材について。

二つ目、総合的な学習の中での食育の取り組みについて。

三つ目、家庭・地域社会・学校と連携した食育の推進について、伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公営住宅の入居制限についてであります。

公営住宅が、真に住宅に困窮する低額所得者に対して、公平・的確に供給できるようにするため、社会経済情勢の変化に対応した施策対象の見直しを行うとともに、入居・家賃制度の適正・合理化を促進することを目的に、平成17年12月2日付で公営住宅法施行令の改正が行われたところであります。

改正の内容についてであります。入居収入基準のオーバーで民間並みの家賃にということにつきましては、公営住宅法施行令そのものの改正であります。公営住宅の本来の対象でない収入超過者の家賃が、公営住宅に入居できない者との均衡を失っている状況を是正するためのものでありまして、収入の超過度合い及び収入超過者となつてからの期間に応じて、家賃の割増率を定めることとし、収入超過者となれば遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃にするようにしたものであります。

住宅困窮者の増加、多様化社会、経済情勢の変化に鑑み、入居者・非入居者間、あるいは入居者相互間の公平性を確保しながら、真に住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅を供給できるようにしようとするものでありまして、国としても施行令の改正に当たっては、関係団体や有識者の意見交換など十分に議論されて今回の改正に至ったものというふうにお聞きいたしております。本町といたしましても本当に住宅に困窮する低額所得者の入居機会の公平性を保つ、そうした観点から、今回の制度改正もある意味ではやむを得ないものというふうと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

また、名義変更や資産調査、家族構成等についてであります。国からの通知では、住宅困窮者の入居機会の公平性を図る観点から、入居承継に係る承認が厳格化されることや、住宅困窮事情を的確に反映させるため、入居者選考において保有資産を考慮事項とすることができること、また、単身等の少人数世帯が規模の大きな住宅に居住している場合には、家賃算定における利便性係数への反映が可能になったことなどが示されております。

これらの通知につきましても基本的には施行令の改正と同じ考え方ではありますが、実施に当たりましては、本町の場合は道営住宅もありますことから、住宅困窮者の入居機会の公平性、あるいは公営住宅の管理方法の統一を図る必要もありますことから、道とも十分協議をして進めていかなければならないものというふうを考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、学校給食を通して食育の取り組みは、のご質問についてお答えをいたします。

子どもの望ましい食生活の形成や、食に関する理解を促進させることは学校給食の大きな使命の一つと考えております。

学校給食を「生きた教材」として用いる指導は、学校給食が多様な食品を活用した栄養バランスのとれた食事であることから、児童生徒の栄養改善や体位、体力の向上につながるというだけでなく、児童生徒が実際に食べることを通じて、食について体験しつつ学びとることができるなどの効果を発揮しているものと考えます。

また、野菜等の地場産物を給食により多く取り入れることにより、児童生徒が食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等にかかわる方への苦労や努力を理解し、食への感謝の念を育む上で重要であると考えております。

これらの指導については、学校においては担任教師と一緒に給食を食べながら行ったり、あるいは給食センターの栄養職員が学校へ出向き、直接指導を行うこともあります。

さらには、家庭に毎月配布いたしております「給食だより」では、繰り返し朝食の大切さを取り上

げ、保護者への啓発に努めております。今後もいろいろなテーマを取り上げ「食育」の一環としていきたいというふうに考えております。

次に、日本の食文化に対する取り組みについてであります。世界で有数の長寿国であります日本が注目を集める中、今、日本の「和食」が脚光を浴びているのは周知の事実であると思っております。

学校給食では、米飯給食を行っている中で、魚や野菜の煮物や和え物などの和食中心の献立に取り組んでおります。

今後も、日本の食文化である和食メニューの充実と健康食としての「和食」に関する指導に取り組んでいく考えております。

次に、地場産品の食材の使用状況についてですが、食育基本法に基づき、平成 18 年 3 月につくられた食育推進基本計画では、学校給食における地場産物の使用目標を都道府県単位で 30%以上としております。

平成 17 年度においては、学校給食センターの町内産野菜の使用割合は約 26%でありまして、これに道内産と併せますと約 65%を使用していることとなります。

また、今年度からは、給食パンの小麦につきましては、十勝産小麦 100%を導入いたしております。今後も地場産品を数多く使うようにしていきたいと考えております。

また、生産者からの直接購入についてですが、学校給食においては、生鮮食材は当日使用する分は当日の朝、センターに搬入することとしています。また、一定の量が必要な日に確保できるかなどのことから、生産者からの直接購入はなかなか難しいものがあります。

しかしながら、これらは生産者側の体制の問題がクリアできれば、可能であるというふうに思います。ちなみに、昨年は「いちご」を直接生産者から購入いたしております。

次に総合的な学習の中での食育の取り組みですが、特別に「食育」と銘打った授業を実施している訳ではありませんが、広い意味での食に関する学習が行われております。

例えば、調べ学習の中で、食べ物の成り立ちや調理方法、あるいは産地や流通について学習されています。また、地場産品としての農産物への理解や学校菜園において作物を作る過程を学習したり、調理実習による食事を作ることも実施され、総合的に「食育」をとらえて学習を進めていると報告を受けています。

また、家庭・地域社会・学校の連携による食育の推進につきましては、途別小学校が実施しております水田づくりから、米や野菜を収穫して調理し食するまでの過程を地域のお年寄りによる指導や保護者の協力を頂いている例があります。

また、昨年度は幕別町 PTA 連合会の研究主題として食育を取り上げ、保護者を対象とした講演会を開催したところであり、前段申し上げました「給食だより」の家庭での活用など、保護者や地域にもさらに食育に関心をもっていただくよう努めていきたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20 番（野原恵子） 公営住宅の入居制限の点なのですが、現行では入居の名義人が死亡や離婚、そういう場合には、現在、子供さんたちとか、お孫さんですとか、一緒に暮らしている方もいらっしゃるわけですね。

そういう方々がこの公営住宅法のこの施行令が実施されますと、そういう方々も今住んでいるところには困窮しているわけですが、一度退去しなければならないということになりますよね。

そうしますと、改めてまた申込みをしなければならないという状況になると思うのです。

同じ入居することが困難な方が、一度退去しなければならないということは、改めてまた申込みをしなければならないという状況になるわけで、入居するという困難な状況は同じではないかと思うのです。

ですから、現行どおりにしていくということは、引き続きそこに入居していけることができると思うのですが、その点がこのできなくなるということになりますので、本当に低所得者で生活が困窮し

ている方々が、この施行令によって住むことができなくなるのではないかというふうに思います。

それと、単身者の入居者の年齢制限ですが、これが50歳以上から60歳に引き上げられるということであれば、公営住宅に住んでいる方の高齢者の世帯が増えてくるということで、地域のコミュニティですとか、そういうところに問題が起きてくるのではないかというふうに思います。

また、入居する場合には、預金ですとか有価証券、不動産なども調査される。それを証明として町に出さなければならない。そういうことも定められてしまうというふうになりますと、農地や何かは換金することができません。

そうすると、資産的にはありまして、現金収入がないということでは、本当に支払っていくところでは困難が生じていくことになるのではないかというふうに思いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のいわゆる同居で入居者が亡くなった場合、今までは3親等まで継続されていたものが、今度は離婚とか死亡の場合は配偶者に限る。

ただ、この中に特殊事情としまして、老人ですとか、障害者のいる場合については、それらは当然考慮されるというようなこともあります。

それともう一つは、今言うように、逆に言いますと、1回入ってしまうとその人たちがずっと継続して入っていくということが今までの事例でありました。3親等からずっとさらにつながっていくというようなことがあって、いわゆるほかの本当に困っている低額の所得者の住宅困窮者が入れないような状態があるのでないかと、それらを解消するために、そういう一定の手法がとられているのだろうというふうに思います。

したがって、その3親等が配偶者あるいは障害世帯、あるいは老人がいる世帯については、今までどおりの方策を方向で入居の継続を認めるというようなことになっているようであります。

それから、単身者についても同様のことが言えるわけでありまして、これは先ほども言いましたように、まだ正式にどうこうと具体的にきていませんし、同じ町内に道営住宅があって道営住宅はこうで町営だからこうだということにはなり得ないわけですから、当然道と協議をしながら進めていくということがまず大前提であろうというふうに思っておりますけど、そんな中で、これから調査、協議をする中で対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、資産の関係も、これは今言ったように、即資産があるから駄目だということではなくて、中身としてはその資産も選考の中の一つの要件だと。いうなれば参考的なものとして資産状況を調べるということでありまして、これがあるからすべてが駄目だということにはもちろんならないわけがあります。

ただ、私もちょっとここまでというのはなかなかあれかなとは思っていたのですが、言う人によれば何億も貯金を持っている人を入れるのかとか、自分の住宅を持って借家にしておいて自分が公営住宅に入るのかとか、いろんなことも言われるようでありますけども、そういった要するに根本は先ほど来言いましたように、本当に困っている人を入れるために、余裕のある方といいますか、基準に該当となる人は退去していただくことになるのだろうと。そういうところに法改正があるのだということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 3親等の町長の今のお答えなのですが、本当に生活に困っている方の場合は、引き続きそこで継承していくということは考えられると思うのですよね。

今、老人世帯ですとか、高齢者は除外されるだろうとおっしゃいましたけれども、若い方であっても収入が低い場合で同居している場合もおりますよね。

そういう方々が、親が亡くなったりですとか兄弟が亡くなったり同居している場合。

その中で、残った場合でも住宅に困窮していれば引き続き入居していくのは構わないのではないかというふうに私思うのです。

一度退去しなければならぬということにはならないのでないかというふうに思いますので、その点はやはり今までどおりそういう生活に困っている方が同居している場合には、引き続き同居していても私は構わないのではないかとこのように思います。

また、資産についても、参考的に資産を調査するということでしたが、参考的にするということの範囲であれば、何も資産を調べるといふことは必要ないと思います。

今、何億もある方が入居しているのではないかとおっしゃいましたけれども、何億もあるような方はこの公営住宅にもともと最初からは入らないと思うのです。

ただ、これから老後のために貯金を少ししておきたいとか、そういう方々がほとんどだと思うのですよね。ですから、そういう方々の資産まで調査するということが必要なかどうかということも私は疑問に思います。

それと、これはこういうふうに道ともすり合わせもというふうにおっしゃいましたけれども、確かに施行令は通りましたけれども、自治体としては拘束されるものではないと思うのです。1番目のところは公営住宅法で定められておりますから、これは法的な拘束力はあると思うのですけれども、それ以外のものは拘束されるものではないということですので、本当に地域で公営住宅に入りたいという希望者が今増えている状況であるわけですから、そういうところではこれを実施しないということをして道にしっかりと意見も挙げていくということも含めて、これから必要ではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員の言われるように、例えば、夫婦と子供が住んでいて、御主人が亡くなられたとか、たまたま別れた、その場合にはどちらかが残って子供さんがいるわけですから、1回出てもう1回申込みというようなことにはならないだろうというふうに思いますけれども、ただ、それ以外の3親等以外で残った場合については、これは当然先ほど言いましたように、条件的には退去の対象になるということをお願いしているわけでありまして。

それ以外に夫婦以外で障害者がいるとか、老人世帯の場合には、それは特別の事情ということで認められるというのが今の法の趣旨のようであります。

それから、公営住宅に入っている人は何千万も何億も持っていないといえるかどうかちょっとわかりませんが、それはより、先ほど言いましたように、入居者を厳選するという意味で、いわゆる入居選考に伴う際にそれらを考慮していくというようなことで調査をするというのが法の趣旨のようであります。

それから、確かに拘束するかどうか。これから今言いましたように、法としては出されたわけですから、これをそれぞれの市町村、地方自治体がどう受け止めてどう具現化していくかは、先ほど言いましたように、これからの話でありまして、私もおっしゃるように、一つの町で、こちらはよくてこちらは駄目だというようなことにはならないだろうと。当然、道営住宅であれ、町営住宅であれ、同じ町民が住むとなれば同じような方向で進めていく必要があるのだろうというふうに思っていますけれども。

これらについては今申し上げましたように、今後の協議の中で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 確かにこれは各自治体に判断が委ねられていると思うのですが、その公営住宅に入居されている方で実際にこういう法が施行されたということで不安に思って、全国的になっていることで、各自治体を実施しないようにという申し入れや何かもう既にされております。

そういう中では、京都の亀岡市ですとか、大阪市などでは当面実施しないということも表明されているわけですね。

ですから、これから道と協議していくというお答えだったのですがけれども、幕別町でもこういう事例があるということで、道にもしっかりと申し入れしていくことが必要ではないかというふうに思い

ますので、その点お伺いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実施しないようにというのはちょっと私もあれなのですが、当然、所得をオーバーしている人はもう要件がないから駄目だ、あるいは入居に際して資産調査が必要であればしていかなければならないし、3親等以外で今言う法的にマッチしない人は、これは退去してもらう。そのことが逆に今待っている人、低額者で本当に困っている人たちを入居する間口を広げていくということに私はつながっていくのだらうというふうに思います。

ですから、最初からもううちは、それは全く実施しないのだということには、私はならないのだらうと思います。

ですから、今の言われた法の範囲の中で、どの程度までがどうなのかは先ほどから申し上げておりますように、協議の中で対応していくと思いますけども、頭から全くやりませんということには、私はならないのだらうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 頭から実施しないようにということではなくて、例えば、3親等の中でも本当に住居に困っている方々、そういうところにもきちっと手立てを打つように。それから、資産や何かですけれども、これは強制でないわけですから、資産公表やなんかを強制でないところをしっかりと守って行って進めていくべきではないかということ、すべてが駄目と言っているわけではなくて、本当にそこに困窮している方々にはそれ相応の対応をしていくことが必要ではないかということですので、そこを一つご理解していただきたいというふうに思います。

次に学校給食の件なのですが、学校給食を通しての食育の取り組みというところでは、日本の食文化に対する取り組みでは、お答えの中では和食のメニューや何かを取り入れているというお答えでした。

また、これは家庭との連携もあるのですけれども、和食というのはなかなか子供たち食べる機会が家庭の中でも今薄れているのかなというところで、確かに好き嫌いがあるって、本当に和食のメニューをつくられていても、食べ残しや何かは実際にあると思うのですよね。

そういう中で、学校の現場の中で大変苦勞されているというふうには思うのですけれども、やはり子供たちにそういう食文化をしっかりと伝えていくということで、嫌いなものを残したりだとか、そういうものがあっても、続けて献立の中にそれを取り入れて、食べてもらう努力ということも必要ではないかというふうに思いますので、それがやっぱり正しいというか、食文化を伝えていくというふうにつながっていくと思いますので、これからも引き続きそういう努力ということをしていきたいなというふうに思っております。

また、地場産品の食材の使用状況ですが、今、お答えの中では生産者からの直接購入はいちごというお答えでした。

ここのところ、確かに食材の購入ルートでいろいろ工夫されているとは思いますが、その食材を広げていく努力ということが必要ではないかと思うのですが、今、生産者側の体制の問題がクリアできればというお答えだったのですが、その問題点があります。どこが問題なのか。

そのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほども申しましたとおり、幕別の給食センターの場合、およそ2,800食、その日のうちにつくります。この2,800食の生鮮食材を用意するにはかなりな量になります。

それがその日の朝確保できるかというまず問題が1点目にあります。

また、その生鮮食品が当日必ず届いて、必ず必要量が届けられるという保証がなければ、給食その日間に合わないという事態に陥っても困りますので、それらのことがクリアできれば、直接生産者から、これは価格の面のこともありますけれども、直接生産者から購入することも可能であるというふうに考えているところであります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20 番（野原恵子） 確かに生鮮食品、葉物とかそういうものは、その日の朝ということでは量を揃えるというような困難な部分はあると思うのですが、例えば、芋とかにんじんとか、そういう保存できる食材ありますよね。

そういうものは貯蔵をしっかりとすれば、2,800 食を用意することはできると思うのですが、今、幕別では生産者たくさんいらっしゃいますから、そういう工夫も必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 確かに前の日から用意できるものもございますけれども、今、給食センターにはそれを貯蔵する施設がございません。

ですから、その日のうちに、例えば、前日に搬入をさせてもらいましても、安全性という問題から、若干現状としては難しいかなという問題があります。

ですから、今の状況におきましては、先ほども申しましたとおり、その日の朝、必ず、今は業者あるいはいろんなところから納入をしてもらうようにしていますので、その問題は給食センター側の問題にもなるかと思っておりますけれども、私が思いますには、生産者1戸ではなくて、例えば、数件まとめて、あるいは団体で、そういったことであれば恐らくできるのではないかなという思いもあります。

ですから、その辺の問題については、生産者の方と、あるいはそれぞれの農協さんとの関係もございまして、そういったことも問題がクリアできれば可能であるというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20 番（野原恵子） では、今後、その方向で検討されていくというお考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 今現在、直接買ってないというわけではなくて、先ほど一例として申し上げましたいちご、これはもう数年続けております。

ですから、将来的にもその担保、あるいは値段の面、あるいは地場産品を使いたいという思いはもちろん教育委員会ですべて持っていますので、それらの部分について、これからもし直接納入される方がいらっしゃれば、そういった問題がクリアできたときには直接入れたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20 番（野原恵子） 次に、総合的な学習の中でということなのですが、ここの中で、お答えの中で一つお聞きしたいのですが、地場産品としての農産物の理解や学校菜園において、作物をつくる過程を学習したり調理実習をされているとお答えになっていますが、今、学校菜園を持っている学校は、幕別ではどのくらいあるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 町内15校、小中学校すべてにございます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20 番（野原恵子） そしたらこの15校で持っている学校菜園で採れた収穫物はどのように活用されているのですか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） これは各学校ごとによって違います。

先ほど申しましたように、学校で収穫祭みたいな催しをするときに使用するとか、一般的にはカレーライスとかそういったものであります。あるいは、それぞれ児童が持ち帰るケースもありますから、一概にどうこうしているという部分はないです。

これは学校の総合学習の中の一環として育てる、あるいは食べるまでいく学校もありますし、育てることに重点を置いている学校もあるということですから、一律にということではないです。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） それとあと、総合的な学習ということでは、今はこのようにお答えになっていますけれども、私は総合的な学習という中では、その食生活の教育というのですか、食生活の基本的なことは数多くの食品を幅広く摂ることで栄養のバランスがとれるという、そういうようなこの幅を広げた食生活の教育ですとか、それから、よりよい食生活をしていくためには、まず物を買ってつくって、そして食べていくという消費者の立場からの教育ということも大事だと思います。

それは、消費者の方もいろいろありまして、安ければいいという方もいますし、新鮮なもの、それから自国で採れたもの、そういう様々な立場の方がいらっしゃると思うのですが、自分の体をきちっと支えていく食の安全とか消費者の立場としての、どういうものを食していくかという、そういう立場での教育ということもこれから必要ではないかと思っていますけれども、そういう点についての総合学習の中での取り上げ方ということではどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 食育に関しましては、総合学習の中で取り上げていると申し上げましたけれども、これは低学年ですとか高学年、あるいは中学生、それぞれの年代によって中身が違うところがあります。

総合学習の中で、例えば、仕事の話で総合学習を行うという場面もあろうかと思えますけれども、この仕事の中にも、食材をつくる人ですとか、加工する人ですとか、そういったテーマも出てくるわけですね。

これがある意味では食育に関連してくるという場面もございます。

あるいは、生活の知恵みたいなもの。これは地域のお年寄りを招いて総合学習をする場面もありますけれども、そういったものは、例えば、先人のおじいちゃん、おばあちゃんの知恵として、柿の葉寿司ですとか、なぜ柿の葉を使う、柿の葉の予防効果というのですか、食中毒の。そういったものを織り込んで総合学習として取り組んでいただいている。

言ってみれば食育そのものが総合学習のテーマの中の何かに織り込まれて、必ず関連してくるというふうに考えておりますので、特に食育という観点ではなくて、総合学習それぞれ進める中で、その関連する食育についての展開をしていただこうというふうに私どもは考えております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） それともう1点なのですが、今、修学旅行では体験学習を取り入れて修学旅行を組み込んでいうという学校が増えていると聞いておりますけれども、食の問題を取り入れた体験学習、例えば、宿泊施設の方に協力を頂いて、その地域での食材を使った食事を出してもらうだとか、そういう工夫ということもこれから必要ではないかと考えているのですが、そういう経験をされている学校もあると聞いているのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 修学旅行の詳しい中身まで私ちょっと把握してございませんので、申し訳ありませんけれども、ただ、修学旅行がここ2、3年、制限というものがなくなりまして、どこへでもいったらおかしいのですけれども、行けるようになりました。

その観点から恐らく、例えば、東北の地方に行く学校もありますから、その時点で北海道とはまた違った食べ物に関しての学習を取り入れている、そういった学校もあろうかと思えます。

ただ、実態としてはどこの学校というのはちょっと私どもで把握しておりません。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 次に3番目なのですが、家庭・地域・学校と連携をした食育の推進ということなのですが、今、若いお母さんたちの話を聞きますと、飽食の時代と言われていまして、本当におなかをすかせてからご飯を食べるという、そういうのがだんだん薄れてきているのではないかと。

おなかすいたらちょっと何かを食べたりとかという、そういう状況の中で子育てをしていて、本当におなかをすかせて食事をしたときには、本当においしいのだというそういう体験が少ないという

ことも聞いております。

そういう中で、この食育というのは生まれたときからということで、教育委員会とはちょっと外れるとは思いますが、乳児検診ですとかそういうところで、その食の大切さを保育士さんから学ぶとか、そういうものを、段階を経て、学校の方の給食につながって大人になっていくという過程が、一貫した食育というのが必要だと思うのですよね。

そういう連携も必要ではないかというふうに思っております。

その点も一つ連携として組み入れていただけたらいいかなというふうに思います。

やっぱりこの食育は、家庭が食育に力を入れていく。それが本来だと思うのですが、今、それが崩れてきている状況では、やはり学校でもそこを実施していかなければならないということで食育基本法ができたと思うのですが、そういう連携も必要だと思うのと、学校・家庭と分けるのではなくて、日本人を育てていくという立場で一貫した食育の教育を進めていくことが必要ではないかと考えます。

お答えの中では、食育に関する講演会も開いているとおっしゃっていますけれども、これも低年齢から一貫した食育に対する講演会とか様々な行事が必要ではないかというふうに思います。

その食育というのは、地域との連携なのですけれども、今、地域の教育力が非常に低下していると言われていたのですが、地域と連携をとって行く中で、その地域の教育力を高めていくということもできるというふうに思います。

それともう一つ、今、学校栄養教諭の位置づけが定められているのですけれども、それは学校だけではなくて、地域を含めた中での栄養教員ということで、地域との連携もとって行くことが必要ではないかというふうに考えます。

それから、食事のマナーも今きちっと伝わっていないというふうに聞いておりますけれども、これは学校の現場でそこまでしていくというのはなかなか今の状況では難しいのではないかと考えるところなのですけれども、これは地域の方々に協力を得て、食事のマナーのボランティアですとか、そういうことも取り入れて子供たちに伝えていくということも、今、必要ではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まさに食育に関しましては、本当に乳幼児のころからまず大切なことだというふうに思います。

今、議員がおっしゃったとおり、幼児期からの間違っただ食育といいますか、栄養指導を行ってしまうと、それこそ飽食といいましたけども、ごく最近では崩れる食と書いて崩食と言うのだそうでありませぬ。

そういった事態にも陥ってしまうというふうに私どもは認識しております。

今、おっしゃったとおり、地域との連携、これが一番大切だというふうに思っています、幕別町、昨年度から19日を教育の日として取り組んでいるのは、まず地域・家庭と連携をしたいという思いが一番強いところから始まっております。

ですから、教育の日をまず前面に出して、教育の日そのものをご理解を頂いて、地域とまず連携、家庭とも連携したいというふうに考えております。

PTAの研修会でも食育のテーマを取り上げましたけども、これはPTAのみにかかわらず、講演会がありますので御参加を頂いて、いろんな方の御参加を頂いて実施をしたところでもあります。

それから、栄養教諭については、私どもの発令といたしましては、今、町内3名の栄養職員がおります。これは給食センターに3名おります。

基本は各学校に栄養教諭を配置しなさいということでもありますけれども、15校ありますので、3名では当然配置する方が難しいという問題もありまして、これは前回の一般質問の中でもお答えしたとおり、給食センターに配置して、そこから学校にお伺いをして、いろんな場面で活用していただくという方針でおります。

これがなかなか地域までというのは、まだそこまで現状至っておりませんが、今後の課題としてはそういうふうにあるのかなというふうに認識をしております。

あと、先ほど言いましたように、食事のマナーについては、これはまた一番最初の話に戻りますけれども、家庭からしつけをしていただくのが一番の早道でないかというふうに考えておりますけれども、ただ、学校給食を食べるに当たっては、必ず担任の教師が同席をして食べる。これはマナーを指導するという意味ではないですけれども、いろんな子供たちと接しながら、楽しく食事をするという、まずここが基本でないかというふうに考えております。

個食が増えたという時代でもありますので、そういった意味ではみんなでおいしく食べていただくという、そういう気持ちで行っているところでもあります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 食事のマナーの件なのですが、学校の先生に聞くところによりますと、短い期間の中でそこまできちっと子供たちに指導して食事をするということはとても時間的に無理だという声も聞いております。

ですから、そういう意味では地域の力を借りて、ボランティアの方々にきちっと日本食の正しい食べ方ですとか、そういうものを協力できれば、そういう方向もいいのではないかと私は考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 私ども学校教育の枠からは多少離れてしまうかと思っておりますけれども、ただ、生涯学習という観点から、マナーそのものを教えるというのではなくて、今、PTAでもそうです、地域でも食育については大いに関心のある事項だというふうに考えておりますので、できればまず学校給食そのものを一般の方にも食べていただきたいなというふうに考えて、学校給食そのものの味を味わっていただいて、いろんなご意見をお伺いしながら、なおかつ給食がどのようにつくられているのかとか、そういったことも今度は子供たちとその食べていただいた方が話しをしていただき、それがまたいろんな場面でマナーですとか、そういった場面に活用をしていただければというふうにも考えているところでもあります。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

13:58 休憩

14:15 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○10番（豊島善江） 通告に従いまして、質問をいたします。

1番目に、教育行政についてです。

①学校耐震化についてです。

全国の耐震化率が発表され、全国は54.7%、十勝管内43.3%、幕別町は耐震化率54.7%、診断率80%の現状とありました。

子供の安全確保、さらには地域の災害時の避難所でもあることから、耐震化は最優先の課題とも考えます。

耐震診断の現状と今後の予定、診断後の耐震化工事の予定について伺います。

2番目に、子供の権利条例についてです。

昨年9月議会において、前教育長は、条例制定には若干時間がかかるが多くの方々との協力と連携のもとに進めていきたいとしています。その後の条例制定に向けての取り組みについて伺います。

3点目に、学校トイレの改善についてです。

外トイレの水洗化と車椅子対応の洋式トイレを各学校に設置すべく質問いたします。

次に、大きな2点目です。

介護保険制度改定後の問題と対策についてです。

4月1日から改定された介護保険法が実施されましたが、国が準備不足のまま見切り発車させたため、混乱が生じていると聞いています。

今回の改定は、負担増、介護サービスの取上げ、利用の抑制などを行うもので、問題だらけの改定であり、以下について現状と対策を伺います。

1点目、新予防給付をめぐる問題について。

これまでの要支援と要介護度1の人たちを、新段階の要支援1、2として従来のサービスを提供する介護給付とは別枠の新予防給付に移しました。

介護度が要支援1、2に移った人数、そのうち、予防介護を受けている人数。

地域包括支援センターがつくられましたが、実際には4月からのサービス提供は間に合わなかったと聞きます。現状はどうでしょうか。

ケアマネージャー一人当たり8件までしかプランをつくれないと変更されましたが、プランをつくれぬ人は出ていないかどうか。

2番目、生活援助の削減についてです。

新予防給付では、自分でやるのが基本として、よほど困難な場合でなければヘルパーによる生活支援が受けられなくなりました。実態はどうでしょうか。

福祉用具も要介護1までの人は、原則的に保険対象外になりました。半年間の経過措置はありますが、機械的な対応とはなっていないのでしょうか。実態はどうでしょうか。

3番目、施設からの退所、利用抑制についてです。

昨年10月から施設での居住費や食費が自己負担となりました。影響はどうでしょうか。

ショートステイ、デイサービスの利用料引上げによる影響と対策について、伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 質問順序と逆になりますけれども、私の方から豊島議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の2点目の介護保険制度改定後の問題と対策についてであります。

平成18年4月から、介護保険制度が大幅に改正されましたが、その主な内容は、予防重視型システムへの転換を図るもので、軽度の要介護者が大幅に増加している状況を踏まえ、要介護状態等の軽減や悪化防止に効果的な新たな予防給付を創設し、そのマネジメントは、市町村が主体となって運営する「地域包括支援センター」が行うこととされたところであります。

初めに、介護度が要支援1、2に移った人数、そのうち介護予防サービスを受けている人数についてであります。

5月末現在で、介護度が要支援1、2と認定された方は88名で要支援1が35名、要支援2が53名となっております。そのうち、介護予防サービスを受けている方は58名で要支援1が21名、要支援2が37名となっております。

介護予防サービスを利用していない方が30名ほどいらっしゃいますが、これらの方々については、入院中であつたり、介護保険外のサービスを利用されている方で、現状においては、介護保険のサービスを必要とされていない者というふうに認識いたしております。

ご質問の2点目の地域包括支援センターのサービス提供についてであります。本町では、4月1日から地域包括支援センターを設置いたしました。3月中に要支援1、2と認定され、4月からのケアプランが必要な方には、一定要件を満たす居宅介護支援事業所に委託し、4月分のケアプランの作成を行いました。

したがって、必要な方全員にケアプランを作成し、サービスが提供されたものと考えておりま

す。

ご質問の3点目のケアマネージャー一人が作成するプランについてであります。ケアプランの作成件数につきましては、地域包括支援センターでの件数の制限はありませんが、居宅介護支援事業所におきましては、ケアマネージャー一人あたり介護給付35件まで、新予防給付は8件までとされ、これ以上作成した場合減算の対象となったところでもあります。

5月末現在で要支援1、2と認定されている方は、前段申し上げましたように88名、うちケアプラン作成が必要な方は、58名となっております。

これらの方のケアプランの作成については、幕別町地域包括支援センターで30件、5カ所の居宅介護支援事業所のケアマネージャー10名が28件作成したところであり、ケアプランがたてられなかった方はおりません。

なお、要介護認定を受けている方の更新認定については、被保険者ごとに、現在受けている要介護認定の有効期限が満了する日から随時行われてきているところであり、このため新予防給付の対象となる要支援1、2の方は、年度末には、300名程度になるものと見込んでおります。

居宅介護支援事業所での受託可能件数は、そのうち50件程度と見込んでおり、250件は幕別町地域包括支援センターが作成することになります。

このため、現在の体制では、ケアプランの作成に一部支障を来すことが予想されるため、臨時職員をもって対応してまいりたいと考えております。今定例会に必要な予算を提案させていただいているところでもあります。

ご質問の4点目の新予防給付におけるヘルパーによる生活支援についてであります。従来のサービス体系では、介護認定を受けてしまいますと、できることまでヘルパーに頼ったり、安静にしてばかりいるということで体の機能が次第に低下するということが問題になっておりました。

新たな制度の介護予防サービスでは状態を改善し、自分らしい生活を続けることを目標としておりますことから「地域包括支援センター」が中心となり、対象者の状態像の目標を立案し、目標達成のためにサービスがどのくらい必要か、対象者や家族、サービス事業者を交えての会議を開き決定することとなります。

利用者が自分でできる生活行為を増やし、自立した日常生活を送れるようになるよう支援するサービスの在り方が求められておりますことから、掃除、買物、調理などの援助は、本人が自分で行うことが困難であり、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合についてのみ提供されることとなります。

4月から新予防給付が始まり2カ月半が経過いたしました。訪問介護を受けられず、在宅での生活維持が困難になっているという事例はお聞きいたしておりません。

ご質問の5点目の福祉用具サービスにおける対応についてであります。福祉用具のサービスには、福祉用具貸与サービスと福祉用具購入サービスがあり、福祉用具購入については、サービス計画上必要と認められる場合は介護度に関係なく購入することが可能であります。

また、福祉用具貸与サービスについては、「てすり」「スロープ」「歩行器」「歩行補助杖」に関しましては、サービス計画上、必要と認められる場合には、介護度に関係なく、レンタルを受けることが可能であります。

4月からの介護保険制度改正に伴い、一般に軽度介護者に利用がそぐわないと考えられるもの、具体的には「特殊寝台」「車いす」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知器」「移動用リフト」などにつきましては、原則として保険対象外となりましたが、訪問調査時の状況から、客観的な必要性が認められる場合や、サービス担当者会議で必要と位置付けられた場合につきましては、保険給付の対象となるものであり、ご質問にありますように機械的な対応をするものではありませんので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

ご質問の6点目の施設での居住費や食費が自己負担となったことによる影響についてであります。昨年10月からの介護報酬の改正により、施設での居住費、食費については自己負担となりました。

が、低所得者に対しましては、補足給付などの措置がとられております。

このため、介護老人福祉施設札内寮の場合は、ほとんどの方が補足給付の対象者であり自己負担の影響はなく、退所者もない状況と伺っております。

老人保健施設あかしやでは、個室を利用されていた1名の方が退所をしたとお聞きしておりますが、多床室で退所をされた方はいないと伺っております。

ご質問の7点目のショートステイ、デイサービスの利用料引上げによる影響と対策についてですが、ショートステイについても、食費・滞在費が自己負担となりましたが、低所得者に対しましては補足給付の制度が設けられましたことなどから、利用料につきましては、低所得者の方の負担は下がっており、低所得者以外の方については、補足給付がありませんので、上がっているという状況にあります。

なお、このことにより利用を控えている方はいないと伺っております。

デイサービスにつきましては、食費が自己負担となりましたが、改正前においても一部負担を頂いておりましたことなどから、食費及び利用料を含めた利用者負担としましては、1回あたり150円程度の増となっております。

デイサービスにつきましても、同様、負担増により利用を控えるという方はいないというふうに伺っております。

以上で、豊島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 豊島議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、学校施設の耐震診断についてお答えをいたします。

幕別町の平成17年度末の耐震診断実施率は80%になっており、本年度残りの3校の校舎等について優先度調査を実施し対象となる建物の全ての調査を完了する予定であります。

今後の調査としましては、工事着手前に二次診断を終えて具体的な補強設計をもとに実施設計をする必要があります。

また、耐震化工事につきましては、一次診断を終えている札内中学校の校舎を最優先と考え、本年度二次診断の調査委託を実施し補強計画を立て、その後に国・道の関係機関と大規模改修のための実施設計と補助申請にかかわる協議を行うことから、工事着手までに最短でも2年を要することになりますが、この年次計画で実施できるよう協議を進めているところであります。

ほかの学校施設の耐震化につきましては、この札内中学校の工事の進捗状況を把握しながら次の工事計画を総合計画に計上してまいりたいと考えております。

次に子どもの権利条例の制定についてであります。以前に教育委員会の向かうべき方向をお示ししましたとおり、「子どもの権利条例」の必要性については、子どもを権利の侵害から守り、健全な成長を保障することや、子どもの権利に対して大人が持っている誤解や混乱をなくすために、あるいは、法的な根拠付けにより、町民にわかりやすく、権利の保障意識を喚起する意味からも制定すべきものと考えております。

また、条例策定に当たっては全ての子供にかかわる事柄であることから、教育委員会と町の部局との連携も必要であると認識しており、先進事例などを参考にしながら策定までの具体化プログラムの作成を始めたところであります。

具体的な取り組み事項についてはこれからになりますが、子供たちの意見の集約をはじめ、保護者や地域の方々、さらには関係団体など様々な各層からご意見を参考にしながら、速やかに策定に向けて準備を進めたいと考えています。

次に学校のトイレの改善についてお答えをいたします。外にありますトイレはグラウンドなどの利用時に使用することを目的に設置されておりますが、学校のトイレが水洗化され、教員住宅も水洗化が終了したことから外トイレが残された課題となっております。

しかし、難しい課題として校舎までの距離が長く配水管の勾配が取れない学校やトイレそのものが

老朽化しているなど経費がかさむことも想定されます。それぞれの課題を整理しながら年次計画に合わせ整備していきたいと考えております。

また、校舎内のトイレの車椅子対応トイレにつきましては、児童生徒がケガなどにより必要とする事例も見受けられますことから、これも前段申し上げた外トイレ同様に年次計画で整備していきたいと考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） それでは、通告どおりに1番目の教育行政の方から質問をさせていただきたいと思っております。

学校耐震化なのですが、今の御答弁では今年度中、平成18年度中にすべての耐震診断を終えるという答弁でしたが、それはその通りですね。

それで、今回、4月1日付での国の調査結果が新聞報道なんかでも発表されました。

非常に自治体によってばらつきが多いということで、ばらつきの大きな原因としては、やはり町としての考え方だとか、そういうことも含まれるというようなことも新聞等では書かれていました。

私は幕別の教育行政として、この80%の診断率ということは、かなり頑張っやっているのではないかなと思っております。

ただ、肝心の耐震化がやはりまだまだ進んでいないというのが実態だと思うんですね。

それで、今回の3か年の計画でも札内中学校、19年度と20年度というふうに書かれていますが、また、平成20年度から幕中の体育館ということも3か年計画の中にも含まれていました。

その二つを工事を終えますと、大体耐震化率は何パーセントになるのか。そのことをまずお聞きしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、現在、耐震化率で申し上げますと、52.8%であります。

今言いましたように札内中学校と、それから糠内中学校を進めますと、およそ70%に上がるのかなというふうに思っております。学校ごとといいますか、学校の校舎単位によって、これがまた違っているものですから、その辺のところはちょっと違う数字になるかというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 実際には学校とか体育館でなくて棟というのですか、そういうことに調査をしているということなので、数字がちょっとなかなかかみ合わない、一致しないという分もあると思うのです。

それで、現在耐震の実施率が80%ですね。そして、札中、糠中を終えると70%ということですから、これまで診断をした中で、まだ耐震化されていないというところが残っていますね、10%。

そのほかにまだ20%の耐震診断が残っているということですから、これは耐震診断は今年度中にやるということでもありますけれども、やはりそれと合わせて耐震化を、二つの学校はやるのですけれども、そのほかの学校も同時にやっていくということは、非常に財政的には難しいのかなとも思うのですけれども、そういう計画はないのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 実際の耐震診断といいますか、この間公表されております80%の耐震診断というのは、優先度調査を含むということになっておりまして、これで80%でございます。

その優先度調査によりまして、まずどの学校、一番が今札内中学校というふうに申し上げておりますけれども、それに従って順位付けをして、急ぐものから大規模改修を行いたいというふうに考えております。

この優先度調査の後に1次診断、2次診断というふうが続いていくわけでありまして、1次診断はそれほどの費用でもないのですけれども、2次診断あるいはそれ以降となりますとかなりの経費を要することになりまして、そういったものをすべて整合させて、総合計画に乗せて実施していきたいと思

いますけども、教育委員会としまして、議員のおっしゃるとおり、子供たちの安全がまず第一であるというふうに考えておりますので、なるべく早い時期に実施できるように、委員のおっしゃったように、もし同時にできるようにであれば同時にでもやりたい。そういった気持ちでおります。

これは国の補助金、今、交付金の方に変わりましたが、こういった動向も見ながら、町の部局と協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） その通り是非やっていただきたいと思います。

それと、札内中学校の場合は、優先度で1次診断、そして今後2次診断して改築というふうにいきましますが、例えば、そういう大掛かりな改築をしなくても、補強だけで済むとかという、そういう段階の校舎だとか体育館というのはないのでしょうか。

そういうことも含めてこういう現状なのか。そのことをちょっと教えてください。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） このまず耐震診断が必要とされたのは、例の阪神大震災をもとにして、昭和56年以前の建物については診断をして、補強すべきものとはいうことでありますから、軽易な補強ということ自体が考えられないのですよね。

やっぱりやるからには大規模改修のような形になってしまうのではないかとこのように考えております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 1点目の耐震化については、教育長もおっしゃったように、是非最優先の課題として引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

2004年には新潟県の中越大地震も起きたばかりですし、最近はかなり十勝地方でも単発的な地震も起きていますので、1日も早く耐震化を進めていただきたいと思います。

次に、子供の権利条例についてなのですが、昨年9月に同じ質問をしました。

そのときに、私は子供の権利条例について、町民が主体になって条例をつくる方法ということで質問をいたしました。

そのときに、町民参加でということで、前の教育長ですけども、町民参加で、時間はかかるけども策定していきたいということで、そういう答弁でありました。

今日の御答弁の中でも、教育委員会と町の連携も必要であるという認識と、それから、具体的に何取り組み事項はこれからということも書かれているのですが、この中で策定までの具体化プログラムの作成を始めたところであるというふうにも書かれてありまして、具体的にどういうことが始まったのかなということがちょっとこの言葉では見えないものですから、もう少し示せるものがあれば、お示しいただきたいと思いますが。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほど、御答弁いたしました具体化プログラムの作成を始めたところというふうに申し上げましたけれども、いわゆるスケジュールでございます。

目標年次をまだ定めたわけでもございませんけども、どのような、例えば、子供たちの意見の集約ですとか各団体の意見の集約、そういったものがいろいろ出てくるというふうに考えております。

また、先進事例でも実際にやっているところがございます。

そういったもののスケジュール、まずこれを、スケジュール立てをしまして、それで策定年次、まずそのものが何年になるかというプログラムづくりから始めているという状態でございます。

そういった意味のプログラムというふうに申し上げております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 何かわかったような、わからないような、すいません。

スケジュールを立てているということですね。

策定年次もそのスケジュールの中で相談をして決めていくという押さえでいいのですね。

そうでしょうか。

わかりました。

できるだけ時間が余りにも長くかからないように、是非これは進めていただきたいと思います。

3番目、学校トイレの改善についてですが、これもほぼお答えいただいているのですが、外のトイレは、グラウンドのところにあるトイレは平成19年度からということで、3か年計画に書かれていました。大体何年めどにやりあげようとしているのかということの一つお聞きしたいのと、それから、校舎内の車椅子対応トイレですが、これはここにも書かれてはいますが、いつ車椅子になるかわからないという状況もありますので、是非全学校にきちんと整備をしていただきたい。

併せて、簡易なものでなくて、きちんと使えるものを整備していただきたいと思うのですが、これの整備状況なんかはどうなっていますか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、外トイレのことですけれども、私どもとしましては、外トイレの改修、なるべく早い時期に終わらせたいというふうに考えております。

ただ、これも前段申し上げましたとおり、外トイレそのものが下水道の配管のあるところからかなり遠いところにあると。この費用というのが莫大な金額になるわけですので、それが一番の問題であると同時に、校庭そのものが配水管の勾配が逆になっている地域が多いという、そういった問題も解決しなければならないという部分があります。

ですから、なるべく早い時期には思っておりますけれども、今、ここで何年に完了したいというふうにはちょっとお答えを申し上げることができないということをご理解いただきたいと思います。

それから、身障者用のトイレでございますけれども、現在、これは4校においては設置済みであります。小学校が2校、これは南小と白人小、中学校が幕中と札内東中に設置済みであります。

残り11校ということになります。

これも確かに身障者の方が来たというばかりではなくて、実際に子供たち、例えば、足を骨折するとかといったときに、車椅子で登校するということもございます。そういった事例がありまして、私ども必要だというふうに感じております。

ただ、現状のトイレそのものの狭さといいますか、身障者用ということはどうしても広いスペースが必要になりますので、そういった部分も各学校とも相談しながら、これも年次計画ということになってまいりますけれども、実施していきたいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 実際にはもう来年度からある小学校には二人の車椅子を使用する子が入るといようなことも聞いているのですよね。

そういう学校は優先をして、きちんと整備をしていくのかどうか。3か年計画を見ますと、その部分が一つも触れられていないものですから、その辺はどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 過去にもそういう事例がございまして、入学される方で車椅子の方がいるということであれば、その入学の年度に合わせて、過去にも改修をしているところでもあります。

ですから、またそのようなお話があれば、その学校を優先的に改修したいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 次にそれでは2番目に移りたいと思います。

介護保険制度のことについてなのですが、ちょっと細かく聞いたものですから、細かく御答弁も頂きました。

その中で、全体としては介護保険制度が改定されて、大変な状況に陥っている人はいないというような、そういうような御答弁でありました。

実際にこれが改定されて、多くの自治体でいろいろな問題が起きてきているのですね。

そういう事例も挙げながら再度質問したいと思うのですが、例えば、4番目の新予防給付の問題です。

ヘルパーを今まで利用していた人が、要支援1、2になって、これはヘルパーが利用できなくなった。こういうことに対しては、非常に大きな不安の声が出ておりますし、全国的にはこのところが非常につらいのだというような、そういうアンケートの結果も出ております。

このことは、実際に幕別では事例はお聞きしておりませんというようなことになっていますが、どのような聞き取り調査を行ったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、福祉用具の問題なのですが、これも実際には6カ月の経過措置があるということと、それから、その人の身体状況や様々な状況から一律に機械的な対応をしないし、歩ける人でも車椅子が使えるだとか、そういうふうにはなっていますね。ところが、実際には全国の調査の中でもこの6カ月の経過措置前に取り上げられてしまったという例や、それから、10月になったらもう使えないのだよというふうに言われたという例なんかも出てきています。

それから、実際に幕別町に住んでいらっしゃる方も、10月からは使えなくなるのだよと事業所に言われたのだよというような声なんかも聞こえてきているのです。

その辺もどのように調査を、対応をしているのかということもお聞きしたいと思います。

また、6番目の施設での自己負担の増加なのですが、全国的に見ますと、この施設の退所者がやはり相次いでいるということが出てきています。

19件の調査の中で、585人が退所をしている。これを全国の数から推計すると、およそ3,200人ぐらいの方が退所をされるのではないかと、こういうようなことが言われています。

これはある医療機関のアンケートなのですが、これのアンケートの中に、施設入所の方の声なのですが、貯金を取り崩していけるところまでいくしかない。いけるところまで自分のあるお金は払うけども、後はもうどうなるかわからないというような、そういうようなアンケートの答えも返ってきていました。

ここでは1名の方が退所ということになっていますが、この後、この時点ではそうなのですが、この後はどんなふうになっていくのかということもお聞きしたいと思います。

それから、ショートステイ、デイサービスの利用料引上げによる影響なのですが、これも負担増により利用を控えている方はいないということで押さえています。実際にサービス利用されている方とお話をしますと、3回デイサービスに行っていたものを、家族に負担かけたくないから2回に減らすだとかということは、実際に町民の間からは出ているのです。

そういうことは、直接担当者の方たちのところに入っていないのか。どんなふうに全体的にそういう町民の改定後に実態をお調べになったのか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず初めに、ヘルパーが利用できなくなって不安になっているということでもありますけれども、ヘルパーを利用できなくなったということではなくて、この新予防給付の制度に関しましては今までできることまでお手伝いをしていて、その方が廃用症候になる。要するに自立の極端にいうと妨げになる部分もあったのではないかと、そのようなことから、その人が自立して生活できるように必要なサービスをどのぐらい提供したらいいかというようなことで制度が改正されたところでもあります。

ですから、ヘルパーを利用できなくなるという形ではなくて、例えば、要支援1の場合でしたら週1回程度、要支援2でしたら週2回程度というような想定をされておりますけれども、そのような形でヘルパーの利用が認められているというようなところでもあります。

それから、次に福祉用具の関係でありますけれども、今現在、先ほど9月まで経過措置があるということですので取り上げられた方もいるのではないかと、そのようなお話でしたけれども、幕別ではそういう実態はございません。

認定については毎月毎月順番にその方の更新の期間がくるわけですが、今現在、更新の時期

を向かえている方で、そういうことに該当する方はいらっしゃいません。

ただ、9月までの間にそういった福祉用具を使っている方はいらっしゃいますけれども、その方についても町長の方の答弁の中で申し上げましたように、機械的に判断するのではなくて、その方の状況に応じて、これは必ずサービス担当者会議というのを開きますので、その方の状況を必ず確認いたしますので、そういうどうしても必要な状況があれば、それは認められるものでありますので、理解を頂きたいというふうに思います。

それから、施設の関係でありますけれども、あかしやさんの方で1件対象者がいたということなのですが、これについては個室であります。個室についてはやはりもともと高い料金設定ということでありますので、多床室の方においては実際に施設の方に確認しましたところ、対象者はいないというふうに伺っております。

今後、どうなるかということでもありますけれども、これにつきましては補足給付、いわゆる低所得者に対する補足給付という制度がございまして、利用者負担の第3段階までの方については負担が多くなるようにということで、そういう軽減措置がされております。

4段階以上の方については、確かに利用者負担が上がるわけでもありますけれども、今後についても低所得者に対する補足給付がありますので、そういったことでそれほど利用者が退所されるという方はいないのではないかなというふうに考えております。

それから、ショートステイ、デイサービスの関係ですけれども、3回を2回に減らしている人もいるのではないかということなのですが、これについても、例えば、要支援1、要支援2というふうに新しく認定された方については、サービス担当者会議というのが、先ほど申し上げましたけれども、必ず開かれることになっておりまして、その方の状態を見まして、その方にとってどのぐらいのサービスが必要であるかと確認をした上で決定をしていきますので、そのサービス担当者会議なのでありますけれども、これについては通常は利用者の方の家において、サービス事業者、それから地域包括支援センターの職員で、家族の方も交えて、その方の状態を確認しながらサービスを決定しているというものでありますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

実態調査の関係でありますけれども、先ほど申し上げましたようにサービス担当者会議、必ずこれは一番最初に要支援1、要支援2になった場合に、サービス担当者会議というのをまず開いて、その中でサービスの利用を決定いたします。

そのときに、必ずその方たちと面談をいたしますので、その中で確認をしておりますので、そういうことであります。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） それでは、ここにいろいろ問題がないというふうに書いてあるのは、サービス担当者会議の中で、サービス担当者の方がこういう押さえをしているということでしょうか。

実際に町の方がこういう対象の町民の方から話を聞いているということではないのですか。

○議長（本保証喜） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） ただいまのそのサービス担当者会議なのですが、これについては、その利用者のお宅に伺うことが多いのですが、その利用者の方、要するに要支援1、2というふうに認定を受けている方。それからサービス業者の方、それから地域包括支援センター、うちは直営でやっておりますのでうちの保健師が行きまして、その家族の方も交えてその中でお話をさせていただくということでもあります。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 今、いろいろ聞きまして、私は今回の介護保険制度の改定が非常に、特にこれまでにいろんなサービスを受けていた方が、ヘルパーのサービスが制限されることだとか、そういうことに対しては非常に心配な改定だというふうに、今でも押さええているのですが、実際に御答弁を聞きますと、そういう影響は余りないというふうな答弁ですね。

それで、私は、最後にお話ししたいのですが、幕別では違うというふうに先ほどおっしゃいま

したけども、全国的には非常に機械的な対応をして打ち切ってしまうところが多いですね。

すべてのものです。

例えば、福祉用具の問題にしても、ヘルパーさんのことにしても、非常に機械的に打ち切りをしまして、実際にその介護を受ける人が必要だと思っているサービスまで納得いかにうちに切られてしまっているという事例がたくさん出ているもので、今回もちょっとこうやって質問しているのですが、そういうことにならないよう、幕別は丁寧に、機械的ではなく対応をしていただきたいということを最後にお話をして終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

14:58 休憩

15:20 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○9番（中橋友子） 通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

まず1点目であります。中心市街地を活性化させる都市計画について、お尋ねをいたします。

1990年代以降、大型店出店の規制が一貫して緩和されまして、2000年には大規模小売店舗法が廃止され、大型店を個別に規制する機能は全くなくなりました。

そして、現在のまちづくり三法、大規模小売店舗立地法、改定都市計画法、中心市街地活性化法となりました。

大型店の歯止めのない郊外出店が全国で展開され、その結果、中心市街地の疲弊や都市の無秩序な拡散が全国で展開されました。

この結果を受けて何らかの規制をすべきと求める世論と運動にも押され、政府はようやくまちづくり三法を見直し、都市計画法の改定を現在提案をしています。

また、北海道もこれまで拡大、拡散してきた都市開発を方向転換し、まちの中心地に人や施設を集約させるコンパクトなまちづくりに向けた基本方針、素案ではありますが、この6月6日に明らかにいたしました。

その方針では、今後の十勝の開発計画においては、地方都市における大型店の設置として、「商業地域」「近隣商業地域」と「準工業地域」に限定される内容であり、その提案の理由として、長期不況に加え、大型店の郊外立地で中心市街地の集客力が弱体化していること。相次ぐ大型店の出店や撤退により、地域まちづくりへの影響が深刻になってきていること。少子高齢化社会に対応していくことなどが挙げられています。

そこで伺います。

現在、幕別町に提示されておりますイオン出店を含む依田地域の開発計画であります。考え方として、今回出された道の基本方針の流れにはそぐわないものと考えますが、現在の計画の進展状況、また、見解についてお伺いするものです。

さらに、もしこの提示されています計画が実施された場合、上下水道や道路、公園などのインフラ整備が、当然町の責任として行われます。

そのときに要する費用はどのくらいと予想されるのか伺います。

また、今のまちづくりに多くの町民が求めていることは、歩いて買物に行け、人が集える都市空間とユニバーサルデザインを取り入れた人に優しいまちづくりです。

そのため、幕別本町、札内市街地の既存の商店街の活性化に力を注ぐことが、高齢化社会に向けて

大切なことであり、地域振興にもつながります。

取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、格差社会の現状と対策についてであります。

社会的格差の新たな広がりが重大な社会問題となっています。厚生労働省の「所得再配分調査報告書」に基づくジニ係数は、際立って上昇していると言われていています。

年間所得が2,000万円を超える高額所得者が増える一方で、200万円以下が急増しています。

4世帯に1世帯は貯蓄ゼロ世帯となり、生活保護世帯は100万世帯を超え、労働者の3人に一人が非正規雇用、中でも若者の二人に一人は不安定雇用に置かれていると伝えられています。

北海道はさらに厳しく、生活保護受給世帯率は全国平均の2倍、人数で13万人、特に高齢世帯が増えています。

背景には、現在進められている構造改革の名によるリストラ政策や規制緩和、年金の引下げや相次ぐ社会保障制度の後退、増税や不安定雇用政策などが挙げられますが、根本的にはこれらの問題は国の責任で解決されるべきものと思います。

そこで、幕別における実態と、また、以下数点にわたっての数年間の数字、対比について伺います。

さらに、この格差社会におけるセーフティネットとしての町としての対応も必要と考え、対策も伺います。

一つ、生活保護受給世帯と人数、高齢者の占める割合。

2、教育扶助・就学援助世帯と人数。

3、国民健康保険加入世帯と人数。

4、社会保険から国民健康保険への加入世帯と人数。

5、国民健康保険世帯の平均所得。

6、雇用の実態（非正規雇用率）

7、公共事業額の状況。

8、雇用状況と、また、全体のセーフティネットとしての対策を伺います。

最後であります。十勝愛育園閉所後の対策について、お伺いいたします。

肢体不自由児通園施設十勝愛育園は、今年度で閉所を予定しています。

閉所後においても肢体に障害を持つ子や保護者の支援策として、相談や交流ができる場所を提供していくことが非常に大切であると考えます。

今回予定されております改築されるさかえ保育所において、子育て支援事業が予定されておりますが、障害者のための子育て支援も同時に別途取り組むべきではないでしょうか。

併せて、現在通所されております愛育園通所児の来年度の受入先の見通しについてもお伺いするものです。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中心市街地の活性化についてであります。

道は去る6月6日の道議会におきまして「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針（素案）」を明らかにいたしました。

この基本方針は、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地に都市機能を適正に立地し、併せて中心市街地へ都市機能の集積を図りながら活性化していこうとする道の姿勢をまとめたものであります。

ご質問のありました依田地区の開発計画につきましては、平成17年6月に事業者の方から計画書が提出され、その内容等につきましては、12月の議員協議会でも説明をさせていただいたところであります。

説明の中では、事業者側としては、今後市街化調整区域内における大規模開発行為という手法で検討していくことになりそうであると申し上げておりましたが、その後の関係機関との協議や、さらに

は、道が示した「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」、「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」との整合性を図ることが必要となりましたことから、開発手法を市街化区域編入を前提とした手法も選択肢の一つとし、面積についても、当初の27ヘクタールを市街化区域編入の要件である50ヘクタールに変更することで、現在、計画書の変更作業を行っているというふうになっております。

町としましては、これまでも申し上げておりますように、道道幕別帯広芽室線いわゆる札内新道沿いの依田地区につきましては、「第4期幕別町総合計画」や「幕別町都市計画マスタープラン」におきまして、沿道商業系、又は流通業務系としての土地利用を図るべく位置付けをしているところであります。

また、都市計画上における帯広圏域という観点から見たときには、当該地区は中心的な市街地形成の一部を成すことも可能な地域であると思われ、このような観点からも関係機関に対しても理解を求めていこうというふうになっております。

なお、インフラ整備に要する費用につきましては、当初の計画面積27ヘクタールの際には、事業者側の試算でありますけれども、区域外の上下水道あるいは街路整備等で8億円程度でありましたので、これが50ヘクタールの計画になりますと、若干それらの予定よりは上回る金額に試算されるものと思っております。

いずれにいたしましても、現在事業者側において計画書を作成している段階にありますので、今後、計画が具体化された段階で、議会にもご説明をさせていただきたいというふうになっております。

ご質問の2点目のユニバーサルデザインを取り入れた人に優しいまちづくりについてであります。これまでも、高齢者、障害者を含むすべての人々が、共に社会参画できる環境づくりが大切であると考え、その実現に取り組んできたところであります。

幕別町都市計画マスタープランにおきましても、公共施設の整備に際して高齢者及び障害者の交通弱者といわれる方々が、活動しやすいユニバーサルデザインに基づいた施設整備を進めること。また、商業地や住宅地においても地域福祉サービスやユニバーサルデザインによる市街地形成の推進を図ることといたしているところであります。

具体的には、公共施設整備におきましては車椅子対応のスロープやトイレの整備を実施しているほか、歩道段差の解消、昨年度完成いたしました札内駅南北線自由通路には、交通弱者対策としてエレベーターを設置するなど、「交通バリアフリー法」の趣旨を踏まえた、道路等施設の整備を進めているところであります。

これからのまちづくりにつきましても、交通バリアフリー法などの趣旨を踏まえまして、高齢者、障害者はもとよりすべての人々が住みやすいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、格差社会の現状と対策についてであります。

ご質問の要旨にもありますように、厚生労働省は平成16年6月に「所得再配分調査報告書」を発表し、それによりますと平成14年当初所得のジニ係数は0.4983で、再配分所得でのジニ係数は0.3812となり、当初所得において過去最大となったとあります。

ジニ係数は、所得の不平等度を示す指標で、所得格差が小さければ0に近づき、格差が大きくなると1に近づくとされているものであります。

ご質問にあります、幕別町の実態は、とのことではありますが、1点目の「生活保護受給世帯の人数、また高齢者の占める割合」につきましては、平成16年4月期で144世帯216人で、うち高齢者は70人で32.4%となっております。

それが平成18年4月期は154世帯218人で、うち高齢者は86人で39.4%となっております。

2点目の「教育扶助・就学援助世帯と人数」につきましては、平成15年度末で210世帯335人が、平成17年度末では248世帯387人、さらに、本年度当初では265世帯423人の状況となっております。

3点目の「国民健康保険加入世帯と人数」につきましては、平成15年度加入世帯数が5,303世帯、被保険者数が1万1,245人、これが平成17年度では5,470世帯1万1,586人というふうになっており

ます。

4点目の「社会保険から国保への加入世帯」につきましては、平成15年度339世帯、平成17年度432世帯となっております。

5点目の「国保加入世帯の年平均所得」につきましては、平成15年度が233万3,000円、平成17年度は242万700円となっております。

6点目の「雇用実態」につきましては、平成15年3月期で常用1,636人、70.85%、臨時673人、29.15%が、平成17年3月期では常用1,471人、56.12%、臨時1,156人43.73%となっております。

7点目の「公共事業の額」につきましては、町の発注額であります。平成15年度22億7,900万が、平成17年度では29億8,171万円となっております。

8点目の「雇用対策や各種支援について」であります。これまでも雇用対策といたしましては、臨時任用職員緊急雇用対策事業や街路地の清掃・除雪など雇用の機会の創設を図るとともに、企業誘致による雇用の拡大に努めてきたところであります。

また、各種支援策といたしましては、町就労センターによります高齢者の就労機会の確保、ハローワークとの連携によります就職相談会・面接会の実施などを行ってきたところであります。

格差社会の問題につきましては、経済面だけではなく地域産業の振興や次代を担う子どもたちの教育の面などに影響が広がっているというふうに論じられておまして、新たな課題といたしまして、その実態と要因を十分分析しながら対応していくことが必要であろうというふうに認識いたしているところであります。

次に、十勝愛育園閉園後の対策についてであります。

平成18年度予算審査特別委員会におきまして、中橋議員のご質問に対し、施設の廃止を含めて検討を進めるということでご説明をさせていただいたところであります。

愛育園は、十勝管内唯一の肢体不自由児通園訓練施設として、昭和45年に供用開始されて以来、過去には定員40人を上回る在籍数がありましたが、近年ではご承知のように10人前後と利用人数の減少が顕著であります。

このような傾向は、十勝管内に限らず全国的なものでありまして、全国の同種施設におきましても大半の施設が定員割れの状況にありますことから、各施設ともその存続が危惧されているところであります。

利用者数減少の要因といたしましては、少子化に伴い乳幼児数が減少する一方で、新生児医療の急速な進歩に伴い、障害原因が細分化されたことなどによりまして、対象児童の重複障害化が増加傾向にあり、利用者がその療育方法に関してより高い専門性を求めていることが推測されます。

近年は管内におきましても、複数の医療機関において専門的で高度な機能訓練が提供されるようになり、多くの通園者が当園と並行してそれら機関等を利用しているところであります。

このような社会状況の変化と、開園以来36年目を迎える施設の老朽化に伴う改修、改築を勘案いたしますと、今後、町単独で施設の運営を続けていくことは困難であるとの結論に至ったところであります。

また、施設運営の財源は、北海道からの措置費であります。利用者数減少の影響もあり、毎年多額の町の一般財源が必要となっております。

さらには、障害者自立支援法の施行による制度改正によりまして、障害児施設サービスの形態も大きく変わることが予定されております。

まだ詳細については示されておませんが、本年10月からは利用方法が措置制度から契約方式に移行するほか、対象施設におけます職員の配置基準及び設備基準等につきましても、より厳しくなることが想定されておりますことから、地方自治体を取り巻く昨今の社会情勢の中では、同施設において専門職を増員配置するなどの対応策は難しい状況にあるものと考えております。

なお、この施設の廃止方針につきましては、本年4月に通園者の保護者並びに通園者が在住する1市3町をはじめ、私からも十勝町村会にご説明させていただき、一定のご理解を頂いたところであり

ます。

障害を持つ子や保護者の皆さん方へは、今後の対応につきまして、現在、保育及び保健の両面から支援策の検討を進めているところであり、本町の子育て支援センター等を活用し、肢体不自由児に限らず障害児全般の相談窓口や交流の場などの環境づくりに向け、十分に意を用いてまいりたいと考えております。

なお、施設廃止後における通園者の受入先の見通しにつきましては、皆さん方に御迷惑をおかけすることのないよう、現在、十勝支庁あるいは帯広児童相談所の御指導を頂きながら、関係する施設と協議・調整をしている段階にありますので、受皿となる施設やその方策の内容がもう少し具体化した時点でお伝えできればというふうに思っております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） それでは、まず、まちづくりの1点目からお尋ねをいたします。

ただいまの御答弁では、依田地域の開発につきまして、計画が出された段階で対応をしていくということですが、その計画についても27ヘクタールから50ヘクタールに変更、そして、市街化区域編入が要件であるというふうにおっしゃいました。

この50ヘクタールの計画書が正式に提出されていないということでもありますので、お答えいただける範囲でよろしいのですが、この50ヘクタールの地目ですね。いろいろ農地ですとか、雑種地ですとか、そういうのが含まれていると思うのですが、そのことをお尋ねしたいと思います。

それは枝葉のことになるのですが、私はこの問題につきましては、幕別町のまちづくり全体にとって、この事業計画が一体どういう影響をもたらすのか。果たして町全体の発展につながっていくのかどうかという観点でお伺いするものなのですが、北海道がこのような分散・拡散型から、現在、それぞれ全道の存在している既存の町について、集約をして開発する方向に変わっていった。

あるいは、1回目の質問で申し上げましたように、まちづくり三法が見直されて、郊外型から中心型に変えていったというにはそれなりの背景があったということをお伺いしました。

今回の依田の計画は、そういった背景からいうと逆の方向に向かうことになりはしないか。

町長は帯広圏も含めて、中心街、そういう位置づけもできるので、開発計画に沿って協力というふうにはおっしゃいませんでしたけれども、位置づけているということでありましたが、幕別町のもちろん今回の計画は、十勝圏全体で考えるということが一つだと思います。

同時に、幕別町で考えた場合に、現在、幕別町は札内地域とそれから幕別本町と、それから糠内、そして忠類ということに、町が分散といいますか、これは歴史があつてそういうふうになっているのですが、そういう既存の町がある中で、さらにその順番から言えば第5の市街地になりますが、そういうことを今の経済状況の中で進めることが、果たしてうちのまちづくりにとって正しいことなのか。町民にとって良いことなのかということが大事だというふうに思うのです。

私は、今、経済状況から言いましても、それから、そのような町が現在でも市街地が四つ存在することなどから考えてみても、こういった方向に向かうことは、やはりマイナスの要因になるというふうに思うのですが、まずはそのところの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 50ヘクタールの地目については担当の方から答弁させていただきます。

この依田地域の開発が町にとって本当に町の発展に、あるいは住民が望むような開発なのかというご質問であろうかというふうに思いますが、私どもは確かに社会経済情勢が大きく様変わりしている、そして、どんどん郊外に出てきた大型店が、今が逆に厳しい規制にあつて、再度町の中へ、市街地へというようなことが現実にはあるようであります。

しかし、私どもが札内川第2大橋、今でいう清柳大橋の建設から始まって、幕別新道、いわゆる帯広芽室環状線を計画し、要請をし、そして現実に立地された。

その段階では間違いなく総合計画にもマスタープランにもありますように、あの沿線は沿道サービ

ス、沿道商業地利用、流通系の事業で実施をしていく計画を、土地利用を持とうと、そういうコンセンサスを議会にも住民にも、そして多くの町民の皆さんにも認めていただいて現在にきているのだろうと。そのことは間違いのない事実であろうというふうに思います。

そうした中で、私は、今、開発業者の方がそういったまちづくりの観点の中で開発を進めようといったときに、結果はもちろんわかりませんが、町として出された計画に沿って開発の要請がなされれば、当然のことながら、それに対応できる協議はしていかなければならないのは我々の役目であろうというふうに思っています。

ただ、結果のことをいって、頭から町は協力しないとか、絶対来てもらうために町を挙げて誘致するとか、私はそういうことは一切今までも申し上げておりませんし、今現在でもイオンの方をお会いしたこともありませんし、あくまでもそうした開発をされるという期成会の方々とのお話の中では、私は計画書を見ながら、これからも協議をさせていただきたい。

そしてそのことが、今言う計画にマッチするものかどうかの判断を、また、皆さんのご意見も聞かせていただく中で努めていきたいと。もちろん反対意見もたくさんあるのでしょうし、逆に署名をもって賛成だという意見も現実にはあるわけであります。

そうした中で対応をさせていただきたいというふうに思います。

十勝圏全体の中では、あの地域、例えば、清柳大橋わたくしてすぐ帯広市の何十丁目ぐらいになるのでしょうか。ほとんど町の形態からいくと、帯広市とほとんど変わらないような状況にあるのではないかというふうには思いますけれども、確かに計画を立てた当初と大きく変わっていることも、これは現実として受け止めていかなければならない問題でもであろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 地目でございますけれども、概ねでございますが、農地が約 12 ヘクタール、既存の道路ですけど、これは道道でございますけど、4 車線の部分も面積として入ってございますので、その分が約 5 ヘクタール、あと、雑種地を含めた合計は 33 ヘクタールでございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9 番（中橋友子） 都市計画のマスタープラン、平成 15 年度に計画がされまして、私ども議会にも町長がかけた。それはその通りだと思います。

それで、その中で沿道型市街地ということで位置づけられまして、全体図が描かれてきております。私どもはこの都市計画マスタープランというのは、恐らく、この中にもありましたけれども 20 年先ぐらいの長いスパンの幕別町の計画であって、都市づくりの骨格だと。そして、同時にその時々々の経済状況や背景なども勘案しながら、柔軟に見直すところは見直しも含めてやっていくというふうにかかれております。

ですから、それは、私は町長が言われましたように計画がある。それからそのために橋もできているというようなことについては全く否定するものでもありませんし、そういう流れの中で今回の計画も生じたということは十分認識しております。

その上で今の我が町の経済状況や、それから、国全体の経済状況、それから、大型店がこれまでどんな動きをしてきたのか。十勝圏にどういう影響を当てるのかというようなことを考えたときに、これはこの計画をそのままよしということには、私の考えとしてはなりえないなということでお尋ねをしているのです。

それで、一つには、まず、大型店の問題なのですが、実際ここではお会いされていないということですが、新聞報道等も含めてイオンということで出店を含めての計画と聞いています。

このイオンという店の出店がされた場合のこの全体の十勝経済にはどんな影響与えていくのかなというふうに、私なりに考えてみたのですけれども、今、様々な指標が出されておまして、十勝の経済状況というのが出ていますが、どの指標も、これはもう当然国全体が不況ですからいいものはないわけですね。特に消費傾向、購買力、これは大型店あるいはスーパーという形で毎年毎年指標が出されていくのですけれども、この指標を見ますと、十勝管内全体で大型店の売上げというのは、毎年減

少してきているのですね。

例えば、今年の売上げは総額 22 億 4,700 万という十勝の統計調査の中で出ているのですが、前年比マイナス 3.8%、それからスーパーの売上げが、これもこの 4 月時点ですが、トータル 31 億 8,700 万でマイナス 2.3%。前年度比マイナスというのは今年だけではなくて昨年も、それからその前もそうだったということで、全体に購買力は低下しているのですね。

それから、では人口の状況はどうかというふうにみますと、これまた十勝は長く 36 万都市というふうに言われてきましていたのですが、現在は 36 万を切っているのですよね。

この数字でも今年度の 3 月末では 35 万 8,439 人、これはもう平成 17 年の 3 月末、16 年の 3 月末も 36 万を切っています。

一時 16 年の 9 月の段階で 36 万ぎりぎりまで上るのですがまた落ちていくというようなことで、全体の人口の張り付きも増えてはいません。微減です。

購買力ももちろん落ちています。

そういうところに全体のですから消費とかというのは、大型店ですから十勝だけを見て、北海道全体の動きもあるというふうには思いますが、基本として十勝と考えた場合には、そういった限られたパイをやはりもう一つお店が出てくることによって、もっと細かく分けていかななくてはならないというような状況になると、当然、他の既存のスーパーだとか大型店に対する影響は大きくなるというふうに思います。

それで、これは前回質問したときにも申し上げたのですが、実際に今、幕別の町もこの都市計画のマスタープランの中でも随所に出てくるのですけれども、やっぱり既存の商店街が苦勞しているということが書かれているのですよね。

空き店舗が増えている問題、それから疲弊している問題、いろいろあります。

ここにもまず力を入れなければならないというときに、先ほど言ったように全体の経済動向が下がっているところに大型店が出てくるということになると、これはやっぱり問題になるであろうというふうに思います。

まず、そこでどんなふうに御認識されるでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 人口問題あるいは売上げが減少している問題、これはなかなか 1 町村だけでは十分分析できない問題であろうというふうに思っております。

今、盛んに日本の景気も回復傾向にあるといいながらも、まだまだ町村までくるとそういう兆候は見られないというようなこともありますので。

これは私どもが今どうこう言える問題ではないのかと思いますけども、ただ、既存商店街とのかかわりでいいますと、これはもう非常に昔からといいますか、古くから何とか既存商店街の復興といいますか、活性化ということでいろんな手法、あるいはいろんな相談というか協議する場を設けたりしながら今日にきています。

もちろん商工会があつたり、商店街振興会との協議があつたり、あるいはこれは幕別も札内も両方そういう期成会でしたか、協議会をつくっていただいて、先進地の視察を行ったり、行政と商工会と、そして商業者と、その自ら参加した中でいろいろな協議をしてきた経過があるのですが、なかなかというよりももちろんないのですね。これをやれば商店街が活性化できるなんていうものはあり得ないわけでありまして、結果的にはその話も中途のままで流れてしまって現在に至っているということでありまして、私どもも、これは当然のことながら行政がやるべき仕事と、商工会なりあるいは商業者自らがやらなければならないこと。それぞれがあつて商店街の活性化、商店街の振興につながっていくのだらうというふうに思っていますので。

私は諦めたとかそういう意味ではもちろんありませんけど、できることならもちろんそういう商店街、昔のような賑わいを見せる商店街でありたいということは、これは皆さん同じだというふうに思っていますけど、なかなかその手法が難しいのは今も同じでありまして、引き続きといいますか、機

会があれば、さらに良い方法に向けて、商工会や商店街の皆さんとの意見交換、あるいは協議の場をもっていければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） これまでも市街地については様々な計画をつくられてきて、コンサルにも出したりして頑張ってきたというのは、私も理解をしております。

本当に全国的な状況ですから、我が町だけで解決できるというふうにも思っていないのです。

ただ、そういう状況にあるにもかかわらず、また、大きなお店ができてしまうと。これがそれぞれ薬になるどころか逆に病のところにもっとひどい状況になってしまうというようなことを心配するものですから、この計画については一考を要するというふうに思うのですね。

それからもう一つ、大型店の問題として全国でイオンだけではないのですが、大型店の商法といいますか、手法として、スクラップアンドビルドといいまして、とにかく出て行って、一定程度の利益を得ると。それがちょっと下降にくると撤退するというようなことが。できたときはいいのけれども、その後がやっぱり大変だというような、そういう声を全国にあちこちから聞いております。

このこともやっぱり心配するわけですね。

調べましたら、全国で今、04年の数字ですが、イオンは百五十数店舗展開されているということですが、これは去年だけでも、イオンだけではなく、大型店で92店舗が閉めているというようなことがありますので、そういうふうになったときに、うちの町がせっかく計画をして呼んだ、しかし、さっきのような人口も増えない、経済状況も良くないという中で撤退なんていうことも当然やっぱり心配をしておかなければならないことだと思うのですよね。

その辺も是非踏まえていただいて対応していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、私、公共投資の関係でお尋ねしたのですが、実はこういうふうになりまわりますと、必ず私の町の幕別の責任分野というのが出てきて、インフラ整備でお金を出していきようになりますよね。

前回の企画であると8億円程度であったということでした。

私、なかなかこの辺がわからなかったものですから、ちょうど町長が今帯広と近いということで、隣の町帯広の、イオンが実はこの計画の以前に計画していたのは、川西、稲田に計画をされておりましたね。そのときの公共投資が幾らになるのかということ調査させていただいたのです。調査といいますか、これは帯広の議会で取り上げられておまして、一昨年6月に正式に答弁されて、この川西、稲田の事業は総面積で88.1ヘクタール、ですから今回の50ヘクタールよりは多いですね。

総事業費が90億、中身は一緒ではないですから違ってくると思いますが、総事業費90億で、そのうち帯広市が直接工事を実施する道路、下水道、いわゆる基盤整備ですね。これに27億円、あそこは住宅も入っておりましたので、保育所ですとかそんなことも計画されておりましたので、そのほかの公共施設に32億円、これだけきちっと積算書の中に入っておりました。

さらに、その地区外の関連する道路ですとか下水道、今回も例えばあそこにできたとしましたら、どこからその下水とか上水を引っ張られるのか、リバーサイドあたりからいくのかとかいろいろ思うのですが、そういう地区外の工事で、この稲田の計画では31億円というふうにきちっと答弁されておりました。

こういうふうになってくると、うちの町もそういうところに、これと同じとは思いませんが、それなりの投資を必要とするのだらうと思えば、なおのことそういった大型店の商法の在り方や全体の十勝の経済圏の問題や、もちろんうちの町の在り方も含めて、地権者との対応を是非やっていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） スクラップアンドビルド、今言うようにイオン自らが開発行為をもって開発するわけではなくて、期成会が開発して、そこと賃貸なり何らかの契約を結ぶ。

当然そういうスクラップアンドビルドの恐れもないとは、もちろん言えないのだらうと思います。

ただ、先日も新聞を見ていますと、釧路市あたりが今、イオンが第2号店の進出計画があつて、釧路市長も大分悩んでいるというようなことが出ていましたけども。

そういった現実的な対応、あるいは先ほどの売上げが下がっているとか、人口減が続く中で、進出してそれでなおかつ採算をとってやっていけるかどうか。そういうような判断というのはなかなか我々よりは、さらに専門的なものが必要になってくるのだろうというふうに思いますけども、私はもちろんそういうお話も聞いたこともあります。

ですから、そういうことも頭に入れておかなければならないことではあろうというふうに思っております。

それから、公共投資について、帯広の場合は面積もそうですし、区画整理事業ですから、うちだつて区画整理するときには、受益者以外の分、町の持ち出し分は出てくるわけですけども、今回やろうとしているのは水道も札内新道まで、下水も恐らくリバーサイドの外れまで、みな本管はいつていますから、そう大きなお金はかからないということが一つあったのですが、そしてこれは別にイオンが来るから来ないからではなくて、あの地を開発するためには、これは町としてはそれだけはやらなければならないわけで、決してイオンのためにやるとか期成会のためにやるのではなくて、町があの土地を開発するためには、そのぐらゐの下水道、水道あるいは道路としての資本整備は必要だということでもありますので。

その点もご理解いただければと思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） その区域外の整備につきましては、事業がスタートすれば、それはイオンでなくても当然生じることだと思います。

しかし、そういう計画にしても、町は必ず今全体の経済状況の中で、その計画をもって、こういう投資が必要とするときに順次やっていくわけですから。

今、具体的にこういう計画が進められると、そういうことが決まれば当然優先というふうになりますので、その点も十分考慮していただきたいというふうに思うわけです。

それと、私はそういう観点から総合判断をしていただきたいということではありますが、とにかく既存の町、頑張ってきたのだけどなかなかいかないということではありますが、そこに本当に町全体が力を注いでいく必要があると思うのですよね。

例えば、今回、ここにもありましたけれども、2番目に入っていきますが、札内の駅に素晴らしい駅の横のユニバーサルデザインの一つになりますが、バリアフリー化されました。

あれはやはり、あのエレベーターは町の中に人を呼ぶという一つの大きな目的が、駅だけのためではなくてあると思うのですよね。

そうなりますと、やっぱりそれに応えうる知恵を、商業者はもちろん町全体でやっぱり挙げていくということも大事だと思うのですよね。

そこで、ユニバーサルデザインの問題と、その市街化の活性化の中で、確かに今町長おっしゃられたように、そのエレベーターも含めていろんな努力をされてきているのですけれども、私一番遅れているといつていいのでしょうか、歩道の段差の解消という点については、例えば、障害者が車椅子で日常生活をする。買物に行くですとか、銀行に行くですとか、そういうような日常生活を送ろうとした場合に、まだまだ、今、例えば札内だったら札内の市街地の中でスーパーに行くとかというふうになると本当に障害がいっぱいなのですよ。

これは何年か前に私たちも委員会で車椅子に乗って調査もしたことあったのですが、その都度、改修を期待するのですけどなかなかいかない。既存の道路はなかなか難しいということをおられましたけれども、やっぱりそういうふうなことが大事だと思うのですよね。

そうすると、そういうところに対する投資などもやっぱり必要になってくると思いますので、こういう点では、是非力を入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 歩道の段差の解消については、これはユニバーサルデザインもそうですが、確か障害者福祉計画の中でも実態調査をやって、そして箇所付けをさせていただいたというふうに思っております。

ひょっとして駅前のごことでありますと、あれは道道ですので、うちとはちょっと違う。

そういうことで段差解消に努めてまいりたいと思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） それでは次、格差社会の現状と対策についてお伺いするものです。

実は、この格差社会についてお尋ねしたのは初めてです。

今、特に問題になってきているということもありまして、うちの町の現状ということをごきちっと押さえたいという思いでお尋ねをいたしました。

ここでは、町長最後に実態と要因を十分分析して、今後対応していくことが非常に大事だということをおっしゃっていただいたのですが、私もここに尽きることだと思うのですね。

それで、この出していただきました上の7項目の指標、どれをみてもやはり悪化しているというふうに思います。

例えば、生活保護世帯の高齢者の受給率も7ポイント、この数字の中で、平成16年から見て上がっていますし、それから教育扶助も88人の増ですとか、国民健康保険世帯も167世帯増えてきていますね。

この指標を出していただいて、このわずか3年の間にも格差が開くといいますか、こういう指標はやはり貧困化といいますか、そういう方が正しいかと思うのですが、そういう状況になっていくのですけれども、これからも調査されていくということでもありますので、私はできればこのスパンをもう少し広げていただいて、調査年数をここは3年で出していただきましたけれども、私は実態を知るといって、今回は年数、何年間のというふうには申し上げなかったのですが、もう少し広げていただくと、もっとよりリアルに実態が出されるのかなというふうに思います。

それで、そのような調査を求めたいということと、問題はやはりこういう所得格差が開く中で、いろんなサービスも含めて機会の均等というのがありますが、それに不平等が生じてはいけないということが一番大事だと思うのですね。

そのセーフティネットといいますか、国の問題ではあるのですが、しかし、町としてその視点で今後の政策に当たっていただきたい。これは本当に希望するところですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 数値の関係については、御提言いただきましたように、対応できるように調査したいと思います。

それから、機会均等、不平等、これは格差社会、私も根本はやっぱり国の問題だというふうに思います。町村で言われてもやれることの限界というのはどうしても出てくるのだろうというふうに思っております。

私の方から言わせれば、同じ町村にあつてさえ、都市と郡部、地方との格差がますます広がっているというようなことで、私自身の方も格差是正をお願いしたいという。正直言ってそれぐらい今の都市と地方との格差というのでも広がっているのだろうというふうに思っております。

いろいろな課題はきっと我々もあるのだろうと思いますが、お話にありましたように、町村としてやるべきことについて、これからも真摯に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

愛育園のごことでありますが、先のごことはまだ決まっていच्छらないのですね。

その点については方向性が見えた時点できちっと示していただきたいというふうに思いますが、町長のお答えの中で、閉園に至る過程、何度もお尋ねしておりましたので、その点は理解、閉園を理解するといいますか、子供さんが少なくなっている現状などについて承知をしてきたところなので

すけれども、ただ一つ認識として利用者がグンと減ってきていることについて、町長は別な高い専門機関に対するニーズがあって、そちらに行っているから少ないのだということを推測しているというようにお答えだったのですが、私、ここだけはちょっと疑問を持っているのですよ。

といいますのは、多いときは40人ぐらいでしたよね。それで障害者の数はやっぱり増えているのですよね。

それで、これも是非お答えいただきたいと思うのですが、そういうその障害を持った子供たちを、きちっと余すことなく掌握するというシステムですね、そこがどうだったのかというふうには実は思うのです。

多分、うちの町はそういう障害を持った子供さん、もちろん親御さんから自発的に出されるということがあるでしょうが、乳児検診だとか、6カ月、1歳ですか、それから2歳とかという検診の中で掌握されて、それを関係機関につないでいって、そしてその対応するというやり方でないかなというふうにするのですけれども、その辺のきめ細やかさがどうだったのかというふうにするのです。

実は、私、この施設がなくなってしまうのだろうなという思いで、ではその後どうなのだという事で関係する人たちのいろんな意見を聞きましたら、是非、十勝管内で、昔は母子通園センターと言っていたようなのですが、何箇所かそういう障害者に対応する町独自の施設を持っていってやっているのです、是非研究してほしいということをおっしゃって、先日、大樹町に行ってきたのです。

大樹町は大樹町だけでやっているのではなくて、南十勝全体の支援センターでありましたから、忠類も入っていましたから今度はうちの町もかかわって一緒にやっていくことになるのであろうと思うのですが、そこでは、本当にうちの町はなかなか職員も雇えないということでありましたけれども、正職員の方5人と臨時職員の方3人、正職員の方は何と本当に専門家なのですね。言語聴覚士であるとか、それから心の専門、臨床心理士というのですか、そういう方ですとか、養護教員ですとか、そういう方が本当に専門のスタッフをつくって、ケア会議をやりながら、南十勝全体の、通っていらっしゃるお子さんも、お尋ねしたときは120人ちょっとだったのですが、年度末には140人になる。もちろんこれは肢体不自由児だけではなく、言葉から、それから多動症とかいろいろあるのですけれども。

その専門のスタッフの方たちが、すごい力を入れてきたのは、障害を見つけるのはやっぱり10カ月とそれから1歳半という、ここが一番キャッチしやすいということで、1歳6カ月検診というのを、余さず掴もうということをおっしゃっているのですね。

そして、その全町の状況を掌握する中ですくいあげて、相談や支援活動をずっとやっていく。0歳から15歳まで対象にやっていくというような素晴らしい事業を展開されておりました。

うちの町も、私はこれからの展開のそういう方向があるものですから、必ずしもそういうことができるというふうには思っていないのですけれども、そういった落ちこぼしをなく、全体を掌握して、さらにうちの町としてきちっと相談は続いていけるぞという体制、ここが非常に大事だと思うのですよね。

いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお話し申し上げましたように、昭和45年に十勝愛育園が開設されました。

一時は定員四十何人がびっちりになるぐらいいたのですが、ここ最近、ここには資料を見ますと平成13年度がピークで26人なのですが、このときでさえ幕別町の住民はゼロ、平成14年からずっと下降して、今現在は8人、幕別町からは一人という実態でありますから、私もお子さんを持っていらっしゃる保護者のことを考えると、胸の痛む思いもするのですが、そろそろ自治体としてはもう限界かなというふうには思って廃止の方向で決断をしたわけです。

それと、いわゆる掌握システム、お話にありましたように十勝愛育園に措置する措置者は、帯広児童相談所によって措置されるわけですから、お話にありましたように、検診で障害のある方については、児童相談所の方につないで、そこで愛育園がいい方は愛育園にというような措置をされる方法で

あります。

南十勝の例もありましたけども、南十勝もうちの町の構成員になるわけですから、お話も聞かせていただきました。協議会でしたでしょうか、運営委員会でしたでしょうか。私も1回出させていただきますとお話を聞きました。

そういったこともありますので、今後どういうふうになるかわかりませんが、もう一つは、先ほども答弁で申し上げましたように、新しくなるさかえ保育所の中で、うちの子供は今言ったように一人か二人を、これはうちの保育の中で入っていただくことも可能だと思いますし、また、新たなそういう通園施設ができれば、当然それに伴う助成等の措置も講じていかなければならない問題も出てくるとは思いますけれども、何としてもやっぱり早く発見をさせていただいて、訓練を受けていただくことが大切なことだろうというふうに思いますので、福祉課を中心にしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） その児相につなぐまでの過程というか、そこがもう少し見直してもらい必要があるのではないかなというふうに、絶対問題だというふうに、私も押さえているわけではありませんから、そういうのではないのですが、全体として幕別町が長期にわたって利用が少ない、結局町長が言われるように児相からまわってくる人がいないということですね。

そうすると、子供たちと児相との関係はどうだったのかということもやっぱり心配するわけです。

ですから、そういう点で是非、まだまだ南十勝の場合は協議会を持ってやっていたらいい。あるいは、スタッフの方たちが直接子供たちの中に出向いていっているとか、いろいろな事業をやっておりました。

ですから、そういうのも十分研究していただいて、とにかく困っている子供さん、親御さんを放置しないという、その姿勢を貫いていただきたいというふうに思いますがどうですか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、児童福祉の関係も、児童相談所が措置しないというよりも、児童相談所がどうですかといっても、いろんな先ほど言いましたように病院等があるものですから、どうしても愛育園だけには通ってこないというのが多い。

特に、最初のころの、先ほど言いましたように、40人も子供さんがいるときには、旭川の療育センターから週1回とか2週に1回、先生が通って来ていただいたのが、だんだん減っていく。今は年の4回、旭川から来ていただくというような状況なものですから、そういったこともやはり減っていく要因の一つになっているのかなというふうに思います。

ただ、保健所につなぐ過程においては、今、保健師ですとか保育士ですとか、あるいは愛育園もそうですし、ことばの教室なんかの担当職員が集まって、連絡会を設ける中で、いろいろ問題点については拾い出しをしたり、児相への紹介というようなこともやっているようでありますので、これらをさらに充実させていきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（本保証喜） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時からであります。

16：20 延会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第2回幕別町議会定例会

(平成18年6月20日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
25番 佐々木芳男 26番 南山弘美 27番 杉坂達男
(諸般の報告)
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第1号 平成17年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 幕別町土地開発公社に係る平成18年度事業計画書及び平成17年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第3号 幕別町農業振興公社に係る平成18年度事業計画書及び平成17年度決算に関する書類の提出について
- 日程第7 報告第4号 忠類振興公社に係る平成18年度事業計画書及び平成17年度決算に関する書類の提出について
- 日程第8 議案第39号 幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第41号 十勝圏複合事務組合格約の変更について
- 日程第10 議案第42号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第11 議案第43号 平成18年度幕別町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第44号 平成18年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第45号 平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)

会 議 録

平成18年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (28名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員 (2名)
5 草野奉常 10 豊島善江
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
総務部長 菅 好弘 経済部長 藤内和三
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 川島広美 札内支所長 本保 武 教育部長 水谷幸雄
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
民生部参事 森 広幸 町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬
土地改良課長 角田和彦
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一
水道課長 橋本孝男
忠類総合支所地域振興課長 姉崎二三男 忠類総合支所保健福祉課長 野坂正美
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
給食センター所長 仲上雄治 社会教育係長 吉本哲哉
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
25番 佐々木芳男 26番 南山弘美 27番 杉坂達男

議事の経過

(平成 18 年 6 月 20 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、25 番佐々木議員、26 番南山議員、27 番杉坂議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、事務局から報告をいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 5 番草野議員、10 番豊島議員より、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、一般質問を行います。

本日は、一括方式による質問を通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○14 番（杉山晴夫） 通告してある 2 点について、ご質問をいたします。

1 点目は、原油高騰に対する対応策についてでございます。

原油価格は現在、複合的な要因により史上最高値を示しており、短期連動か長期的な構造か予想できませんが、このあおりを受けて生活関連に対する物価が値上がりしつつあると言われております。

灯油は生活必需品として欠かすことのできないものであり、ガソリン、軽油など石油製品も含めて町民生活はもとより、農業、運輸業などの産業活動や中小企業の経営への影響も懸念されるところであります。

町としても除雪の問題、公用車の問題、学校の暖房、公共施設の開設などそれぞれの面で影響が生じていると思っております。

これら一連について、どのような影響を受けていると考えているのか、認識をお伺いします。

また、支障を生じていると思われる者に対し、今後、何らかの支援対策の考えがあるのかお伺いをします。

2 点目、文字・活字文化振興法による取り組みについてであります。

文字・活字文化振興法が、昨年 7 月に議員立法により法制化され、施行されていますが、背景には急速に進む国民の活字離れ現象にあると思っております。

また、活字離れに歯止めをかける動きは、この法案以外にも朝の 10 分間の読書運動など、全国の多数の学校が参加する大きな流れになっていると言われておりますが、幕別町の学校ではどのように取り組んでいるのかお伺いをします。

また、法案は、国はもちろんのこと地方自治体の責務であることを明記してありますが、学校ではこの法案を契機に取り組んでいることなどについてお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、原油高騰に対する対応策についてであります。

現在、世界の原油価格に関しましては、ニューヨークの原油先物価格が世界価格の指標となっておりまして、この価格がここ3年間、右肩上がりの上昇傾向を示し、ついに本年4月には史上最高値となったところであります。

その要因といたしましては、原油の需給関係の変動、中東情勢の悪化などが指摘されているところであり、この原油高騰の長期化が、ガソリン、灯油などの石油製品の値上りを招き、日本経済全体に影響を及ぼしているところであります。

本町におきましても、石油製品の価格に関して3年前と現在を比較いたしますと、1リットル当たりガソリンで22円、灯油で31円、軽油で26円、重油で24円の単価増となっております。

このような石油製品価格の値上がりによりまして、一般消費者をはじめとする農業、運輸業、また、中小企業などでは、石油製品を暖房の燃料や輸送手段としての車の燃料、そして生産活動等における原料・エネルギー源として利用しておりますことから、必要経費の増加を招き、家計や経営のやりくりを圧迫してきているのではないかと懸念をいたしているところであります。

また、町も同様に、公用車の燃料経費や公共施設の暖房経費の増加が見込まれ、財政運営に厳しい要素となってきております。

こうした現状認識のもと、これら対応策についてであります。一つには、一般消費者に対しまして、日常生活資金などに困窮した場合、幕別町勤労者福祉資金や幕別町社会福祉協議会の福祉金庫などの貸付制度を利用していただくことができます。

これら町福祉課、商工観光課で相談も受け付けているところであります。

また、2番目に中小企業対策といたしましては、企業経営に係る運転資金として、幕別町中小企業融資制度を利用していただくことができます。

また、北海道でも中小企業総合振興資金融資制度を用意いたしているところであります。

三つ目に、町の行政推進上における対応についてであります。除雪や公共施設の開設に関しましては、現行の行政サービス水準を低下させることのないよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、学校をはじめとした教育施設や保育所等の福祉施設などの暖房に関しましては、児童・生徒などの健康管理に十分配慮しつつ、適正な温度管理を図る中で使用量の節約に努めてまいりたいと考えております。

原油高の問題は、先のG8財務相会合において、原油価格の安定に向け、産油国と消費国が結束して取り組むことなどを要請する共同声明を採択するなど世界的規模での課題となっているところであります。私どもといたしましては、今後ともこうした状況をみながら町としての対応を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、杉山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 杉山議員のご質問にお答えをいたします。

「文字・活字文化振興法」は、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として昨年7月に施行されました。

この中で、学校教育の役割については第3条の第3項に基本理念として、教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力の涵養に十分配慮されなければならないとされております。

また、第4条では「国の責務」として、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定するとされておりますことから、教育委員会においてもその国の動向を踏まえながら、推進のための体制等について検討していきたいと考えています。

したがいまして、この法律の制定を契機に学校教育で新たに取り組みを行っているものはありませんが、現状におきまして、学校教育の基本は国語であり、国語の重要性は総合的な学力の向上や児童生徒が成長するための基本となるコミュニケーションを図るために必要不可欠であることから、これまでも教育課程編成の実施上も重くとらえ、読み、書きなどの基礎基本の定着を目指し、日々学習を進めているところであります。

具体的には各小中学校では、ご質問の朝読書や漢字の書き取りなど、通常の授業時間とは違う時間帯を設け、一日のスタートを切るために大変良い効果がでていていると聞いているところであります。

また教育委員会といたしましても、町内の全教職員で組織する幕別町教育振興会を通じて、書く力を向上させ、その作品を発表する場の提供のため、毎年文集「ピラリ」を発行しており、児童生徒の詩や作文・読書感想などの創作の励みになっていることも報告されております。

一方、図書館の業務として、ブックスタート事業や読み聞かせなど就学前から本に親しむための基礎づくりを目指して、幼児期から本に親しむ環境整備に取り組んでいるところでもあります。

以上で、杉山議員に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） 1問目について、御答弁いただいた内容は既存の制度の活用による対応を検討されたようであります。

今、このことに対する国の財政的措置は、何ら示されていない状況下において、町財政運営の厳しい中、町独自の取り組みは大変であろうということは理解しているところであります。

しかしながら、低所得者層や年金暮らしのお年寄りの家庭などでは、生活のめどが立たなくなると不安を隠せない現状にあると言われております。

そこで、次の2点について、再度お伺いいたしたいと思っております。

1点目は、福祉灯油の支給でございます。

このことにつきましては、先の議会におきましても、同僚議員が質問したところでございますが、低所得階層の人たちに対する福祉灯油の支援については、これまで社会福祉協議会に対する町の補助金などで運用されていたようですが、本年度からは町の補助金が削除されたやに伺っております。

当然、社会福祉協議会独自で支援体制が図られるのであれば、これに越したことはありません。

しかしながら、前段、質問のような状況で、支援対象者も増加するのではないかと懸念されるところであります。

このことについてのお考えをお伺いいたしたいと思っております。

次に、中小企業に対する支援でございます。

経営基盤の脆弱な中小企業の経営にとっては、重大な問題であり、町内の経済活動全般への悪影響を懸念されるところであります。

そこで、御答弁のありました中小企業に対する融資制度の拡大を図り、原油価格高騰により収益などが減少している中小企業全般を対象とした資金を新たに加え、これに必要な原資を取り扱い、金融機関の預託することにより、年末の資金需要期の支障が生じないよう、町内中小企業を積極的に支援すべきと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

当然、これまでの既定予算で対応できるというのであれば問題はないかと思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の福祉灯油にかかわってでありますけれども、お話にありましたように、事業主体は社会福祉協議会、そしてその原資となるものは町からの補助金というようなことで今まで進めてまいりました。

ただ、昨年で21万から22万、大体平均しますと20万ちょっとの実績になっております。

そうしたことから、社会福祉協議会では、本年から、平成18年度から歳末助け合い運動の中の基金から、これらについては対応していけるといようなお話で町との協議が整いました。

したがいまして、こういう情勢ですから、対象者の拡大というようにも見込まれると思っております。

けれども、それらで間に合うのかと。あるいは、さらに町からの助成が必要なのか。これらその時期に向かって十分協議をさせていただきながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから二つ目の中小企業融資でありますけれども、これは御案内のように、町が金融機関に預託をし、その3倍までを金融機関が貸付けをするというものであります。

そうしたことからいきますと、大体今現在でも2億4,000万の3倍ですから7億2,000万の枠があるわけでありまして。

これらの実行率が、今現在大体85%ぐらいというふうに伺っております。

したがって、これらについてはまだ余裕があるのかなというふうに思っております。

もちろん足りなくなった場合という、当然、金融機関の方々との協議を踏まえながら対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 通告に従いまして、道道幕別帯広芽室線沿線（清柳大橋から依田地区）の開発について質問をさせていただきます。

清柳大橋建設計画時からの懸案の課題でありました道道幕別帯広芽室線沿線の開発につきまして、町はその土地利用について検討を重ね、平成15年の幕別町都市計画マスタープランの中に流通業務地とし、交通利便性向上等によって土地利用の需要増加が予想されるため、社会経済情勢等を勘案しながら、市街化区域への編入も視野に入れ、適切な土地利用を誘導する必要があると明記しました。

昨年12月の議会定例会中の議員協議会において、大型店舗等を含めた開発計画が提出されれば議会に相談するとの説明が理事者よりあり、いよいよこの地域の開発が具体化するのかと期待をしておりましたし、町民からも賛否の声が寄せられています。

国や道の情勢を考えると、町は関係機関や商工会、町民との話し合いを急ぐ必要があります。

依田地区住民による開発期成会が要望している宅地開発計画を含め、この地域の多角的な開発は今後の幕別町の発展のために必要不可欠であります。

町はこの地域の開発について、緊急課題として取り組む必要があると思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

道道幕別帯広芽室線、いわゆる札内新道沿いの依田地区の開発についてであります。

お話がありましたように、「幕別町都市計画マスタープラン」におきましては沿道商業系、又は流通業務系としての土地利用を図るべく位置付けをいたしているところであります。

このようなことから、このたびの開発計画につきましては、基本的にはマスタープランとの整合性が図られているものというふうに考えております。

昨日の中橋議員のご質問のときにもお話しいたしましたように、現在、事業者においては大規模開発行為による手法のほか、市街化区域編入による手法も含め、現在検討がされている状況であります。

したがって、今後、事業計画書が示され、関係機関との協議が進み、計画が具体化された時点で関係の方々にもご説明をし、また、ご意見を伺う機会を得たいというふうに思っているところであります。

なお、依田地区総合開発促進期成会から要望もあります、リバーサイド幕別に隣接する西側の開発につきましても、「都市計画マスタープラン」では、一連の区域として位置付けをいたしておりますことから、先ほど申し上げたように、これに沿った開発計画であれば、地形等も勘案しながらその用途について、今後検討しなければならないものというふうに考えているところであります。

開発に向けましては、この区域一体が市街化調整区域で各農業振興地域でもありますことから、法に基づく手続や手順が必要になるため、今後関係する地権者の方々とも協議させていただき、具体的

な開発計画が示される段階において、開発に向けての十分な検討をしまいたいというふうに考えているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） いわゆる清柳大橋からの開発と依田地区、いわゆるリバーサイドの方からの開発で、今、具体的な二つの話が地権者の方から挙がっておるように確認をしております。

大変具体的な話があるときに、この沿線の開発を進めるべきだというふうな思いであります。

このことにつきましては、もう先ほど述べましたように、清柳大橋が建設、その計画時からの懸案事項でありまして、この議会におきましても平成11年に千葉議員がその開発について質問をされていらっしやいます。

また、平成13年3月、まさに清柳大橋が開通しようとするときに、前の浦田議員が同じ趣旨の質問をされていらっしやいます。

そして、総合計画、都市計画マスタープランというふうな形で、一貫してその開発の必要性が明記されているところであります。

その総合的にまとめてみますと、その中にありますのは、一つは雇用の拡大であります。

もう一つは町の活性化、これは税の増収であったり、人口の増加であったり、そういうことを目指していこうということでもあります。

また、町内への購買力の流出を止める。帯広に向かつての通勤、買物の道ではなくて、幕別町が開発をし、そのところで購買力を高めていくために開発をしていくのだというふうな形で示されているところであります。

今、民間の方で自分たちがその開発をするのだと。町と協力をし合っというふうな形で声が挙がっております。

町長がよくおっしゃっていらっしやいます。

民間の活力を利用して、やはりパートナーシップだと。まさに今、そういう最大のチャンスが到来をしているというふうに私は認識するところでありますが、そういう認識はおありなのかどうか、ひとつご質問をしたいと思えます。

次に、地権者等のリサーチを行いましたときに、昨日、具体的に大規模店舗の名前が出ましたので申し上げますが、イオンとその地権者に、いわゆるリサーチがあったのが平成14年だったそうであります。

そして15年に地権者による開発委員会が設立され、そして3年間にわたって協議を進められてきた。

この3年間あきらめずに努力をしてこられた町の職員やそして地権者等に私は敬意を表するわけでありまして、再三にその計画変更があつて、なかなか具体的に計画書が挙がらないというふうなことが今の現状であろうかと、先ほどの御答弁で推測をするところであります。

今、この、昨日も町長のお話がありましたが、当初は27ヘクタールなのが50ヘクタールになったと。非常にこのことについては、ここの協議をしておるというふうなことだそうではありますが、いわゆる国でまちづくり三法の見直しがなされ、そして道では今、コンパクトなまちづくりを目指しているということで、大規模集客施設の立地の関するガイドラインというのが出されようとしているわけでありまして。

これにつきましても、昨日、中橋議員の議論がありましたけれども、その中に、中心地市街は買物などの日常生活の場であると同時に、地域の歴史や伝統、コミュニティなどの中心的役割を担うなど、住民生活に重要な役割を果たしてきており、また、本確定な人口減少や少子高齢化時代に対応したまちづくりを進めるためには、中心市街地の果たす役割はさらに重要になると考えられますというふうな理由がつけられているわけでありまして。

十勝のことを考えますときに、中心市街もそれらも必要でありますけれども、郊外型、そしてそのと

ころでだんだんと町が広がって住宅が張り付いていったというふうな形もあるわけでありまして、一概にその方向性がこの地区に合うのかどうか。私は疑問を持っているところであります。

今、世情を見ますときに、地方の市町村はそれこそ過疎化、高齢化、そして財政難にあえいでおります。

ほうっておいてもコンパクトになっていくわけでありまして。

それに輪をかけてコンパクトにしていこうという形は、これは私にとっては理解ができない形であります。

しかし、このままでありますと非常にこの事業を推進していくそのことについて大きなハードルがかかるわけでありまして。

このままでありますと、出店協力したい企業や関係の方々が意欲をなくすでありますし、町や関係者のこれまでの努力が水の泡としていくでありますし、また、将来の幕別町に向かっての大きな損失になるのではないかと、こう考えるところであります。

私は、町も本腰を入れ、この開発計画について急ぐ必要があるのだと思うのでありますが、そういう認識がおりなのか、お伺いをしたいと思います。

もう1点、依田地区の期成会から出されておりますところの開発計画であります。答弁書には地形等を勘案しながらその用途について、今後、検討しなければならないと考えているところでありますと、こう御答弁いただきました。

工業団地を挟んで市街化は無理だろうと、こう言われておりました。なかなかしかし、工業団地のその拡大というのは難しいというふうな現状の中で、非常にこの地域の方々が苦慮していらしたところでありまして。

期成会ができましたのは昭和63年でありまして、平成2年に約半分弱、110町歩の約半分弱が買上げになって、あとは開発予定地ということで残っておるわけでありまして。

文京町の新しい団地ができて、そのところからいわゆる宅地としてつなぐことができないのかというふうなことが、この地形等を勘案しながらというふうなところに、実は含まさっておるのかどうか。

その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 長い質問だったので最初の方ちょっと忘れてしまいましたけど。

お話がありましたように、開発に当たっては、民間活力を導入しながら計画を進めていく。このことは変わることはありませんし、先ほど、御答弁申し上げましたように、あの札内新道沿いは商業系と流通系の開発計画をもった、土地利用をもった地であることだけは、これは先ほども言いましたように、間違いのないわけでありまして。

ただ、昨日のご質問にもお答えしましたように、大変社会経済情勢、時代が大きく変化していく中で、なかなか開発が難しいのも現実だということを私は申し上げたことでありまして、そのパートナー的な開発手法を講じていくことを否とするものではもちろんありませんけれども、ただ、50ヘクタールあるから25ヘクタールは自分たちがやるから残りは町が開発してくれというような、そういうようなことには現実にはならないわけでありまして、あくまでも私どもは先ほど来申しておりますように、民間の方々が、期成会がどのような開発計画をもって、この地を開発しようと、あるいは、市街化区域編入に向けての計画書を出されたときに協議をさせていただくというのが、私どもの今のスタンスであることは間違いのない、変わるものではないわけでありまして。

さらに、イオンにかかわって地権者の方が一生懸命期成会をつくり、そして計画書をつくりながら御苦労をされている。そのことも現実で私どもも大変御苦労をかけているなというふうには思っております。

それも、これからの問題ではありませうけれども、どういう計画が出てくるか。それによって町としての対応を決めていきたいというふうには思っております。

それから、依田地区の期成会、お話にありましたようにリバーサイドから西側、そして、今お話がありました文京町の農協ですか、開発されましたあれからの続き、ご存じのように地形的な問題もあります。入れるとすれば、これらも含めて市街化区域編入を含めながら、あるいは、利用計画を含めながら、これから検討をさせていただきたいということでもあります。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 同じ御答弁なのでありますが、私はそのいわゆる熱意と申しますか、そういうことをお尋ね申し上げているわけでありますが、事業計画が挙がってくる。それから検討するとおっしゃるわけでありますが、優秀なスタッフが町にはいらっしゃって、その開発についていろいろ御指導していただけるのではないかと。

例えば、昨日お話もありましたが、ガイドラインの中で、すぐ撤退したらどうなるのか。そういうことも恐らくガイドラインの中にはそういう網がかけられてありますでしょうし、また、そのいわゆる町に対する貢献であるとか、その地区の経済状況に関する考え方だとかということも恐らく入っているのでありますでしょう。

私は、この町長のいわゆるリーダーシップ、合併をされまして素晴らしいリーダーシップを発揮された。この2期8年の締めくくりとしまして、ひとつリーダーシップを発揮して、明日の幕別町を考える会というふうなところから、2,500を超える賛同署名が集められて、未だそれが増え続けておるとい話を聞かせていただいております。

町外を含め、今月中には5,000の賛同署名が集まるだろうというふうに伺っております。

どうぞひとつ、事業者を適切に指導して、熱意をもってこの開発について取り組むべきだと、こう申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして、2点についてお伺いいたします。

まず、最初に学童保育について。

子供の犠牲が、後を絶たない社会、学童保育の役割は、最も重要なものとなっています。

各小学校五校に設けられていますが、特に札内地域にある三つの施設、どの施設も大勢の学童で賑わっています。

共働き家庭が増えていることから、利用者が増加しています。中でも、札内南小学校のつくし学童保育所は、札内南コミセンの中にあって、利用児童が特に多い。

外で遊んでいる子、室内で遊ぶ子、夏場に向かってプールに行く子供たち、担当の指導員「保育士」も目が届かない状態の時もあると思う。対応が必要と考え、次のことをお伺いします。

1、札内3施設の定員数、受入れ児童数は何名いるのか。

2、指導員「保育士」の増員の考えはないのか。

3、時間延長と学年延長のお考えは。

次に、国旗、国歌について。

地域の小学校、中学校に、3月の卒業式、4月の入学式に参加する機会を得て、参加をさせていただいています。

中学校では国旗が中央に掲揚され、国歌は生徒全員と父兄の方もほとんど全員で斉唱をされていますが、小学校卒業式、入学式いずれも国旗が見当たらず、国歌は歌入りテープで来賓と教職員の一部で斉唱されています。

以前このことを同僚議員が質問したときに、前教育長は義務教育の中で、国旗掲揚、国歌斉唱ともに100%実施されている。

さらに、小中学校においては、国旗・国歌の意義を理解させる、尊敬する態度を育てるために、社会科の中で教育指導を行っているとのこと。

また、小学校では音楽の時間に国歌「君が代」をいずれの学年にも指導することとされ、適切に指導されていると答弁されています。適切に指導されていても式場で活用されていないのはなぜか、子供の人権を尊重することは大切であるが、小学校の時にこそ実践させるのが当然と思う。

国でも教育基本法の改正の論議がなされているとき、教育長はどのように認識をされ、今後どのように進めようと考えているのかを伺います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 中野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、札内の3カ所の学童保育所の定員と在籍児童数をお答えいたします。

定員は3施設ともそれぞれ40人であります。

6月1日現在の在籍児童数は、あすなろ学童（白人小）55名、つくし学童（南小）66名、やまびこ学童（北小）45名となっております。

2点目の指導員の増員についてであります。

通常は指導員が1名、補助指導員が2名の体制をとっており、在籍児童数が50名以上となった場合に補助指導員を1名増員。

また、障害を持った児童の入所に際しては、その人数や障害の度合いを勘案し、増員を行っております。

現在、つくし学童が在籍児童数50名以上ですので1名増員、あすなろ学童では障害児対応として1名、それぞれ増員配置しております。

今後も在籍児童数、障害児受入れの状況に応じ、現在と同様の考え方で補助指導員を配置して対応してまいります。

3点目の保育時間の延長、学年の枠を広げることについてであります。延長保育は、平成15年8月から実施しております。通常は「下校時から午後5時までとし、学校が休みの場合は、午前8時30分から午後5時まで」であります。保護者の勤務時間が午後5時を過ぎる日で、（児童の安全確保上から）保護者の迎えが可能である場合に、午後6時まで時間を延長しております。

社会が24時間365日働き続け、保護者不在の時間帯が広がっていることは認識しておりますが、学童保育は「放課後対策の一環」として実施しており、保護者それぞれの事情にすべてお応えするには限界があります。現在のところ、保育時間をさらに延長する考えは持っておりません。

次に、学年の枠を広げることについてであります。先ほど申し上げましたように、学童保育所は家庭で保護者の保護が受けられない小学校3学年以下のお子さんを、放課後、帰宅可能な時間までの間、お預かりする目的で開設しております。言い換えますと、「何年生からなら（一人で、あるいは兄弟で）保護者が帰宅するまで、お留守番ができるか」という見方もできると思います。

現状どおり「3年生まで」の児童をお預かりすることで今後も進めたいと考えております。

次に、国旗・国歌についてであります。将来、児童生徒が国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、自国の国旗・国歌を大切にすることを身に付けることが必要であり、そのため学習指導要領に基づき、各学校において指導を行っているところであります。

国旗の掲揚につきましては各学校ともステージの下などに三脚により掲揚しておりますし、国歌の斉唱も式典の位置付けとして実施されていると理解しております。

ただ、式に参加している保護者や来賓を含めた全ての方が国歌を斉唱しているとは思っておりません。

また、一部の学校において児童生徒が斉唱していなかった事実も承知しております。

国旗・国歌につきましてはいろいろな考え方があることは承知していますが、教育委員会として、学習指導要領に基づく指導を進めることに変わりありません。

今後においても卒業式、入学式にふさわしい内容の充実を図っていくことが重要であると認識していますので、これまで同様、校長会等を通して指導・助言してまいりたいと考えております。

以上で、中野議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） 昨日も永井議員が1点目の部分で質問しておりましたが、昨日、教育長が答弁されていたのは、受入れは非常に多いのだけれども、実際に来ている学童が少ないというような話をされておりましたが、実際に現場というか、学童保育所に行ってみると非常に多いわけですね。

特に南保育所、つくし学童ですけれども、かなり窮屈になっているのが感じられます。

スクールバス等が来るのを待っている児童もいて、靴箱の数さえも足りないというような状況にあります。

これからもまだ増える可能性はあるわけです。

文京町にできているこの住宅に来られている児童、こういうところも増えてくるのではないかとこのふう思うわけです。

現場を見て、もう少し丁寧に対応する必要があるのではないかとこのように気がいたします。

この点についても伺います。

また、補助指導員、こういうのが40名で合計3名というような形になっておりますけれども、人数が多くても、現実現場に行ってみるとこの数しかないわけです。

これから夏に向かってプール等に行く。それからプールに行けない子もいる。あるいは外で遊ぶ子もいる。外で遊べない子もいるというようなことになれば、4人や5人で目が届かない部分というのはかなり出てくると思うのです。

特に南コミセンの場合は、室内から外で遊んでいる子供たちの様子を見られないような状態になっているのです。

ですから、両方見るといってもなかなか難しいと思うのです。

そういうところにもっと心配りをしてやっていかなければならないのではないかと。プールに行っても自分で着替えができないというような子もいるそうなのです。そういう子を、男の子も女の子も同じく一人で面倒を見るというようなことは難しいと思います。

さらに、ほかの生徒もどどんプールに入ってきている関係で、印をつけて、そしてプールに入れるのですけれども、時間を決めてプールからあげて、人数を数えてまたプールで遊ばすというようなことを一人の人がやっているというようなことも伺っております。

こういうようなことでは、何か事故のあったときには大変なことになると思います。

こういうことも考えて、もう少し丁寧に対処する必要があるのではないかとこのように思います。

さらに時間の延長ですけれども、ほとんどの迎えに来る方というか、早い時間に来る方もおりますけれども、仕事が6時に終わって、6時に迎えに来るといのは非常に難しいわけです。

ですから、実際に残って、10分なり15分なり残って、そして帰るのを待っているという状態にあります。

そのために、多少なりとも時間の延長、こういうものも必要でないかというふうに考えます。

また、今、3年生までという限度で行っているところですが、学年を延ばせばきりが無いというようなこともあるかもしれませんが、この学年を延ばす部分についても、今、家庭において兄弟とかが非常に少ないわけです。一人でいるというそういう子供たちも結構いるわけです。

そういう中であって、この4年生でもスポーツ少年団や、それから塾に通えない子、その子供たちがやむなく一人で家に帰るわけです。

子供も不安であろうし、また、親御さんについても非常に仕事をしながら、心配をしながら育てていると思います。

この辺のフォローも何らかの形でできればというふうに思うのです。

地域からの要望もこういうのがあるわけですから、この辺も考えていただきたいというふうに思います。

さらに、国旗・国歌についてですけれども、中学校はそれなりに行われておりますけれども、小学

校の場合、我々地域といっても1校しか行くことができないのですが、その1校の部分ですけれども、国歌を歌うときに全員着席させるのですね。

そうした場合、歌おうと思っても歌えないというか、そういうのがあるわけです。国旗についてもどこに掲揚されているのか、目立たないというか、目につかないわけなのです。

そういうようなことのないように、しっかり中央に位置した部分に掲揚する。あるいは、国歌は全員でできるような形にもっていくことが自然ではないかというふうに思います。

様々な考え方や意見がありますけれども、よく言われる三つ子の魂百までもというこの言い伝えがあるわけですが、家庭教育、しつけ等は当然この家庭の中で親がしっかり教えるべきだと思いますけれども、この教えられない部分が増えているのではないかというふうに思います。

その中において、一番やっぱり大切なのは、小学校の時期に教えるべきをしっかりと教えていかないとおかしなことになると。叱ること、褒めること、励ますことのけじめをしっかりとしていないから、そういう子供たちが大人になって、自己中心的な考えをもっている人が多い社会となっているというふうに指摘している人もいます。

国歌斉唱にしても歌わない生徒がいれば、繰り返し教えると、指導する。立たない生徒がいれば立たせて歌わせるのが教育上やらなければならないものだと思います。基本的人権の侵害にもそういう部分では当たらないと。許される範囲の強制というふうにも言われております。

しかし、余り強制することなく、穏やかに自然の形で進められるのが必要だと思います。

この点も再度お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず1点目のつくし学童に関してでありますけれども、まずつくし学童、先ほど、在籍が66名と申し上げましたけれども、実質通っている平均を現在までで平均いたしますと約50名が1日平均の人数となります。

先ほども申し上げましたとおり、定員が40名のところ、では何人まで入れるのだという、こういう具体的な基準というのはございません。

昨日の永井議員も1畳分は最低必要だということがありましたけれども、ちなみに、このつくし学童は、現在の66名の在籍で大体1.8畳分という計算上は成り立ちます。

ただ、その実際に施設としては確かに66名全員がいたら狭いというような感じもしないことはないと思っています。

ただ、施設の構造上、これが例えば70人、80人になったら収容しきれぬかという問題も出てくるかなとは実際思っております。

それから、プールに通うのに指導員が一人付いて行っているのでは足りないということでございますけれども、現状といたしましては毎日プールに行くわけでもないという事情もございます。

それから、場合によっては代替の補助指導員というのも用意してございまして、それぞれの行事、事業予定に合わせて時間単位でその代替の指導員を派遣することも可能だというふうに考えておりますので、その辺はその学童保育所とご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

時間延長につきましては、先ほども申しましたとおり、では何時まで引き受ければいいのかと。これは学童保育所の性格上、放課後の一般的な帰宅時間、最大限6時というのが、これは子供が家に帰る時間というのをまず基準としております。

ですから、夕方にはお子さんは家に帰りたい。

ただ、保護者の方が実際に家におられないという状態もありますでしょうけれども、預かっているのがもう既に小学校に入学しているお子さんたちであります。なるべくならお留守番もできるような、そんなような指導もしていきたいというふうにも一緒に思っているところもあります。

なお、この学年延長と時間延長については、学年延長というのは先ほど申しましたとおり、施設の狭い関係ですとか、それから少年団の活動いろんな場面で、4年生以下はだんだん参加が少なくなってくるのは実態としてありますし、それほど希望が多いとは思っておりません。

ただ、次世代のアンケートの中では、約半数の方が学年延長も希望しているというのは承知しておりますので。

これらのことについても、学童保育所の形態のままではちょっと無理があるのではないかなというふうに考えております。

現在、国では放課後の児童対策として地域で守っていこうという考え方で今年度から生活塾という形で、これはファミリーサポートセンターですか、シルバー人材センター、あるいは子育てが終わったベテランの主婦、あるいは退職者、そういった方々が子供たちを見守っていくための組織づくりができないかということで試験的に始めたというふうに聞いております。

こういったものを、生活塾みたいなものが私どもの町の中でも何とか活用できないものか研究をしていきたいというふうに、今、思っているところでもあります。

それから、国旗・国歌につきましては、確かに一部の学校で子供たちが着席したままという実態も承知しております。

議員のおっしゃるとおり、国歌斉唱の際には立って斉唱するというのが望ましい形であるというふうに私も認識をしております。

卒業式、入学式という式典の流れの中で、やはりその式典にふさわしい態度、これを学校教育として教えていく必要があるかというふうに思っております。

国旗につきましては、各学校、式典の中でステージを使ったり、あるいは演壇形式にしたりそれぞれの形で式典として進めております。

ですから、国旗については恐らく演壇上の近くに三脚で掲揚することが多い学校があります。ステージ上に国旗を掲揚するところもありますけれども、それぞれ学校によって違いますが、なるべく演壇上ですから目につきやすいところにはあるというふうに私は理解しております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 最後の一つだけ。

それぞれ学童保育というのはコミセンに設置してあるのですが、コミセンの体育施設があるわけですが、利用が非常に多いために、学童では全く使っていないというような状況なのですが、指導員さんらの話を聞きますと、1週間に一度でもいいから空けていただきたいのだというような要望があるのです。

何に使われているかという、毎日ダンスをされているとか、ミニバレーをされているとか、あるいは、卓球をされているとか、使われているのですが、ダンスにしても2人か3人で自由に使っていると、これが毎日使われていると。

それから今後、ミニバレーにしても卓球にしても、1コートというか、一つしか使われていないので好けども、片一方は使えるのですが、その中で遊ばすこともちょっとできない。

ですから、大人の利用を週に1回でも控えて、そして子供たちに今日は広い体育館で遊べるというようなことで使わすことができないものかということなのです。

この点、1点だけお伺いして終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 確かに学童保育所はコミュニティセンターと併設をされております。

位置づけ的にはコミセンの利用はコミセンの使用目的の場合で位置づけされておまして、その地域の方がそのコミュニティ活動のためにコミセンを利用されるのは、これは大いに結構なことであります。

その中で、学童保育所がというのはなかなか難しいのかなというふうには思っています。

ただ、実態として地域の方のご理解を得て、地域の子供たちですから、ご理解があればそういう議員が御指摘のような1日空けていただくというのも可能ではないかなと考えますけれども、私どもの方から積極的に学童保育所のために空けてくれとはなかなか申し上げにくいという実態にはあるというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

10:59 休憩

11:14 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 通告に従いまして、今後の学校教育について伺います。

アイヌ学校が開校した明治29年に幕別小学校の前身である猿別教育所が猿別市街に設置されました。

翌30年にはこれを廃止し、私立猿別尋常小学校が設けられました。

さらに、翌31年、猿別尋常小学校の公立昇格を願い、この願いが認められ、同年6月に初の公立小学校が誕生しました。

以後、明治、大正にかけそれぞれの集落ごとに学校が設けられました。

幕別町内の学校数は、昭和22年学校教育法公布時、小学校17校・中学校6校（23年に1校設立）となり、以後20年間、増減もなく経過しました。

だが、児童・生徒数は昭和30年から33年をピークに、一部の学校を除き減少傾向をたどった。特に郡部校の児童・生徒の減少が続き、学校統合に拍車をかけました。

昭和44年から62年までに統合のため閉校したのは小学校8校、中学校5校、平成8年に相川小学校が閉校したのを最後に、小学校・中学校の適正配置の議論が一段落しています。

それから10年が過ぎ、さらに児童・生徒の減少が加速しています。これからの将来を担う児童・生徒にとってどのような教育環境が望ましいのかを考える時期に来ているのではないのでしょうか。学校教育の在り方は、児童・生徒の目線で本来どのような環境が望ましいのか議論すべきだと考えます。

これまでの経緯を踏まえた上で、6項目について伺います。

一つ、教育を受ける環境としてどのような学校が児童・生徒にとって望ましいのか、考えを伺います。

二つ目、小規模校において複式学級の児童の学力について伺います。また、中学・高校等に進学した時の順応性について伺います。

三つ目、札内地区において宅地の造成により、現在ある小学校・中学校では通学が不便であるという声が多く聞こえてきます。今後、どのような対応をお考えか伺います。

四つ目、特色ある学校づくりが今後必要と考えます。小中一貫等、特色ある学校づくりの考えがあるのか伺います。

五つ目として、教科・スポーツ、文化、芸術活動など、学校によって様々な取り組みをしています。児童・生徒自身が学びたい学校を選択することができるような考えがあるのか伺います。

最後に、5年度、10年度の児童・生徒数の予測を伺います。

また、その上で小学校・中学校の今後の配置計画をどのようにお考えか、伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 前川雅志議員のご質問にお答えをいたします。

本年度の教育行政執行方針において、町内小中学校の適正配置計画については委員長より述べさせてもらいましたが、合併による学校数の増加に加え、通学区域の見直しなども含め、全町的な学校の適正配置計画を検討する時期であると認識しているところでもあります。

教育を受ける環境として望ましい学校とは、とのご質問であります。まず学校規模で申しますと、

大規模校では集団生活での態度が身につくなどのよさがあり、小規模校では行き届いた目配りができるなどのよさがあります。

その一方でマイナス要素もそれぞれにあり、一概に子供の人数で判断できるものではないと思っております。

各学校ではそれぞれの生徒数、教職員数にあわせて地域性や学校周辺施設等の特性を生かした学校経営計画により、特色ある授業を展開するなど各校とも生徒にとってより良い環境で教育を受けることができる学校をつくり上げているところであります。

小規模校児童の学力についてであります。小規模校では少人数によるきめ細かで徹底した指導が可能となりますことから、確かな学力が定着しやすい環境にあると考えています。

しかしながら、子供たちの学力については複式校であるや否やを問わず、全ての学校において前段申し上げた教育環境の整備に力を注いでいるところであり、学校規模ゆえの格差はないものと思っております。

また、小規模校の進級進学については、小規模ゆえ集団生活や団体行動が小振りでも人数での交流などに不利な面も見受けられますが、小規模校同士が集まる集合学習や修学旅行を合同開催するなどの工夫をしているところでもあります。

そのため、中学校への進学時に環境に慣れるまでの戸惑いなどが多少あることも伺っていますが、子供たちは早期に順応している状況であります。

次に札内地区の通学区域についてであります。区画整理事業が開発がされております北栄地区の宅地造成につきましては、札内北小学校の通学区域であります。距離的には札内南小学校の方が近距離となる区域もあり、通学区域の見直しも必要となることが予想されます。今後、想定される課題を整理し児童にとってより良い通学環境を検討してまいりたいと考えております。

次にまず、今後の児童数についてお答えをいたします。

現在の未就学児の年齢別集計によりますと、平成 19 年度に小学校に入学すると推計される児童数は 256 人で、平成 21 年度までは横ばいで推移しますが、22 年度は 250 人（－3%）、23 年度は 222 人（－13%）、24 年度は 215 人（－16%）となっており、その後も減少傾向は続くと思定されます。

今後の宅地造成などによる社会増を見込んでも児童数が現在より増加に転じることは難しいと考えております。

また、小規模校では全体人数の減少により配置基準を下回り、教頭が授業を持つほか、事務職員・養護教諭を配置できなくなり、学校経営が難しく、良い条件での教育環境を維持できないことも予想されます。

このように、児童生徒数が減少する傾向にあることは否めません。また本町は各地域によって減少幅にも隔たりがありますことから、幕別町としての小中学校の在り方そのものを速やかに検討しなければならないと考えております。

議員からご質問を頂きました様々な課題を解決するためにも、適正配置を検討するための組織を立ち上げ、各方面からのご意見を頂きながら、その中で、小中一貫教育や選択制などの課題についても検討していただき、児童生徒にとってより良い学校になるよう計画づくりを進めたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1 番（前川雅志） それぞれ将来を担う子供たちのために考える教育の在り方について、御答弁を頂きましてありがとうございます。

それで、再度数点質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、四つ目に挙げさせていただきました特色ある学校づくりについてであります。現在、私立・公立高校では生き残りをかけてといえるほど各学校において様々な取り組みが始まっています。

生徒がいなくなれば学校がなくなるという危機感を持って、特色ある学校づくりに取り組むべきだ

と思います。

その取り組みが児童・生徒にとって魅力ある学校となるはずです。

通告では、小中一貫を例として挙げましたが、他府県では2学期制の導入ですとか全学期制の導入、又は0歳から中3までの一貫教育、全問正解までの指導、教職員採用に保護者も参加するなど様々な事例があります。

これらの事例が本町にふさわしいかどうかわかりませんが、教育委員会や各学校単位で検証したり、他の新しい取り組みについて議論したことがあるのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

小中一貫教育を行えということではありませんが、特色ある学校づくりの例として、鹿追町では小中一貫教育と小学校からの英語教育を取り入れることにより成果を上げています。

ちなみに、本年度の高校入試において、帯広柏葉高校のトップ入学は鹿追中学の生徒で、全教科満点だったそうです。小学校からの英語教育については、国会でも様々な議論がありますが、鹿追町においては中学に進級してからの英語力の向上だけではなく、すべての強化の向上につながったという成果が報告されています。

また、児童・生徒だけではなく、教職員の意識改革がなされ、今まで以上に真剣に熱意をもって指導に当たっているというふうに伺っております。

本町においても毎年新聞報道等に取り上げられるような活動をされている学校もあります。

このような特色ある取り組みは、児童生徒の意識や意欲につながっているというふうに思います。

そのためには、指導に当たる現場の教職員の意識の改革が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、三つ目と五つ目を合わせて質問させていただきたいのですが、学校によって様々な特色ある取り組みが始まれば、児童・生徒自身が行きたい学校というものが増えてくると思います。

また、転勤するたびにサッカーが強くなったり、スケートが強くなったりと、他の先生にはない優れた指導力ある有名な教職員もいます。

スポーツだけには限りませんが、指導力ある教職員がいる学校に行きたい。教科に力を入れている学校に行きたい。また、吹奏楽など文化・芸術に力を入れている学校に行きたいなどという児童・生徒が自分自身で判断し、行きたい学校に行けるよう、町内1学区制にする方法もあると思いますが、そのような考えがないのかお伺いをしたいというふうに思います。

最後に、適正配置を検討する組織というのは、どのような考えで計画をされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

また、その組織はどのぐらいの時期を目標として考えてられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、特色ある学校づくりでありますけれども、この件に関しましては、幕別町教育委員会として特色ある学校づくりに、学校に対する助成という形で、既にもう6年ほど前から進めております。

その実績として、それぞれ町内の小中学校では特色のある活動を行っております。

途別小学校での水田づくりなんかも、もう既に皆さんご存じだと思いますけれども、それぞれの学校がそれぞれの地域性を生かしながら、特色ある学校づくりを一生懸命行っているところでもあります。

また、議員がおっしゃいました英語の小学校からの教育でありますけれども、これも昨年度と本年度の2か年でありますけれども、札内の南小学校と古舞小学校、途別小学校の3校でテストケースとして英語活動を行っております。

これらのことがいろんな事業を通じてそれぞれの学校現場での教員の意識改革にもつながっていくことになっているというように私は思っておりますし、また、実績としてこれらのことが進められていけばいいかなというふうにも思っております。

英語教育につきましては、学習指導要領の中で、今後、小学校にも入ってくるようなこともお伺い

してありますし、今、現在行っております、この札内地域で行っている英語学習の活動について、さらに終わった後に検証を進めていきたいというふうに思っております。

それから2点目の学校の選択性についてでありますけれども、一部ではありますけれども、現在、札内中学校が、札内東中学校、札内の北小学校に行っている児童に限ってのことではありますけれども、選択性を採用しております。

一昨年ですか、東京で中学校の選択性が始まったというふうに聞いておりますし、その結果、人気のある学校と人気のない学校にわかれてしまったということも聞いております。

前段、議員から質問がありましたこの特色ある学校というのがまず一番大事なことであろうと思っております。

それぞれの学校が特色を生かして、学校経営を進めていくことができるのであれば、学校の選択性も一つの目指す方向にはあるのかなというふうには思っております。

それから、3点目の再編計画に関する組織についてでありますけれども、これは教育関係者や、それから地域の方、あるいは保護者の方それぞれのご意見を伺う必要があると思っておりますし、それに子供たちの意見、これも是非聞いてみたいというふうに思っております。

時期的なことではありますけれども、そういった組織については今年中に立ち上げたいというふうに考えております。

計画づくりは今年度、来年度かかるのかなというふうには思っておりますけれども、じっくりと構えながらもそんなに時間のおけない課題ではあるというふうに考えておりますので、なるべく早期に計画づくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） それぞれの学校における取り組みについては、途別小学校をはじめといたしまして、私も承知しているところでありますが、再質問させていただきましたように、教科の選択性だとかというのは馴染むかどうかわかりませんが、ほかに全学区制ですとか、教職員を保護者と一緒になって選ぶですとか、いろいろ先進的にやっている都府県もあるようであります。

そういったことがこの地域に馴染むのかどうか、そういったことの検証ですとか研究をされているのかということをお伺いしたつもりだったので、そこについての御答弁を頂きたいというふうに思います。

それと、適正配置を検討する組織ということではありますけれども、どこの町ということではありませんが、お聞きしますところ各団体から代表して出てもらったり公募して集ってもらったりとか、組織を立ち上げて、年数回にわたって会議を開催していたというふうに、たまたま知り合いが参加していたものですからお聞きしていますが、会議の最初から、教育委員会からこういった形で進めていきたいという提示があり、様々な意見をしても最後まで変わらないでそのまま議会に提案されたという話を聞いております。

幕別町におかれましてこの会議が、こういった方向にならないようにというふうに願っているのですが、運営についてどのようにお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず前段のことではありますけれども、この学校の選択性、あるいは特色ある学校づくりに関しては、今まで行ってきた事業、まずこの検証を行って、これが果たしてこれから進めていけるものか、あるいは学校にとってプラスになっているかという検証を十分進めたいというふうに思っております、先ほど言いました選択性に関しては、先進事例がたくさんあります。

そういったものも私どもの教育委員会で検証して行って、我が町に馴染むのかどうかの検討も進めたいというふうに思っております。

それから、検討の中で教育委員会の考え方を押し付けるのではなくということではありますけれども、これはもちろんその通りでありまして、私どもはあくまでも子供たちの将来、そして幕別町の将来として学校教育そのものがどのようにあったらいいのかということをお伺いいただくという意味で立ち上

げるわけですから、ただ、機械的に子供の人数がどうのこうのということで問題を片付けたいというふうには考えておりません。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

○12番（伊東昭雄） 通告に基づきまして、1点の質問をいたします。

開基100年事業記念モニュメントの安全管理について。

開基100年記念事業として建設されたモニュメントは、運動公園内の目立たないところでひっそりと存在している大変貴重な作品であります。

建設以来、今日まで先人の開拓の歴史を偲ぶとともに、今世紀に生き、我が町の発展を展望し、活躍する人々に多大なる夢と感動を与えつづけてくれたものと確信しております。

このモニュメントにつきましては、現代新彫刻芸術作品といわれ、国内を含め世界に7カ所しかないという大変価値の高い芸術作品であると聞き及んでおります。

しかしながら、建設後まだ10年程度しか経過していない中で、素材がカラマツのため、あるいは野ざらしのため、大部分が朽ち果てる寸前であり、木の上に乗ると折れると思われまして、また、崩れる様子も見られます。

現在に至っては、大変危険な芸術的物件になってしまっていると思わざるを得ない状況にあります。

このことについては、町民の何人かが心配をし、危険物としての事故発生を憂慮する意見を寄せてくれております。

町長としてもその対応に大変苦慮されていることと推察している次第であります。

既にモニュメントの安全維持管理のために、周囲を低いネットで囲み、立入禁止の看板を取り付けるなど、それなりの対応をされております。

しかし、人々が癒しを求め、子供の遊び場として、また、スポーツを楽しむ重要な公共施設である運動公園には、より高度な安全性が求められているのではないのでしょうか。

判断力や体力に乏しい幼児や小学生、老人らに万が一怪我や生命にかかわる事故が発生したらそれこそ取り返しがつきません。

危険管理の重要性と安全安心な公園づくりの観点から、しかも制作者の意向に十分配慮しながら、緊急に抜本的な対応策を講ずるべき時がきていると私は考えます。

以上のことから、次の点について町長の考えをお伺いいたします。

危険防止対策を講じ、今後とも保存をしていかれるのか。

それとも、記念事業の目的を達成したということで取壊しをする考えはあるのか。

その際には、新たなモニュメントを建設するのか、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

開基100年事業記念モニュメントの安全管理についてであります。

このモニュメントにつきましては、今、ご質問にもありましたように、本町の開基百年記念事業として、平成8年に、発祥の地記念碑広場を構成する一つとして、本町出身で国内外で活躍されておられる環境芸術家国安孝昌氏により制作された作品であります。

作品は、猿別川の渦をモチーフに、伸び行くハルニレと巨大な岩を丸太とレンガが取り囲み、永遠と生命を象徴するら旋形で先人の努力と人々が未来に発展するエネルギーを表しているものとされております。

この作品は、建物などの一般的な構造物とは異なり、作品が朽ち果てることも制作者の意図であり、その過程も作品の一部であること、また、現状においても芸術作品としての存在価値があること、さらには、周辺環境との調和も保たれているものと考えております。

これまでも、危険防止の観点から、制作者のご理解を頂きながらチェーンやネットなどの安全対策

をしてきておりますが、今後も必要な際には安全対策など管理に十分意を用いながら、保存を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、いずれは、作品としての役割が消滅する時期が到来し、完全に撤去するということとなりますが、その後に新たにモニュメントを設置することについては、現在のところ考えてはおりません。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） この記念モニュメントは、幕別町の自然と調和した芸術作品であり、歴史的な文化財として保存を図っていくべきものと私も考えております。

ただいま、町長も安全対策を図って保存していくと申しましたが、この芸術的な価値を再認識して、幕別町の文化財として保存と管理を徹底的に図っていただきたいと思っております。

現状における安全網の配置と形態は、芸術的な価値を著しく損ねておるのではないかと。設置場所の改善を図るべきであると思っております。

現状の安全網では、容易に作品に踏み込むことが可能な状態でありますので、作品の状態にふさわしい構造物の位置と高さや素材などを考えていただきたいと思っております。

また、周辺をできる限り鑑賞するために、裏側、山手際ですね、そこにコンクリートの側溝がございますが、その側溝にふたなどを設置して、歩行する場所を広く、容易に鑑賞できるように配慮することも必要でないかと思っております。また、周辺には垣を植樹するなど、鑑賞者の憩いとやすらぎの空間のとれる配慮も大切ではないかと思っております。また、安全表示はモニュメントの現在のニーズにあった、木は朽ちている、また、折れやすい、落下するなど具体的な文言で注意を表示するべきと思っております。

町長は、ただいま、保存を図っていきますが、作品として役割が消滅したら撤去し、その後は新たに建設をしないと申ししておりますが、私もそういうように考えます。

しかし、この場所に大きな建設をするのではなくて、モニュメントの碑を建てる。お金をかけないで長持ちするような碑をたてて、モニュメントのすばらしい作品の姿を後世に残しておくことも、作品、また、場所など表すことが大切だと思いますが、そういう碑を建てることについては、町長はいかが考えておりますか、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大変貴重な作品だというふうに高い評価も得ているわけでありますけれども、何ととってもやはり安全管理が大事だろうと。

ただ、私どもは見まして、柵をしてあって、当然のことながら見ている限りに危険はないわけでありますけれども、どうしても子供なんかはその柵をくぐって、中へ入って作品に触れたりすると、いわゆる落下するとかという危険があると。何とかそういうことのない、見ている限りは安全であるというふうな中では、何年か先のことはわかりませんが、今の状況で保存をしていければというふうに思っております。

そうかといって余り高い網とかネットを張ってしまいますと、今度は作品の価値といえますか、観る方からみるとその作品の値がなくなってしまう。大変管理も難しい面もあります。

これはレンガが落ちないように、木が落ちないようにと何回か国安さんに見ていただいて、今まで修正していただいた部分もありますけれども、またお見えになったときにもまたいろいろお話もお聞かせいただきたいというふうにも思っておりますけれども、いずれにしても貴重な作品をできるだけ長く保存できるように意を用いてまいりたいと思っておりますし、お話がありましたようないろんな手法について、十分内部で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、いつまでどうしたらということとはなかなかこの場で申し上げられない部分がありますのも、ひとつご理解を頂きたいというふうに思っております。

それから、その目的を終了して、撤去をした後については、今の段階では特別どういうふうにするかは考えてはおりませんが、これらはそれらの時期に向けて、また、内部でも検討させていただ

きたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 私も余り芸術的な脳というのか、そういうものはございませんけども、普通、一般の人がこの作品を見たときに、芸術的に見ることができない人は恐らく、あるいは当時1,200万ぐらいかかったというふうに聞いておりますけれども、1,200万ぐらいかけて、しかも落葉で皮もむかずに腐る、そういうこともわからない人がつくっているのかという、そういう批判があると思うけれども、私は、今、町長も申しあげましたように、この作品は、木が朽ち果てていく姿を見ていくことが芸術品であるわけで、すべての生きるものは必ず死となり一生を終わっていくという、いろいろなプロセスがこの作品には表れていると。貴重な芸術品であると思います。

作品の変容変革の原理が決められ、見ることから感じる、（聴取不能）語りかける有形無形のプロセスをこの作品は物語っておると思います。

学ぶことの多い世界的な作品でありますので、どうかひとつ末永く管理・保存をしていただくことを強く念願して質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、伊東昭雄議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:48 休憩

13:00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

○24番（古川稔） 通告のとおり、次の品目横断的経営安定対策などについて質問いたします。

WTO(世界貿易機関)の農業交渉では、国際ルールの強策などの状況の中で、平成19年度より意欲と能力のある担い手を対象と限定し、その経営の安定を図る施策（品目横断的経営安定対策）に転換しようとしている。

この施策につきましては、今月14日、参議院本会議でもって農政改革関連三法案が可決されました。平成の農業改革と思われまます。

その担い手の主役は認定農業者であり、本町でも認定作業は終了したかと思われるが、認定者数、認定率をお伺いしたい。

もう一方の施策（集落営農と農地・水・環境の保全向上対策）の目的、趣旨は脆弱化しつつある地域共同活動を再構築し、資源を適切に保全するとともに、農村環境保全などの地域活動の支援とあります。

一つに、基礎支援として共同活動への支援。資源の適切な保全、生態系、農村景観の保全、施設の長寿命化等であります。

もう一方で、先進的営農支援ということで、営農活動への支援、これは化学肥料、農薬等の慣行から原則5割以上低減する技術の導入などとなっております。

もう一つ、地域取り組みのさらなるステップアップへの支援ということで、三つの柱がございます。

などの目標を見ると、小河川、排水路の保全、農道の保守、農村景観の保全、今年から始まった残留農薬のポジティブリスト制度など、今後取り組まなければならない状況にあると考えます。

ただ、自治体として支援部分の持分、財源確保が厳しいでしょうが、避けて通れない施策と思われまます。

取り組みの現況と今後の対応についてお伺いしたいと思ひます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 古川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、品目横断的な経営安定対策についてであります。

現在、農業を取り巻く情勢は、品目横断的な経営安定対策の対応やWTO農業交渉の行方、さらには生乳の生産調整問題など、私が申し上げるまでもなく課題が山積している状況にあるものと思っております。

平成17年3月に閣議決定されました農政改革の大きな柱である「品目横断的な経営安定対策」につきましては、平成19年産農作物より新たな制度の対象となり、交付金の算定方法など細部について検討がなされている段階であります。

町といたしましても農協など関係機関との連携により、新たな制度に基づく交付金の対象者を確認中ではありますが、その中でも交付金の対象者となり得る最低条件である認定農業者の認定業務を逐一進めているところであります。

本年5月末時点での認定者数、併せて認定率を申し上げますと、平成17年度農林業センサスにおける農家戸数694戸のうち認定者数は547戸で、認定率78.8%となっております。内訳を申し上げますと、幕別地区589戸うち488戸が認定を受けておまして82.9%、忠類地区が105戸うち59戸が認定を受けているということで、56.2%という率になっております。

次に、ご質問2点目の品目横断的な経営安定対策と車の両輪と位置付けられております農地・水・環境保全向上対策についてであります。この対策の主な内容は、農地・農業用水等の保全や化学肥料・農薬の低減を共同で取り組む組織に支援をするというものであります。

支援の内容であります。地域の活動組織が資源の適切な保全管理、環境資源の向上、生産資源の向上について活動を行うことに対し、畑地の場合10アールあたり国600円、道300円、町300円、合計で反当たり1,200円を支援するというものであります。

また、化学肥料や農薬の使用量を5割以上低減する場合の営農活動に対しては、事業を実施する地域の活動組織、又は取り組み農家に対して支援されるものであります。その具体的支援内容については今年の秋までに決定されるという状況であります。

この事業の取り組みにつきましては、現在、町で実施いたしております明渠愛護組合への補助制度、農地排水向上対策事業補助金やふるさと土づくり事業補助、あるいは忠類地域での中山間地域等直接支払制度との整合性も勘案する必要があり、また、新たな組織づくりも必要になりますことから、今後、関係機関とも十分協議をしながら対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○24番（古川稔） ただいま、認定率については聞かせていただきました。

しかし、その中で認定農業者にまだできていない方もおられるのかと思いますけれども、離農あるいは休農せざるを得ないというような農業者はおられなかったかどうか。そこら辺もお伺いしたいと思います。

それから、9月になりますと来年度の小麦が植付けということでもありますので、8月いっぱいまでは認定される最終的には終わらさなければならぬだろうと思います。

そんな中で、まだ該当する方といますか、そんな方が残っているのかどうかもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、みどりの政策段階のことでもありますけれども、生産実績が土地にべた付けというような形になっておりますけれども、現況、草地であるとか野菜などを植えておられた方の畑を、例えば、拡大のために変わった、あるいは、新規就農者が入ったというときに、この畑作の該当しますビートであり小麦であり、そういった類のものが植えられるのでないかというような懸念がされるわけでもありますけれども、そこら辺の移動について、かなり影響が出てくるのでないかなというふうに考えますので、そこら辺の対応は、今、現在もされていると思っておりますけれども、どのような考え方をしているのか、お伺いしたいと思います。

それから、集落への農地・水・環境保稅の問題といたしまして、今、基礎的な部分が進められてお

りますけれども、今年度はモデル地区として道内 14 市町村 15 地区で進められているわけですが、ほとんどが基礎的な部分、排水路の掃除とか農道の整備、そういったものが中心となって、今やっておられるようです。

そんな中で、どうしても今年 6 月いっぱいとか 7 月いっぱいとかという申込みをしなければ、来年度の予算対応といえますか、されないというような声が聞こえてきているわけでありましてけれども、幕別町としてもそれを立ち上げるにはもう一月かそこらしかないかと思えます。

そういった中で、この法律といえますか、改革の法律を地域に知らしめる方法、早急に知らしめなければならぬというふうにも考えますが、そこら辺の対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

畑地においては反当 300 円ということでありましてけれども、この予算が地方自治体では非常に厳しい状況であることは私もわかります。

しかしながら、道も 300 円、国が 600 円ということでありましてけれども、今、農協組織あるいは農民組織の段階では、何とか交付税対応を求めているといえますか、お願いをしているというふう聞いております。

そんな中で、町村会等の考え方、あるいは自治体間の考え方として何か手立てをしておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、忠類地域になされております中山間地域の直接支払交付金との兼ね合いで、この事業との関連があるのかないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

あと、農村地区の場合、最近、経営規模拡大とか、あるいは大型農業ということの中で、この組織づくりは非常に厳しいものがあるかと思えますけれども、農業者以外の方も一緒の中に入っていた中で協働のまちづくりの、町場では協働のまちづくりというのが今なされているのですけれども、農村地区も結局、今、協働のまちづくりが必要といえますか、形づくっていかねばならないというふうな感じになってきております。

そんなことで、今後、どういうふうに町として考えていくのか。そこら辺も聞かせていただければと思えます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 認定率あるいはその他については後ほど担当の方から回答させていただきますけれども、私の方から水の関係の、みどりの関係のやつでございましてけれども、まず、私も最初お聞きしたときは、本年度は、十勝でいえば鹿追町をモデルとして、1 年間その経過を見てからそれぞれの町村の事業計画を挙げてもらうというようなことを初め言われていたのですけれども、最近になって、今、古川議員がおっしゃいますように、8 月か 9 月までに出不ないと来年には間に合わない。あるいは、今回出しておかなかったら、もうずっと対象にならないのだというような声も聞こえてきました。

しかし、現実にはそれは今の段階ですぐ計画を出せということは非常に困難であるということをお申し上げております。

十勝支庁、道の関係でも、これは期間中に事業が出てくればそれを対象にさせていただけるのだというようなことで、今、話をさせていただいておりますので、8 月 9 月にこだわらず、町として計画を立てていきたい。

しかし、そのためには、先ほども申し上げましたように、なかなか町だけでは出しえないものがあります。

それで、うちの場合ですと、ゆとりみらいの推進協議会ですとかいろんなどろのご意見やら、また、御提言などを頂く中で、できたらやはり全町的に取り組んでいくことが必要でないかというふうにも思っております。

ただ、お金の話が出ましたけども、今、うちが 300 円、全部を対象にしますと約 5,000 万の持ち出し。国・道も入れますとおよそ 2 億の事業がこの対象になるというかできることになるわけですが、それらの事業が取り組めるかと。いわゆる計画を立てることができるかどうかというところが、

今、最大の関心事であろうというふうに思っております。

さらに、今、お話がありましたように、この財源措置については今のところ全くないわけでありませ

す。先般の北海道の町村会の中でもこれらについては取上げをいたしまして、重点項目として要請活動をしていくというふうに言われているところであります。

それから、農業者以外の方も参加していただき、今回のこの制度の大きなものは、農業者といわゆる市街地に住む人たちが一緒になって農業を支えていくと。農業を振興させていくと。そういった願

いがあるのだろうというふうに思っていますので、それらも含めた、先ほど言いましたように事業が計画できるかなども併せて協議していかなければならないというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 私の方からは、古川議員ご質問の認定されていない状況、離農も含めてというお話、その部分について、まずお答えを申し上げます。

町長の方から答弁いただきました認定農業者数が547戸ということで、農家の戸数からいきますと150戸程度認定されていないという状況がございますが、その中でも酪農専門ということで、畑作に直接かかわらないということで影響を受けない農家を除きますと、477戸が畑作をやられる農家、戸数ございます。

そのうち、既に認定農業者となっている方、それから、手続がまだ済んではおりませんが、認定農業者となり得るだろうと推測できる農家を合わせますと456戸、残り21戸の農家さんがあるわけであり

ますが、この方々につきましては、今、所得の把握、あるいは農地の面積、確認をさせていただ

いておりますが、現段階におきましては、物理的特例ですとか所得の特例等々適用させても、現段階の制度の中では交付金の対象者にはなり得ないのではないだろうかということで、今、推測をしております。

それから、その次二つ目でございますが、交付金の支払の算定の中身になります。過去の精算実績に基づく支払の関係でございますが、これも古川議員も言われておりましたが、土地について生産実績を把握するという国の考え方が従前ずっとございました。ですから、小麦をつくっている、あるいは澁原馬鈴薯をつくっていれば、交付金の対象者となる土地の面積ということでカウントがされるということでもございましたが、これについては、離農された後に買われた農業者が、その離農された土地が小麦などをつくっていなかったという場合に、過去の生産実績に基づく交付金の対象にならないということですか、あるいは新規に就農されるような方、この方が土地を求めたときに、小麦等がつくっていなかった土地を購入した場合に、交付金の対象にならないというような、やはり制度上の矛盾があるだろうということで、国の方は今検討をしておりますが、最終的には個人、今まで農家を営んでおられた農家個人の生産実績に基づく手法に変更されようということで、今、国は細部を詰めているということでお聞きをしております。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○24番（古川稔） 最終的に認定農家は21戸が非常に厳しいという状況のようではございますけれども、その方たちはやはり営農を希望されているというふうにとってもよろしいのでしょうか。

もし、希望されているということになれば、何らかの手立てる方法がまだあるのでないかなというふうにも思いますので、そこら辺をちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、土地のべた付けが、今度、個人の生産といいますか、個人絡みになりますと、これまたちょっと問題点が出てくるのかなというふうにも思いますけれども、この件につきましては、どちらにしても正式には今年秋口までには決まるということですので、その状況を見て、また考えさせていただきます。

農地・水・環境の関係でありますけれども、非常に今までもなされている事業といいますか、町長

答弁にもありましたように、明渠の愛護組合だとか、農地排水向上対策とか、そういった事業、あるいは、土づくり、そういったことである程度の今までも予算を使われている部分というのはあるわけですけれども、今後において、今、このパターンの中にモデルの中にパイプライン、要するに畑かん施設の管理業務も含まれているというようなこともありまして、あと、農村景観の保全に要する観光といいますか、農村の観光的な部分ということで、清里町ではモデル地区として道路の景観ということでコスモスロードを中心にしたこのモデル事業に取り組んでいるようです。

そんなことも含めて、幕別町でまだいろいろ考えられる部分がたくさんあるかと思っておりますので、何か町長の中に考え方があればお聞かせいただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） ご質問の前段の方でございますが、21戸、現在のところ交付金の対象者としてはなり得ないのかなという心配をしておりますが、この方々につきましては、所得の状況、あるいは持っている農地の面積の状況等々、いろんな情報があるわけでありまして、町としては、離農される意思があるのかどうか、この辺についての意思確認はしてございません。

あくまでも現行の制度の中で対象となり得るかどうかということでの精査をした部分が21名ということでございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農地・水・環境にかかわってでありますけれども、先ほども申し上げましたように、実際これからどういう事業を組み立てていくかということになるわけでありまして、私自身もここでどうこうという副案は実は持ってはおりませんが、まさに農業者の皆さん、あるいは地域の皆さんが知恵を出し合う事業であろうというふうに思っております。

担当の方に1日も早くを協議会での協議、あるいは、先ほどもお話がありましたように、広く農業者の皆さんからは意見を聞くような機会になり提言を頂くような機会があればということではないかなというふうに思っておりますし、せっかくの制度ですから、活用できるものであれば、是非活用していきたいという。

あるいは、お話がありましたが、グリーンツーリズムの関係等も併せて検討していただくようにということで、私の方も作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○16番（堀川貴庸） 通告のとおり次の2点につきまして質問をいたします。

まず、グローバルな活気あるまちづくりについてであります。

近年、大国中国の発展はめざましく、これからますますわが日本、韓国といった東アジア諸国が一致団結して世界的諸課題に当たっていくことになるものと思われまます。

もう既にヨーロッパ諸国は国境を自由に行き来できる体制を整えておりますが、アジア諸国においてもそのような時代がくるかもしれません。

道内においても諸外国との交流の輪を広げ、そして農業を中心とした産業あるいは観光振興等に役立っている方たちも多いと聞いております。

引き続き国際化の流れが進む中、産・学・官の連携を含めた国際交流や異文化交流を広げて、理解を深めることがまちの活気にもつながるものと考えますが、町の見解をお伺いするものであります。

続いて、新たな幕別町障害者福祉計画についてであります。

我が町では平成13年3月、「幕別町障害者福祉計画」が策定されております。

既に5年間の実効期間を終えまして、その間、制度の変遷、支援費制度等を交えまして一定の施策が我が町でも講じられたところであります。

本年4月に「障害者自立支援法」が新たに施行されたことに伴いまして、来年4月以降設置が義務付けられました「障害者福祉計画」の策定作業に当たり、前計画の一定の見直しをするとともに、町

内の障害者の方々にとって自立生活が最大限支援されるものとなるように、闊達な議論を期待しているところではありますが、現段階における進捗状況及び方向性について、考え方を伺いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「グローバルな活気あるまちづくり」についてであります。

ご質問の中にもありましたように、近年は、世界経済はもとより、社会、文化など様々な分野において、ボーダレス化、グローバル化が進展し、国際的な依存関係が深まり、地域が国際社会と直接関わるようになってまいりました。

本町においては、これまで、行政レベルでは青少年の海外派遣研修と研修先のまちの子供たちの受入れ、あるいは国際交流員の配置、住民レベルでは、国際交流協会による様々な国際化に関する事業の展開や国際パークゴルフ協会によるパークゴルフの海外への普及、イベントの開催、経済レベルでは農産物の輸出、海外からの視察の受入れなど、それぞれの分野で国際化の進展が図られているところでもあります。

このように、人、物、お金、情報などがグローバルに移動するのに合わせて、地域の持つ魅力を世界の人々に十分認識してもらうことや、地域の国際理解を深めることは大変重要なこととありますことから、今後も多様な推進主体との連携・協働により国際化を推進していくことが必要であろうと考えているところでもあります。

具体的には、地域における青少年の国際交流や、在住外国人との交流など住民に身近な施策は、国際交流関係団体や行政が中心となって行い、経済交流や技術交流など広域的な分野や専門性の高い分野は、十勝圏域や北海道が中心となって行うなど、それぞれが役割を担うとともに、相互に情報交換や協力・連携を図る体制の確立が重要であろうと考えているところでもあります。

また、本町及び十勝圏域は、恵まれた自然環境や安全・安心な農畜産物など世界に通じる地域資源を有しており、さらには、JICA 帯広国際センター、オール十勝の組織であります十勝インターナショナル協会などの国際関係施設や組織のほか、帯広畜産大学や十勝圏振興機構いわゆるとかち財団などの研究機関も有するなど、人的資源にも恵まれている地域であります。

今後も、これら地域資源を生かしていくとともに、人的資源との連携を図りながら地域の国際化の進展に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、障害者福祉計画の策定作業に当たりましての、現段階における進捗状況と方向性についてであります。

平成 13 年 3 月に策定いたしました「幕別町障害者福祉計画」は、障害者基本法に基づき、幕別町における障害者の状況等を踏まえ、地域福祉の視点にたつて障害者の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向を定めた計画であります。

この計画は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間を整備目標期間として、「第 4 期幕別町総合計画」の部門別計画として位置付けられ、「幕別町高齢者福祉ビジョン 2000」、「幕別町母子保健計画」などの関連計画と整合性を図りながら、障害者の自立と社会参加に必要な福祉サービスが提供できる仕組みづくりを目指すものとして、これまで計画の推進に努めてきたところでもあります。

一方、「第 1 期市町村障害福祉計画」の策定は、ご質問の要旨にもありますように、平成 17 年 10 月に成立した障害者自立支援法第 88 条において、市町村にその策定が義務付けられたもので、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 か年を計画期間とし、各年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込み量、その必要見込み量を確保するための方策並びに地域生活支援事業の実施方策等を計画に盛り込むこととされております。

また、「第 1 期市町村障害福祉計画」においては、先に策定した「町障害者福祉計画」との調和が保たれたものでなければならないとされておりますことから、前計画の必要な見直しを行うとともに、同計画の整備目標数値等を生かしながら、第 1 期計画を策定してまいりたいと思っております。

障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するとともに、身体障害者、知

的障害者、精神障害者の個別のサービス体系を一元化し、在宅生活の誘導を図りながらサービス提供を拡大し、当事者の負担の公平性を高め、国の財政負担を明確にしたものと言われております。

本計画の策定においては、地域の現状把握とサービス提供体制の見直しを行い、本町の目指すべき方向をおさえ、そこから必要なサービス量を見出すことが重要となります。

このため、計画を策定するに当たりましては、障害者団体の代表者、障害者福祉に関し識見を有する方及び町民から一般公募した方々で組織する「幕別町障害者福祉計画策定委員会」を開催し、必要な見直しと調査審議を行った上で作業を進めてまいります。本年の3月29日に、忠類地区の委員3名を含む15名の委員により策定委員会を開催し、平成13年度から平成17年度までの計画期間内における「幕別町障害者福祉計画」の実施状況についての点検を行い、次期計画策定に向けての審議をスタートさせたところであります。

現段階におけます計画策定の進捗状況は、国からの情報が遅れていることもあって、本町をはじめ各自治体ともに策定体制の立ち上がりが遅れ気味の状況ではありますが、今後は国の策定指針を踏まえ、障害をお持ちの方に対し、現在受けられているサービスの現状や今後の利用意向、また、日常生活において不安に思っていることなどを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、アンケート調査だけでは把握しきれない部分を計画に反映させるため、障害当事者だけではなく町民の皆さん方から幅広く意見を聞く場を設け、より実践的な計画となるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16番（堀川貴庸） それでは、国際交流の関係から再質問したいと思います。

一口に国際交流と言いましても、交流しようとする相手、どのような国あるいはどのような地域、まだその国の方々とどのような方法によって、どのような事柄について交流するかと、いろいろ組合せが限りなくあろうかと思えます。

私自身のことをお話すると、語学とそれからビジネスのスキルアップのために、カナダの方に半年ほど滞在しました。貴重な経験を積ませていただいたという経緯もあります。

そのときには、韓国や中国を初めとして、世界各国から集まりまして、そのときも広い年齢層の方々と身振り手振りのコミュニケーション、それらを通じて毎日がカルチャーショックの連続だったという記憶もあります。

先ほどの答弁にもありましたように、本町においても個別で国際交流を広げられている個人や、また団体も数多くあるように答弁の中に触れられておりました。

旅行にしろ仕事にしろ、海外へ渡られます日本人の数が非常に大きくなっていく中で、また、海外からの入国者も増えてきていると、それはご存じのとおりと思えます。

また、その影響は外国からの日本へ直接お金なんか投資されている。それらとともに労働市場あるいは学術研究分野でも、そしてまた、観光分野、また、青少年のスポーツ振興、そういった分野でも非常に表れています。聞くところによると、道内でも通年で農作業に従事する外国人の方が増えている。そんなふう聞いております。

地図上では国境の線引きがなされていたとしても、実生活では先ほど町長がおっしゃったボーダレス化が進んでいるものと思えます。本町が決してこういう国際交流に閉鎖的ではない。前向きな答弁を頂いたように私は認識しております。

たまたま先月の新聞紙上では、先ほども触れられておりました JICA の帯広国際センターの利用率が、2度目の全国1ということで非常に全国の19施設のうちでも最も高い利用率を誇っていると。

華々しい記事だったのですが、これはやはり産・学・官の密なる連携があって、こういった実績に結びついたものというふうにも思っています。

近い将来、外国人の方が畑の中でトラクターを操縦しているかもしれませんし、ゴルフ場に行けばキャディーをしているかもしれません。

そのような光景の可能性は否定できないわけですが、ここは本町においてはやはり1次産業を中心に、技術、労働力の共有を図って、そうすることによって地方自治体に何がしかの還元があることも考えられることを含めて、やはり様々な分野でより一層国際交流がなされることが、今後も活気あるまちづくりをする上で、検討課題としてあるべきというふうにも思います。

考えますと遅かれ早かれやはりハード、ソフト両面において整備、支援が一層必要になるのかなというふうにも思えますが、町長の考え、いかがでしょうか。

また、姉妹都市や友好都市の提携に関しても、併せて、現段階のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、障害者福祉計画の関係についてであります。

これは先ほどの答弁の中に、新たな計画を策定するために、本年3月幕別町障害者福祉計画の策定委員会、それを開催されて、今後もその策定作業を始めていくという趣旨の答弁があったと思います。

その中には町内からの公募委員も含んでいるというふうに確かお聞きしました。

これからのその新しい計画を策定する上での進め方、流れというものが先ほど示されましたけれども、アンケート調査を実施していくと同時に、障害者御本人や、また、これは家族の方々から直接やはりいろいろと聞き取り調査などをして、策定作業には反映させていっていただきたいというふうに思います。

障害の程度や何かは個人個人でどうしても千差万別でございます。サービスの利用状況も踏まえ、たとえ少数意見であったとしても、どこかしら拾い上げて、政策として講じることが可能であるような計画づくりを、私としては要望していきたいというふうに思います。

というのも、今回、国の確か指針で数値目標が掲げられていました。その中の一つに精神障害者の退院促進について触れられていたと思います。

これも医療制度改革の影響で精神障害患者の診療に当たっていた帯広の病院が閉院されたということで、やはりこれは家族や周辺の方々に大変負担に今回なったのではないかなというふうにも思います。

町の方にも何件か相談があったのではないかなというふうに思いますけど、まずその相談の件数ですとか、その後の対応について、どういうふうに当たられたのか、お伺いをしたいと思います。

また、その際、やはり特に全町的な取り組みとして必要と思われまますが、前計画でも確か載っていました障害者問題の意識の高揚、そして障害者に対する理解と認識を一層深めること。これはやはりノーマライゼーションの理念が全町的に浸透することを目的としていると思います。

先ほど公募委員の方も含んでいるということでしたけれども、やはり全町的な意見の集約、何がしかパブリックコメント制度などを用いていただいて、個人や企業からどんどん意見を募って計画の策定に反映させていっていただきたいというふうに思います。

そういったことをどうしても考えますと、ちょっと私の記憶も定かではないのですが、確かテレビである障害者の方が確か言われていたフレーズで、「障害を持っていることは決して不運ではあるけれども決して不幸ではない」と。

ちょっとこれは私の今までのイメージ、先入観とはちょっと違ってしまっていて、こういうふうに障害者の方々と一緒に社会生活を営んでいく中で、やはり一方的にどちらかという社会的弱者というふうに我々としては捉えがちなのですが、決してそうではなくて、確かにそういう場面もあろうかと思えますけれども、やはり同じ社会に生きるものとして、先ほどのノーマライゼーションの気構えがみんなが持てるように。そして障害を持った方々にすっと手を差しのべることができるような施策づくりを期待しております。

障害者の自立支援法が新たに施行されたことに伴いまして、私としては真に障害者自身のやはり生活、それから人生の質、これはクオリティオブライフのQOLという言葉を使うのでしょうかけれども、それらを重視する取り組みがなされるとともに、その自己決定権、特に自立生活においては自己決定権と選択権が、やはり先ほど申し上げましたように、最大限尊重されるようにされなければならないというふうに思っています。

それら生活を送ることができるように、支援体制を整えていっていただきたい。

また、その広がりや国の示すような障害者の雇用の場の拡大につながるものというふうにも思いますが、町民の思いを集約すること、そして福祉に明るいまちづくりを目指すことと併せて、いかが町長思われますか。お伺いをしたいと思います。

また、来年度以降、新しい総合計画が確か策定予定だったというふうに思います。

それらとの総合計画との連動性や整合性についても、いろいろと内部で検討されることと思いますけれども、現時点においていかがお考えでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の国際交流の関係でありますけれども、先ほどお話ししましたように、こうした国際化がどんどん進展していく。その中では外国人の方が町内を、あるいは管内、道内いたるところにお見受けをする。あるいは、一緒にこれからは生活も仕事も一緒にしていくような状況もつながってくるのではないかとというようなことも言われております。

ただ、私どもとしては、行政が担う役割というのは、ある程度やっぱり限られてくるのだらうと思えますし、先ほど、農業をやる子供も出てくるのではないかと。これらもまた、それぞれ農業者、あるいは農協、いろんなところがそうした外国人の方々に対する対応というようなものをそれぞれが研究しながら対応していくのだらうと。そういったことも含めながら、私どもも町としてこれからも国際化について広く情勢を見極めながら対応していくことが必要であらうというふうに思っております。

それから、外国との姉妹都市、今の段階では考えておりませんし、そこまで親密なというか、大きなつながりをもっている町も今のところはありません。

せいぜいオーストラリアのキャンベラへ毎年中学生、高校生が研修に行っているというようなことでありますけれども、相手は何といっても首都ですから、なかなか幕別町とは難しいのかもしれませんが、それはそれとしまして、決して考えないとか駄目だとかという意味ではなくて、今の段階ではちょっと相手も含めて考えられる状況ではないということでご理解を頂きたいと。

それから、障害者については、確かにいろんな障害の方がいらっしゃいますし、制度もいろいろだというふうに思います。

そういった人たちのいろんな意見を聞き、そしてまた、それが計画に反映され、さらに先ほどもありましたように、計画の中では数値目標というのが挙げられますので、それが今度具現化できるような計画になっていかなければならないというふうに思えますし、私どもも計画ができあがった、絵に描いた餅にならないように、具現化に努めていくことが大事であらうというふうに思っております。

少数意見も含めていろんな意見を聞きたいと思えますし、また、委員会ができたからそれにすべてお任せするというだけでなく、庁舎内の内部において、職員相互の連携も密にする中で、委員会と連絡の場を設けながら、それらにも対応していきたいというふうに思えます。

お話がありました精神障害者の方の相談ということではありますが、これは町としては受けてはおりません。

あと、最後の新しい総合計画に向けて、それらが今回の福祉計画が総合計画の中に、またさらに大きな視点で盛り込まれるように、当然考えていかなければならない問題だらうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13:48 休憩

14:05 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○25 番（佐々木芳男） 通告に基づきまして、次の2点についてご質問をいたします。

まず第1点目は、幕別高校の存続を危惧する間口減少対策と今後の見通しについてであります。

先に、幕別高校の概要について、若干触れたいと思います。

道立幕別高校は、1948年、昭和23年、地域の住民の強い要望により、北海道立池田女子高等学校の夜間定時制分校として、定時制課程普通科3学級としてスタートいたしました。

昭和25年、町立幕別高校として独立し、その後、幾多の変遷を経て、昭和40年道立移管、自動車科6学級、商業科3学級編成の特色ある高校として、町内はもとより管内外からの入学生も多く、たくさん卒業生を送出し、各分野にその活躍が期待されました。

昭和49年、父母からの普通科新設の要望により、商業科募集停止、普通科への学科転換が決定、普通科と自動車科併置形態で進められましたが、時代は普通科志向の傾向が高まり、昭和63年、自動車科から普通科への大転換となりました。

普通科単置校として新しくスタートした幕別高校、その後、平成の幕別高校として21世紀の日本の地域文化の担い手を育てる使命をもって歩み続け、今日に至っております。

今、幕別高校の歴史を考えると、その時代によって地域住民の要望に応えながら、改革の歩みを続けてきたように思われます。

さて、去る4月24日、道教委は公立高校適正配置計画地域検討会議の名のもとに、来年度の十勝学区については調整は行わず現状維持としながらも、2008年度からは新たな「高校教育に関する指針(素案)」に基づき大幅な再編を行う計画を示されました。

道教委は「今春、2次募集後、必要定数に届かなかった幕別高校など4校で計4間口が減となり、来年度の適正間口はクリアした」としております。

2月に道教委が示した2008年度以降の指針では、1学年3学級以下が原則再編、同2学級以下は統廃合などの対象となり、管内19校中、10校が3間口以下となり、幕別高校も当然その枠の中に入る予定になっております。

既に、管内の再編は現実のものとなり、ご承知のように今年度から中札内高校が募集停止を決定づけられました。

幕別高校は帯広圏内に位置する高校として、町内はもとより、周辺市町村から通学生も多く、教育の町を自称するにふさわしく、その期待も大きいものがあったように思います。

それが、ここ数年応募者が急激に減少し、定員を大幅に割る事態となり、関係者はもちろん住民をも憂慮させております。これは単なる少子化による社会現象として捉えてよいのかどうか、一考を要すると思いがいででしょうか。

本町では、この事態を重く受け止め、その対策に動き出したと聞きます。

幕別は、十勝教育研究所の所在地として、早くから十勝管内の教育関係者をはじめ、教職員の研修・研究の拠点として、十勝教育の発展に寄与してきただけに、道立幕別高校の存在価値は大きいものであります。

今、管内町村では、地元高校の存続を願って要請活動が行われていると聞きます。

本町としても要請活動は重要な手段として行っておりますのは当然のことと思いますが、地元自治体として「わが町の高校」として意識の高揚を図ることが必要であり、さらには、高校を取り巻く地域の環境の整備が重要な課題であると考えますが、いかがでしょうか。

今後の対策と見通しについて、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、超高齢者社会の到来と高齢者憲章の制定について、お伺いいたします。

今、高齢者を取り巻く生活実態は極めて厳しいものがあるといわれます。

これまでは、自らが作り上げてきた年金制度や医療健康制度に守られ、若干の負担はあるものの、ささやかに安定した暮らしができるはずでした。

しかし、2004年の名ばかりの100年安心の年金改革、税制改悪に始まり、2005年の介護保険制度の

見直し、そして今国会で審議済みであります問題の多い医療保険制度改革法が多数の応募によって成立するなど、財政赤字と少子化をふりかざした政府の高齢者攻撃はさらに顕著になってきております。

こうした現状の中で、我が国の人口構造は、65歳以上人口が総人口の20%を越える勢いで高齢化が進んでいるといわれます。今後、戦後生まれの人口規模の大きい団塊の世代が高齢期を迎えることにより、本格的な高齢社会の到来が予測されます。

今、本町の高齢化率も全国を上回る21.4%となり、高齢化社会が確実に到来していると言えます。

本町では、この実態を厳しく捉え、新たに「幕別高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定し、高齢者の心豊かに安心して生活できるための施策を推進しており期待しているところであります。

しかし、今後大きく加速するであろう「団塊の世代」の高齢期の到来と、社会状況の変化にどう対応するかが大きな課題となります。

このような厳しい社会状況を予測しますときに、全ての高齢者が、地域の中で希望をもって心豊かに安心して歳を重ねることができる安らぎのあるまちづくりこそ重要であると考えます。

今こそ全ての住民が高齢者とともに、人生の最後まで個人の人格を尊重できる地域基盤の創造が必要であり、より確かなものにするために、「幕別町高齢者憲章」の制定が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、幕別高校の存続に係る間口減少対策と今後の見通しについてであります。

今、佐々木議員の方から、幕別高校の設置から今日までの経過についてはお話がありましたので、私からは省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、昭和63年から普通科間口が1学年4学級とということずっと続いてきたわけでありましてけれども、近年になって応募者数、そして入学者数の減少に伴い、昨年は1学年3学級、そして、本年は2次募集後に63人の入学者が確定し、2学級となったところであります。

こうした中、ご質問にもありましたように、本年2月に北海道教育委員会においては、高校教育推進検討会議からの「本道の高校教育のあるべき姿とそれを踏まえた高校配置の在り方について」の答申をもとに、「新たな『高校教育に関する指針』」の素案を示したところであります。

その内容は、高校の適正規模については、1学年4学級から8学級とし、1学年当たり3学級以下の高校は再編整備の対象となることとされております。

素案どおりに指針が実施されますと、1学年2学級の幕別高校は、その存続自体が憂慮される状況になりますことから、今定例会初日の行政報告でも申し上げましたように、関係団体との連名により、去る6月6日に十勝教育局、9日には北海道教育委員会に対しまして、幕別高校の存続についての要望書を提出するなど要請活動を進めているところであります。

先に述べましたとおり、平成16年までは、1学年4学級でありましたが、幕別高校が今年は2学級と、急激に応募者が減少しておりますが、その原因としては、確かに少子化の影響もあろうかと思っております。

十勝管内の中学校卒業生数の推移を見ましても、平成14年の卒業生数は、4,177人でありましたが、今年の春の卒業生数は3,660人となり、人数で517人、率では12.6%の減少となっておりますことから、管内にある多くの高校におきましても、応募者が減少しつつあるものと考えております。

また、他の要因といたしましては、関係者の皆さん方からは、一つには、交通の利便性から進学希望や就職希望の生徒は帯広市内の高校や特色ある学校経営を実施している高校へと流れたこと、あるいは、定員を確保することに重きを置いた結果として、一部の生徒ではありますけれども、生活態度等に問題のある生徒の風評が学校全体のイメージの低下につながったことなど、様々な要因があるものというふうにお聞きをいたしているところであります。

去る、5月23日には、幕別高校の学校長を交えて、関係団体の代表者と行政による幕別高校の間口

減少についての意見交換会を開催いたしました。今申し上げましたようなご意見や、今後の学校経営に対する要望などが出され、幕別高校からは、「教職員が一丸となって魅力ある学校づくりに取り組みたい」とのお話があったところであります。

幕別高校は、その開校、道立への移管、普通科の創設、普通科間口の拡大、校舎の改築など、節目節目に多くの関係者が、町民がその実現に御努力をされ、今日に至っているところであります。

その高校の存続が危惧される状況のもと、「わが町の高校」として町民の意識の高揚を図ること、また、高校を取り巻く地域環境の整備が重要な課題であることは、意を同じくするところであります。

町といたしましては、これまでも広報紙を通じての幕別高校の様々な活動の様子の周知、町内の小中学校教職員と幕別高校教職員との交流などに取り組んでいるところであり、今後においても、地域に開かれた学校づくり、魅力ある学校づくりに対しても支援できるものはないものか検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

また、先般、要望書を提出した折に、道教委からは、地元中学生が地元の高校へ進学する実態が再編の判断材料の一つとなるというようなお話もありました。こうしたことから町内中学校と幕別高校との連携も重要な要素であろうと考えているところであります。

いずれにいたしましても、道教委は年内にも平成 20 年度から 22 年度までの配置計画を示すことといたしておりますことから、機会あるごとに要請活動を実施してまいりますとともに、ただ今申し上げましたような施策の展開を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、超高齢社会の到来と高齢者憲章の制定についてであります。

昨年の第 2 回定例会におきまして、佐々木議員より「高齢者憲章」とその具体的施策 5 項目についての御提言を頂いたところでありますが、本年の 3 月に、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 か年計画となります「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2006」を策定するに当たりまして、それら御提言を参考とさせていただき、計画に反映させていただいたところであります。

本計画は、四つの柱を基本目標として設定いたしました。

一つ目の、「安心して生活することのできる地域社会の創造」といたしましては、住み慣れた家庭や地域社会の中で、できる限り自立した生活が送れるようにするため、在宅ケアの充実を基本とした目配りの行き届いた支援体制を構築していく必要がありますので、具体策といたしましては、「食」の自立支援・外出支援・布団洗濯乾燥・軽度生活援助・お元気ですか訪問・緊急通報用電話機設置・老人生活用具給付などの各サービスを実施してまいります。

二つ目には、「健やかに楽しく生活することのできる地域社会の創造」といたしまして、生きがい生活活動支援通所事業によりまして、自宅に閉じこもりがちな高齢者に対し、「いきいきエンジョイ教室」の各種コースを開設し、多様な交流機会の提供によって、高齢者自らが生きがいを持って健康で文化的な生活を送ることができるよう努めてまいります。

三つ目には、「互いに認め合い、支えあって生活することのできる地域社会の創造」といたしまして、老人クラブ活動・高齢者就労センター・しらかば大学・ナウマン大学等を通じまして、高齢者が積極的に社会参加できる場の提供に努め、住民同士による支援ネットワークづくりや、地域活動の拠点づくりなど、支え合う地域社会の形成に向けての取り組みを、積極的に支援してまいります。

四つ目には、「尊厳を持ち自立して生活することのできる地域社会の創造」といたしまして、各種の福祉サービスを利用する上で、利用者個人の意思を尊重し、利用者保護の環境整備に万全を期すとともに、住民相互の理解に基づき、人格が尊重される地域社会造りに努めたいと考えておりますので、これら四つの基本目標とこれを支える各種施策の実行によりまして、本町におけます高齢者福祉の充実を目指してまいりたいと考えているところであります。

なお、「幕別町高齢者憲章」の制定についてであります。佐々木議員から御提言を頂き、検討を進めてきたところでありますが、検討結果としましては、平成 11 年の国際高齢者年において国連が提唱した、「高齢者の自立・自己実現・社会参加・ケア・尊厳」これら高齢者に関する 5 原則の精神につきましては、先ほど申し上げました「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2006」に反映できているもの

と考えておりますことや、この計画に掲げました目標の実現に向け、各種施策の遂行に努力するとともに、町民のみなさんにこれらの周知を図ることによりまして、高齢者の方々に対する配慮がなされるものと考えておりますことなどから、憲章の制定につきましては、現在のところ考えておりませんけれども、引き続き検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

私が第1点目について、今回、一般質問をする気になったのは、春の高校野球が始まったときでございました。

十勝の選抜高校が始まるときに、幕別高校という名前がございました。江陵があったのですが、幕別高校がなかった。このことに異常な不安を感じました。

幕別高校、しかも道立で4学級を維持してきた幕別高校が、なぜ高校野球の仲間に入れないのか。野球そのものもいいとか悪いとか、どうかということではなくて、高校の存在価値がなかったということ。非常に大きなショックを受けました。

その後、町としても、この幕別高校の定員を切る実態の中で、どういうふうに町としてこれを育てていくかという話合いが企画部から提案されてなされたということを知りました。

動き出したなという、そういう実感でございました。

今回、町長をはじめ教育長、議長等、十勝教育局をはじめ、道の教育局に足を運び、この存続を要請してきたようでございます。

大変御苦労さまでございました。

その都度、新聞等で報道され、幕別が将来どうなるのかということを知りながら、実は目を通しておりました。

実は、今朝の新聞、皆さんも目を通してこられたと思いますが、この社説の中でも道を厳しく批判している文面がございます。ということは、多くの各町村からその実態を説明して道に行っているわけですが、道はこの方針を変える意思はなさそうであります。

そのまず幕別高校の場合、第1点目が、まず地元の高校に地元の中学生在が応募していないということ。2年前でしたか、ある地元の中学から一人しか応募しないということで新聞紙上を賑わしたことがございました。

私も高校に足を運んでその事情を知りました。

この一人は、実はうちのPTA会長の息子ですよということでした。

そんなにも幕別高校が敬遠される理由は何なのかというふうにいろいろと考えめぐみました。

町長の説明の中で、こういう文言がございます。

「生活態度に問題のある生徒の不評が学校全体のイメージを低下したのではないか」これは決定付けたら大変なことになりますので、ないかという押さえでございます。

私もそのことについては若干心配しております。

私もこの道に入って幕別にお世話になって、幕別高校に相当の生徒を送りました。そのときは、胸を張って地元の高校に行こうという、少なくとも1クラスから2クラスの生徒が先を競って入試に取り組んだものでした。

それが、いろいろと今、私、調べてみたわけですけども、幕別高校の要覧をお借りしてきたわけですけども、この中で、今年の1年生が町内から入ったのは、全部で63名でございます。その中の本町から入った生徒は23%、それから、2年生では27%、これは77名でございます。

それから、現在の3年生、ある中学校からPTA会長のお子さんが一人しか行っていないこの年、これは他の中学校が多かったものですから、33%の町内の生徒が行っております。

こういったことを考えてみますと、それでは、本町には本当に少子化の問題で生徒が少ないのかということを確認する意味で調べてみました。

その結果、現在、1年生が285名、2年生が285名、3年生が296名、町内の、これは忠類の中学校さんにも入っておりますが、おられるわけです。

もし、これが非常に難しいことです。

進路指導の中で、子供たちをどの学校の希望を達成させるかということについては大変個人的なものがある難しいのですけれども、もし、本町の30%の生徒、少なくとも30%ぐらいの生徒が幕別高校を希望するとすれば、2間口が十分確保できるわけです。

それをもし40%というふうにみたら、3間口まで確保できる人数であるというふうに捉えております。

恐らく、町長は道教委に行って何を局から言われたのかということのを想像するわけですが、恐らく地元の中学生が行かない高校については問題外だよというニュアンスのことを言われてきたのではないかと。ある道議がそのことを主張しておりました。

これ、道としてはどうなのだとことを伺ったところ、幕別さんは地元から一人しか行かなかったというのが非常に大きな話題になっておるわけです。

そういったことを含めて、やはり私たちは地元の高校をどう大切にしていくかということが、やはり大きな問題だろうと思えます。

したがって、現在は70%以上は帯広から通学しているようでございます。

その生徒そのものについて、言う資格はございませんけれども、何とかこの子供たちが幕別高校に喜んで来ている姿を見たときには、地元の中学生もここに行ってみようという気持ちになるだろうと。その押さえが実は地域として十分なされてきたかということが非常に心配になるわけで、ちょっと長くなりましたけれども、そういった意味を含めて、やはり私たちはこの幕別高校を我が町の高校だという認識に立って、やはり優しく見つめていく必要があるのではないかとこのように考えております。

実は、幕別高校さんはこういうパンフレットを新聞折り込みで出しているのだということで見せていただきました。今年から推薦入学をいたしますよということも含めて、我が幕別高校の実態をここに記してあります。

こういったことを町としてはどんなふうを考えておられるか。今後、この幕別高校の将来について、さらにどういう形で進めていこうとするのか、自治体としてのまずご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、いわゆる少子化の影響によって、十勝全体で高校へ進学する子供の数が減っていると。

その中で、それぞれの町村が自分たちの町の高校を何とか存続させたいという思いでいろんな要請活動を進められているわけでありまして。

現実的に言えば、かなり厳しいものがあるのだろうと。我が町のみならずどこの町にあっても、自分の高校は残してもらいたいけれども、しかし、子供の数は現実に減っているのが実情だと。そうすると、私は先ほども申し上げましたように、やはりその学校の魅力といいますか、特色といいますか、親が、子供が、先生方があそこの高校へやりたい、行きたい、行かせたい、そういったやっぱり魅力ある高校づくり、学校づくりがこれからもやっぱり求められてくるのだろうと思えますし、そのために、私ども行政としてどういう支援といいますか、あるいは共に特色ある学校づくりや町の魅力と合わせた中で、学校との連携を密にしながら子供たちに喜ばれる学校をつくっていくか。そこが一番大きな課題であろうというふうに私も思っております。

私どもからしますと、幕別高校の生徒の皆さん、パークゴルフも一緒にやっていただいている。夏フェスティバルにはパフォーマンスもやっていただいて、いろいろな支援といいますか、協力も頂いております。大変私どもも有り難いなというふうな思いも持っているわけでありまして。

しかしながら、今も言いましたように、300人近い町内の卒業生がいるけれども、行くのは1割にも満たないのが現実だと。残念なことだというふうに思いますが、こればかりはなかなか行政のみだけでは解決できない問題もあるのだろうというふうに思っております。

お話しさせていただきましたように、いろんな手法を講じながら、また、いろんなご意見を頂きながら、さらに教育委員会や幕別高校とも連携をとりながら、これからもより良い学校のために、そして幕別高校の存続のために意を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） 高校の問題について、実はある町村の実態も調べさせていただきました。

これは本別高校でございますが、幕別町とは若干地域性が違いますので、一概にこれがどうかということとは言えませんけれども、実は、本別高校も非常に心配されて、地域住民が大分前から動き出しているということをお聞きしました。

その中で、6項目ほど挙げて、実は町として助成をしているということをお伺いいたしました。

一つは、本別高校のパンフレット印刷、それから、PRのちらし、それから、進路意識啓発関係、それから、これはどういうあれなのかわかりませんが、小論文特別指導講座の講師を招聘する。英語受験対策指導等々、これらに本別では100万近い助成がされているということをお聞きしました。

この高校を考える会に対しましては、助成として34万、それから、進路対策費として、これは町でその対策費を出すということはどういうことなのかなという感じもしましたけれども、30万出しているそうです。

それから、学力向上対策費として52万9,000円、具体的な数字を頂きました。

こんなふうに、やっぱりそれぞれの町で何とか地元の高校をしっかりと位置づけていこうという動きがあるようでございます。

このことについて、幕別町として、今後こういった形で期成会のようなものが立ち上がったみたいですが、そういった面での予算化はどうかということ、まずお伺いしたい。

それから、議長、先に飛ばしてしまいましたが、このことに触れてよろしいですか。

実は高齢者問題、先ほど町長からお話ありましたように、今年の6月にこのことを提案いたしました。

なぜ、高齢者憲章なのかということですが。

これはいろんな、昨年提示したことを生かしていただいて項目が挙げられておりますけれども、やはり町民一人一人が高齢者とともにどう生きていくかということが大きな基本だろうというふうに思います。

実は、この幕別高齢者保健福祉ビジョン2006というこの中の、実は、これは申し訳なかったのですが、4ページの10行目から14行目にかけて、私の質問の最後のところにこの文言をお借りして掲げたわけです。

ちょっと読みます。「人生の最後まで個人の人格の尊厳を全うできる社会基盤の創造」、このことに私は非常に打たれましたし、このことだなど。これが高齢者も若者も子供も一体となって、やはり取り組んでいかなければならない。どちらかという高齢者は扶養者扱いされる。

福祉の対象でしかないという押さえが非常に強いわけです。

私も高齢者の域に達しておりますが、何としてでもやはり町の一員として皆さんとともに活動していく、生活していくためには、この憲章をお互いに認めながら、まちづくりに向かうことが大事なのではないかということで、再度、非常にしつこいようですが、提案させていただきました。

町長の最後の言葉に憲章の制定については、現在のところ考えていない。これは大きな都市だとか、旭川あたりも是非憲章をとという声も出ているようでございます。

できれば、町長の決断でこのことが生かされていくなれば幸いですと思いますが、町長のご意見を伺って終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の幕別高校の存続にかかわってのいろいろな活動、今、本別の事例を挙げさせていただきました。

確かに本別町はいろいろな活動をされていると。あるいは、他町村でもいろいろな存続委員会的なもの

のをつかって活動されているやにも聞いております。

ただ、それぞれの町村、それぞれの事情があるわけでありまして、本別町なんかも恐らく7割以上が地元本別高校へ行っているようなこともあるのだというふうに思います。

そしてまたうちの場合はもう一つ特色としては、実は地元の江陵高校という私立高校も実は持っているわけでありまして。

そういった意味では、まさに私立高校も道立高校、いわゆる公立高校との共存共栄の中でやっていかなければならないというような問題も当然私どもの立場としてはあるわけでありまして。

そういったことから、私どもも決してお金を出すことが駄目だということではありませんけれども、これからもそういった活動の中にあって、お金が必要なものは、これは十分また検討させていただきましても、それぞれの町の事情があって、それぞれの活動がなされているのだろうというふうに思っておりますので、私どももこれからも、余り時間はないのだろうというふうに思っておりますけれども、関係の皆さんのご意見を頂く中で、存続運動、要請活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、老人憲章については、先ほどの答弁でも申し上げましたように、住民の皆さんにはこうしたビジョン2006、いろんな広報誌もそうですけども、老人クラブ活動、敬老会等の行事、あるいはしらかば大学、ナウマン大学、いろんな行事とか活動を通じる中で、十分老人を敬う、尊厳をするという意識というものは、ある意味では周知されていっているのかなというふうにも実は思っております。

もちろんこの福祉ビジョン2006も3年過ぎますとまた見直しの時期が来るわけですから、先ほど申し上げましたように、決して老人憲章が駄目だから考えないということではございませんで、引き続き検討はさせていただきたいというふうに思っていますし、また、ちょっと担当の方に、管内、道内あるいは全国的に制定状況はどうなのだというふうに聞きましたけども、こんなことをいうと水を差すようですが非常に少ないのが、もちろん管内にはありませんし、道内にも余り少ない。事例としては三鷹市の憲章なんかは前にも見せていただいたのですが、そういった他町村の動きなども十分見極めながら、そしてまた、町としての意向なり、あるいは関係の皆さんのご意見を頂く中で、これからも検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○27番（杉坂達男） 私は、国の農業施策が地域の取り組みと整合しているか。

農政の現状が地域計画とかい離はしていないか。このことについて、町長の所信を伺いたいと思います。

私は、今、国が進めております農業政策は、本町をはじめそれぞれの近隣地域が取り組んでおります農業施策との整合性が保たれているか、非常に不安なところがあります。

先日、成立いたしました農政の関連法もそうではありますが、これについては、本年度私も初めて本町の予算編成に参加をさせていただきましたが、一般会計予算に占める農林業費が、構成比で約13%、金額にいたしまして20億円であります。

極めて大きな額の計上であり、このことは町長が本年度の行政執行方針で述べられておりますとおり、「地域振興が農業を核」として進めているということを実に物語っております。

もちろん、行政規模は大きく違いましたが、合併前の忠類村の一般会計総予算25億円でありましたから、この対比でもいかに本町が農林業にける行政の力、大きいことがよく理解できる場所であります。

しかも、今後、これまで本町が進めてまいりました、あるいは培ってまいりました諸施策、それらが将来的に確固たる力をもって進められていくということにつきましても、心強く感じた場所であります。

しかしながら、これからこの農業生産、合併いたしましたら管内では4位のランクになりました。

この生産を安定的に将来振興発展を指揮する。そのためには、いうまでもなく農業者一人一人の自助努力、そして、それを支援をしていく地方行政の持てる力。それには自ずと限りがあり、いかに国の政策に依存せざるを得ない、いわば行政主導の農業であるかは言を待たないところでもあります。

国は今年の春、新しい日本農業の将来像と国民の食糧供給の目標を改めて示しました。

それは、食糧の受給率という大きな問題を掲げ、それを高めるという具体的な方策であり、遅々として進まない景気回復、そして将来の農業の担い手対策を網羅した農業政策の見直しであろうと私は思います。

とりわけ40%で低迷しております国民の食糧自給率を45%に高めようと、そういうことであり、そのためには新しい担い手づくりの手法や農地の有効利用策を掲げ、食糧の増産を基調としたものであります。

しかし、現実的な農政推進を見る限り、年々農業の国際化が進んでおります。それに起因する生産抑制、あるいは今回の新しい制度・政策の中にも営農集団化による小規模経営体の淘汰。今、地方が進めようとしております農業振興計画からは大きくかい離していつてしまっているのではないかと、そのように不安を払拭しきれないところでもあります。

今、農業生産を高め、食糧の受給率を向上させなければならないという声を大きくしている矢先、農業生産物が世界貿易の戦略物資になりかねない。そんな様相も呈していることは否めないところであります。

これら国内農政の現状と本町農政の推進についての町長の思いを伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

国の農業施策と地域の取り組みとの整合性についてであります。

国は、日本農業の厳しい情勢に鑑み、平成11年に新たな農業基本法となる「食糧・農業・農村基本法」を策定し、各種課題の解決に向けた取り組みを強化したところであります。

昭和20年以来、農地改革をはじめ農村民主化と食糧増産を基調として農業の振興が図られてきたところでありますが、昨今、農業従事者の減少・高齢化、あるいは耕作放棄地の増大、さらには国際貿易ルールの確立など課題が山積する状況にある中で、平成17年3月に閣議決定された「新たな食糧・農業・農村基本計画」におきまして、平成19年産農作物より品目横断的経営安定対策を導入し、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策から対象を担い手に絞り、経営全体に転換する方向で、日本の農政を根本から見直しを図ったところであります。

しかしながら、緊急的な課題としての品目横断的経営安定対策、生乳の生産調整の対応、WTO 農業交渉の行方、また、BSE や食品表示偽装問題など消費者の信頼を得るための食の安全・安心にも対応が必要になるなど、農業者にとりまして大きな負担になっているのが現状であり、私どもといたしましても大変憂慮しているところであります。

このような情勢の中にあって、私は農業を振興するためには国・道・市町村の行政体が一体となり、それぞれの役割を十分に果たすことが重要であろうというふうに認識をしているところであります。それがひいては国民の食糧確保、そして農業生産者の所得保障、労働力の負担軽減などにつながっていくのであろうというふうに思っております。

本町といたしましては、このような観点から国の農業施策の趣旨に基づいて、平成6年に策定いたしました当初計画を平成12年12月に見直し、新計画であります「農業新時代、幕別町農業・農村振興計画」を農業振興施策の拠りどころとしているところであります。

この見直し後の新しい計画では、土地基盤の整備、農地流動化の促進、担い手の確保・育成、さらには高付加価値化の促進などを柱といたしまして、その計画に沿った形で事業を推進してきたところであります。その中でも特に重要な事業として、平成14年に財団法人幕別町農業振興公社を設立するに至ったところであります。

公社事業におきましては、一つの大きな柱として、農地の有効利用を促進するため、マッピングシステムを導入し、農業委員会との連携の中で農地の集積を図ること、また、農業者の人材育成ということでは「まくべつ農村アカデミー」を開設し、農業後継者、新規就農者の育成やパソコンなどの研修内容の充実にも努めているところであります。

これらのことは、いずれも持続的・安定的な経営体を育成するための、町としての重要な役割であろうというふうに認識いたしております。

今後におきましても、幕別町の基幹産業である農業が、厳しい自然条件や様々な農業制度の変革を乗り越え、道内有数の農業主産地として貢献できるよう農業振興公社や農業委員会、あるいは農協など関係機関との連携を密にし、幕別町の農業がさらに発展できるよう施策の推進に意を用いてまいりたいと考えているところであります。

以上で、杉坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉坂議員。

○27番（杉坂達男） 私はこれまで、合併前は幕別町の農業につきましては傍観者の立場でありました。

目につくとすれば、地続きの駒畠、糠内地区、かつては私どもが子供のころ、あの辺り、葦原であったし短い榛の木がたくさん生えていた湿地帯であったように思います。

それが現在、非常に基盤整備がなされ、あれだけの肥よくな農地に生まれ変わり、長いもができるというのはもうそれは農地としては一番の土地柄であると、そんなふうにも認識をしております。

ただいま、町長からお話のありましたように、平成6年に策定をしました農業振興計画を、さらに平成12年に見直しております。

それを拠りどころとして、この町の農業振興が進められているということでありました。

これまでの国の事業を導入するにつきましても、当然のように地方に負担が義務付けられておりますその負担額についても、きっと莫大なものがあつたであろうというふうに推察するところであります。

私は先ほどの質問で申し上げましたように、今後の農業振興が農業者の自助努力や地方の財政力に限りがあり、自ずと国主導の政策に依存をしなければならない。そのように申し上げました。

当面、国が示しました新しい農政関連の政策をみましても、果たしてこれで国の農政の最重要課題である食糧の受給率の向上に結びつくことができるのか。極めて不安であります。

例えば、WTO いわゆる世界の国際機関の中での農業交渉、これなんかにつきましては、どちらかという市場開放につながっていきはしないか。あるいは、2005年の農業センサスの統計を見ますというと、北海道の農業経営者が前回2000年の調査、これは5年ごとであります、比べましたら1万160戸減っているそうであります。

1万戸であります。非常に私もこの数字を見まして驚きました。

この水準で減り続けることではもちろんありませんが、この5年間に1万戸減つたと。これは私一人が驚く問題ではなくて、我々のこの地方もそういう実態にあるのかということのを再認識せざるを得ない数字でもあります。

そしてまた、ただいま申し上げましたように、新しい経営安定対策では、自主経営を集団化すると言っております。先ほど来、何人かの同僚議員の方々からもこの類のご質問があつたようでありますけれども、これが小規模経営の淘汰という言葉は語弊がありますが、そういったことにつながり、ひいては離農という現象に変わっていく。先ほどのお話では、21戸がいわば早く言えばその対象にもう既になっている状況にもある。

こういうようなことであります。

これら将来の農業を考えると、国の言う攻めの農業どころか、守りの農業、いわゆる輸入を中心としなければならないような食糧政策になりはしないかと。そういう心配は私一人ではきっとないはずで。

WTO で話がおかしくなつて、それは先に申し上げましたように、市場開放につながつてはしまわな

いか。このことを考えてみましても非常に不安定な要素を持っております。

しかしながら、このことを国の責任として求めるばかりではなく、私たちも国民として、また、農業者としての責任を果たすことについて、真剣に考えていかなければならないと思います。

思い返せば、平成5年でありましたが、国の自給率向上政策に呼応しました全国の市町村、都道府県、そして一斉に国内の自給率向上の推進の声を上げ、議会もそれぞれこれを議決した経緯があります。

今なお、町村役場のこの庁舎の壁に、自給率向上推進の町、あるいはそれに類する文言で横断幕が張っておりますし、本町でも要所要所に看板でもって、これを広く世間にアピールする。そういう運動の一つとして、今なおその姿をとどめております。

これらそういったことを私たちは今一度思い返して、私たちの責任の上でこの自給率の向上という今の日本の最重要課題としての一大国民運動を展開する責任があるのではないかと、そのように考えるところであります。

これはもう国がやるとか地方がやるとかという問題ではなしに、日本全国がそういう食糧自給率の向上に向けて、すべてがそういう方向に向かない限り、今幾ら40%低迷、45%に引き上げようとする国の努力は全うしないような気がいたします。

これは部分的な問題ではありません。国全体の生産から流通、それぞれが網羅した形の中で、一生懸命このことを考えていかないと大変な農業の姿になってしまうのではないかと。日本の国民それぞれの食糧の自給率がさらに低下をすることすら考えなければならぬような、そういう状況ではないかなと私は思うところであります。

今、担い手の対策、そういったことも国では真剣に考えておりますが、私どもは従来から担い手というと、どちらかというとその家その家の当主でありまして、じいちゃんからお父さん、父さんから孫にというふうなそういうことを担い手として考えてまいりましたが、今、国の押さえ方は違います。

担い手は外から求める。こういう考え方が底辺にあります。

このことを考えてみましても、今のこの政策というものに非常に不安要素を抱え込んでいる。そういう思いがいたします。

先ほど申し上げましたように、国民が挙げてこの運動に徹するという事は、もう日本の国は省庁の壁を越え、政党の主義主張を超え、それは確かに様々な重要な問題もあります。

福祉の問題も教育の問題もみんな重要なことばかりでありますけれども、それと同じように、なおそれよりも重要なのが食糧生産である。そのことを一生懸命考えていくというのも、今、私たちはもう一度考え、この生産現場から考え直す必要がある。

また、生産現場がリードする、そういう国内世論を喚起させる必要があるのではないかなと、私は実直にそういうことを考えるところであります。

未だ地方の持つ真剣な考え方を、それが国の政策ときちんと整合するように、十勝でいえば町村会もあります。それから、十勝圏の活性化推進期成会でしたか、これもあります。

我々には議長会もあります。

我々、この主産地から上げて、その声を上げる。国にそういう声を伝えていく。そういう運動の展開が今こそ必要ではないかなと思います。

今回、示された一連の政策、我々が参加した政策ではありません。

いわば、官僚がつくったものにも等しいと私は思っております。

非常にあの政策の中に心が入っておりません。全部数字のいわゆる積み上げ、あるいは縦横の計算、それだけがきちんとしている内容でもあります。

今、私が主張したいのは、そのことについても、そういう政策づくりについても、我々この地方が参加をしていけるような、そういう形づくりを必要としているのではないかと。そういうふうに思うところであります。

今、こういった事態を迎えたときに、この私が考えているような思いをされている皆さんがたくさ

んおられるとしたら、これは将来の日本の食糧生産に必ずや結びつくものだし、自給率の向上にも必ずや直結していくものだと思います。

これらに対して、主産地の理事者として、町長として、その思いを伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろお話をお聞かせいただきまして、御高説に対して私も同じ思いをはするわけでありませけれども、ただ、難しいのは、今、地方の声を上げて、それを国政に、あるいは農業施策に反映していくために、いろんな手法を考えていかなければならないのだろうというふうに思います。

ましてや、WTO 交渉ですとか FTA というのでしょうか、いわゆる外国を相手にしたような農業交渉、まさにこれは国の段階であります。

しかし、その国の段階に農業者の声、あるいは地方の我々の声をどうやって届けていくか。そして、具現化していくか、反映していくか。これが、今杉坂議員が言われる一大運動であったり、いろんな関係機関の連携を密にする中での運動であろうというふうに思っております。

町村会でも農業問題は毎年取り上げられてはおります。

しかし、それは広い意味での農業振興ということであって、具体的な自給率の向上ですとか、例えば、先ほどから話題になっております品目安定云々というような、そういう具体的なものを取り上げて、国への要請というのは現実的にはなかなか少ないのかなというふうに思っております。

大きな BSE だとかいろいろな問題が出れば、その都度の対応は、これはもちろんありますけれども、自給率を向上させるために、それでは具体的にどういうふうな手法があるのかということになると、現実にはまだまだ国と地方自治体、あるいは農業を営む方との開きといいますか、考え方の相違というものは当然あるのだろうというふうに思います。

そしてまた、いつも私ども申し上げますことは、農業という北海道から沖縄まで国一つの中で農業施策が論じられる部分があるわけで、恐らくそれぞれの特徴というのが都道府県単位で、あるいは地域単位にあるのだろうというふうに思いますけれども、それらもなかなか国の段階へいきますと、一律な法改正だったり一律の施策であったりする。

それとよく聞かされるのは、やはり水田と酪農、畑作といった対立とは言わないのでしょうかけれども、それぞれの抱える課題に相違がある。

さらには北海道のような大規模畑作地帯と、また、本州方面の非常に小さな面積での営農者、そういうことの違いなどもある。そういういろいろなそれぞれの持つ課題を集積した中で、やはり国政の中で農業施策が求められていく、つくられていくのだろうというふうに思いますから、私どもとしては、今言いましたように、杉坂議員が言われますように、少なくとも地元の農業者の皆さんの声が、行政を通じて国政へつながる。そして、それが施策に反映されるような活動を、行動をしていくことが大事なのだろうというふうに思っております。

私ども一番つらいのは、農業者の皆さんがせっかく農地を広げた、流動化で集積したといいながら、毎年つくるものが縮小されていく。生産が縮小されていく。大変残念なことだというふうに思いますし、先般の牛乳を捨てるというような全く我々が想像もつかないようなことが現実に起きます。

こういったことも踏まえながら、私どももまた農業者の皆さんももちろんそうですけれども、関係機関、団体、あるいはお話ありました町村会、活性化推進期成会共々、十分論議の中でまたお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 杉坂議員。

○27 番（杉坂達男） 最後に、ちょっと一言だけ私も残念に思うことばかり申し上げましたが、もう一言だけ申し上げたいと思うのですが。

実は新しい基本法を示したときに、これは主産地に向けてか都道府県に向けてかはわかりませんが、それぞれ酪農肉用牛近代化計画というものをつくる義務を課せたのかどうかそれはわかりません。

しかしながら、それは議会だとかそういうところが議論する問題ではなかったのでありますけれども

も、北海道にも平成 27 年を目標とした生産計画がありますし、それに基づいて、もちろん私どもの旧忠類村にもありましたが、本町にもそれがございます。

27 年度に向けた牛乳生産、17 年の起点から数えて 10 年後でありますけれども、90 万トンの増産計画であります。

私はこれが発表されたときに、私のうちで喜びました。

大丈夫だなと。そういうふう思ったことをあえてここで申し上げて、我々が計画していることと、果たして国が今進めようとしているそのはざ間、かい離が非常に大きいのではないかということを残念に思いますから、あえて申し上げました。

終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、15 時 30 分まで休憩いたします。

15 : 15 休憩

15 : 30 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 3、報告第 1 号から日程第 12、議案第 45 号までの 10 議件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、報告第 1 号から日程第 12、議案第 45 号までの 10 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[報告]

○議長（本保証喜） 日程第 3、報告第 1 号、平成 17 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

報告を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 報告第 1 号、平成 17 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明をいたします。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない予定のものにつきましては、地方自治体法第 213 条の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できるというものであります。

翌年度に繰越しをした当該経費につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の 5 月 31 日までに調整し、次の議会において報告しなければならないとされているものであります。

今回、報告いたしますのは、民生費のさかえ保育所建設事業費及び農林業費の西幕別道営畑総事業負担金、中央幕別道営畑総事業負担金であります。

さかえ保育所建設事業費につきましては、当初平成 18 年度事業として計画をしておりましたが、平

成 17 年度の国の補正予算により補助事業として採択されることとなりましたことから、3 月補正予算に計上し、議決を頂いたものであります。

それら事業のうち、実施設計費につきましては年度内に完了いたしましたことから、それらの経費を除く 3 億 485 万 8,000 円を繰越しするものであります。

次に、西幕別道宮畑総事業負担金につきましては、道路拡張に伴う関係者との調整に時間を要しましたことから、事業の一部が冬期に入り、年度内に完了することが困難となりましたことから繰越を行ったものであります。

また、中央幕別道宮畑総事業負担金につきましては、実施設計を実施したところ、一部関係機関との協議に時間を要し、それに伴う減額分の事業を平成 18 年度に繰越しを行ったものであります。

各事業ごとの繰越額につきましては、2 事業で総額 3,300 万円であります。

なお、各繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております、財源も併せて繰越しをいたしております。

以上で、報告第 1 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第 1 号、平成 17 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりといたします。

[報告・一括提案]

○議長（本保証喜） 日程第 4、報告第 2 号、幕別町土地開発公社に係る平成 18 年度事業計画書及び平成 17 年度決算に関する書類、日程第 5、報告第 3 号、財団法人幕別町農業振興公社に係る平成 18 年度事業計画書及び平成 17 年度決算に関する書類、日程第 6、報告第 4 号、株式会社忠類振興公社に係る平成 18 年度事業計画書及び平成 17 年度決算に関する書類が、議長宛に提出されましたので、お手元に配布してあります。

ただいま、議題といたしました報告 3 件については、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、報告第 2 号、報告第 3 号及び報告第 4 号は、説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思ひます。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 7、議案第 39 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 39 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、簡易水道の設置について規定をしているものであります。

条例改正に主な内容につきましては、水道法第 10 条第 2 項の規定により、幕別町簡易水道事業計画の駒島簡易水道の変更認可申請に伴い、変更認可申請につきましては、昨年度実施しました更別村からの配水管布設工事が完了し、中部広域企業団から受水を受けるためのものですが、当初の

給水計画人口を実際の給水人口に変更し、さらに給水人口が減少したことから、1日最大給水量を見直すものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条第1項第1号、駒島簡易水道中、給水人口500人を430人に。

1日最大給水量533立方メートルを505立方メートルに改めるものであります。

なお、本条例につきましては、平成18年7月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第41号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第41号、十勝圏複合事務組合理約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料2ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、近年の社会経済情勢の変化に伴いまして、市町村民税及び国民健康保険税の滞納が広域化・複雑化しており、処理困難なものも増加しておりますことから、十勝管内19市町村が連携し、十勝圏複合事務組合において広域的な徴収体制、十勝市町村民税滞納整理機構を設けまして、専門的で効率的に滞納整理事務を共同処理するため、十勝圏複合事務組合理約の一部を変更しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、十勝圏複合事務組合の目的を規定しておりますが、新たに市町村民税及び国民健康保険税の滞納処分等に関する事務を加えるものであります。

第4条につきましては、十勝圏複合事務組合の共同処理する事務を規定しておりますが、新たに第4号として、十勝市町村民税滞納整理機構の設置、運営に関する事務を追加するものであります。

第14条につきましては、十勝圏複合事務組合の経費の分賦について規定しておりますが、十勝市町村民税滞納整理機構の運営に当たり、関係市町村の分賦する経費を定めましたことから、新たに第5号として追加するものであります。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

附則第1項において、施行日。第2項においては、平成18年度設置に伴う経費の関係市町村の分賦金割合を定めるとともに、第3項において、平成19年度、20年度の分賦金の経過措置を設けたものであります。

なお、事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○19 番（増田武夫） 今回提案されております滞納整理のための機構、これは非常に大きな問題を含んでいるのではないかと思います。質問させていただきます。

本来、こうした滞納を処理していくという仕事は、地方自治体の大きな役割でありまして、住民の状況をよく知った地方自治体がしっかりとそれに対処していくが必要だというふうに思います。

現在まで町はこうした滞納解消の努力をどのようにしてきたのか。

また、現在の滞納状況をどのように把握しておられるのかを、まずお聞きしたいというふうに思いますけれども。

全国的に 2001 年には茨城県、2004 年に三重県でこうした滞納整理機構がつくられまして、その後、非常にいろいろな問題が起きてきているという背景もあるわけでありまして、本来、住民の、現在様々な社会的な要因によって、非常に税金を納付することに困難を抱えている住民がどこでも増えてきて、本町においてもそういう状況があるのだというふうに思いますけれども、この滞納者に対するいろいろな責任を果たしていく、例えば、滞納のために地方自治体の長が果たさなければならぬ、滞納処理のために果たさなければならぬいろいろな決めもあるわけでありまして、そうしたことも含めて、町はどのように対処してきたいのか、まずお聞きしておきたいとします。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） まず、今まで町がやってきた滞納解消のための努力ということでございますけれども、平成 14 年度から町の方では税・使用料関係の関係部署が集まりまして、助役を本部長とする収納率対策推進本部、このようなものを設けて、納期に合わせ、会合を開いて、収納率向上のための対策を行っております。

その中で、町としては通常行っている督促、そして催告などを実施しておりますけれども、その中でおかつ未納という形の方につきましては、財産調査を行いまして、給与あるいは所得税だとかそういうものの還付が生じる、確定申告や何かで還付が生じるということがありますと、交付要求などをしてそこら辺を税の方に充当していただくとか、あと、水道でいえば給水停止、ここら辺のことを強化対策に努めて、今まで実施してきております。

それで、現在の状況でありますけれども、滞納者、各個別ではちょっと手元に数字はないのですが、住民税、固定資産税、あるいは国保税、それらの滞納者を合計いたしますと 1,631 件の滞納者の、これは 17 年度末ということでございますけれども、1,631 件の滞納者の数でございます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19 番（増田武夫） 今、いろいろな措置を講じて、財産の処分だとかそういうことも含めてやられているようでありますけれども、この 1,631 件の滞納が出ているようでありますが、国税の徴収法でありますとか、地方税法、これは同じ考え方で行われているわけでありまして、地方税法でも滞納処分の執行停止をすることが、地方自治体では町村長に義務付けておりますし、そのことを求めているわけでありまして。

その滞納処分の執行停止の要件としては三つ挙げられていまして、一つは、滞納処分をすることができる財産がないとき。もう一つは、滞納処分をすることによって、その生計を著しく窮迫させる恐れがあるとき。もう一つは、その所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるときと。しっかりと納税者に接触して、そしてよく調査することによって、その要件を満たせば、町長は滞納処分の執行停止をすることができるというふうになっているわけでありまして。

やはり責任者としてそうした処分も行って、滞納の処理に当たっていくことが必要だというふうに思うわけでありまして、そうしたことを実際やってきておられるのかどうか。

これは地方の自治体の長に与えられた権限であり義務でありますので、これをいたずらに、いたずらにと言ったらちょっと言葉が過ぎますけれども、滞納整理機構をつくって、これに任せてしまうということは、やはりこの地方自治体として地域に住む住民の暮らしを守り、福祉の増進を図っていく単位自治体の在り方としては、よろしくないのではないかと。あるべき姿ではないのではないかと。そのように考えるわけですが、町長の考えをお聞きしておきたいとします。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） まず、税の執行停止につきましては、今、増田議員御指摘のとおり、その事案に該当するものについて、年間相当数の件数にのぼって、執行停止の手続きはとらせていただいております。

それから、今、1,631 件の滞納があるというふうに言っておりますが、今、議員おっしゃるとおり、やみ雲にすべての滞納を、税の滞納機構の方に引き継ぐということでは決してございません。

あくまでも、支払う能力があったり、あるいは、今、広域的というお話もさせていただいておりますけれども、転出等によりまして、住居が変更し、なかなか私どもとしてそこまで難しいような案件、管内的にはかなりそういう住民異動もありますので、そういう広域的に徴収しなければならないもの、そういったものを主眼としながら、税の滞納機構の方に引き継ぐという考えでありますので、できる限り地元で処理できるものは地元で処理するというのが基本的な考え方でございます。機構の方に引き継ぐものについては、特に特殊な要素を持ったものを引継ぎをしていくということで考えております。

多分、法人等が主になってきたり、なかなか大きな案件であったりというようなことが主眼になるやに私どもとしては考えてございます。

今現在、私どもの町で、では該当するケースはどの程度あるのかということ、これは 50 件にも上らないだろうというふうには試算をいたしております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19 番（増田武夫） ただいまのお話でも、最初つくるときにはそういう問題のある件数だけだというようなことで始まるようでありますけれども、しかしながら、いろんなところの事例を聞いてみますと、その滞納機構そのものが件数を処理していくノルマのようなものがかけられるような関係で、職員を雇うだとかいろいろな経費の関係もあって、そういうものが働くのだと思いますけれども、各町村にいろいろな件数の割り当て的な要素なんかも働いてくるというような事例も聞いているわけでありませう。

そうなりますと、本来、今、助役さんが言われたように、町村がしっかりと当事者の生活状況でありますとか、そういうものをしっかりと調査しながら、そのただいま申し上げましたように、町の責任で滞納処理の執行停止を行って、3 年経てば納付義務が消滅するわけですけれども、そうした処置に当然もっていかなければならないような事案についても、処理機構の中でやられていくというようなそういうことも起きてきているというふうに聞いているわけでありませう。

そういうことも考えますと、この自治体が納税者の状況、町の自治体が一番わかっているわけですから、そののやっぱり責任でしっかりと職員が状態を把握しながら、そういうものを処理していくことがどうしても求められるのではないかというふうに思います。

そうした、今、助役さんの説明で、問題のある広域的なものだけをそれに任せていくのだと。そういうものがいつまでも貫いていけるものかどうか。その辺が非常に疑問となるわけですけれども、その辺はいかがなものでしょう。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 私どもの職員も茨城県まで行って実際に機構のありようも研修をしてきております。

それから、道内的には渡島が先行してこういう機構をつくっております。

今、増田議員おっしゃるとおり、機構としての経費が一定程度必要だというようなことで、おっしゃるとおり一定の件数を処理しなければ、機構そのものが運営できないというような実態を私ども承知しておりますので、今回、十勝でつくりまします機構については、5 人の人間を担当職員として配置する予定でありますが、5 人ともすべて市町村、あるいは道の職員をもって充てるということで計画をいたしておりますので、今、そういう事案がなくなったときには、この事務については一定程度休止することも可能だというような状況の中で、機構の設立に至ったという経過もござい

ますので、ノルマだとかそういうような考え方には至らないだろうと。あくまでも市町村の職員が派遣された中で、この機構が運営されるという実態を考えますと、そういうことには至らないというふうに考えておりますし、事案がなくなった時点では、当然のことながら、一定程度機構の役割も休止する中で、新たに状況をみながら、また、活動を再開することも可能かなというふうには考えてございます。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

千葉議員。

○22番（千葉幹雄） 1点だけお伺いをしたいと思います。

ただいま、やりとりがあったわけでありまして、私は税の公平性という見地からみて、当然いただけるものについては頂くという姿勢が正しいのだろうというふうに思います。

そこで、今、助役のお話の中で、人的配置5名ということがわかりました。

それで、全体の運営の形がちょっと見えないものですからあれなのですが、人的配置は5名、そしてその運営していく、人件費も含めての予算ですよ。およそ今の段階で、わかる範疇で結構ですけども、どのぐらいをみているのか。

そしてまた、我が町の負担ですけども、均等割20、そして人口割80ということであります。

そうした中で、我が町の負担はどの程度、わかる範疇で結構です。

それと、運営方法というのでしょうか、徴収したものは、我が町、50件程度と言っていますけども、それは我が町にその金額が入ってくるのか。それとも、何割か機構に払うような方式になるのか。あるいはまた、もっといえば何割かで渡すというのでしょうか、そういう方式になるのか。その辺ちょっとお聞かせを頂きたいと思います。

それと、我が町ばかりではないですけども、全体が入るとすれば、当然その自治体の負担金を出す以上のメリットがないと問題が生じてくるのではないかなというようなことを危惧するんですけども、我が町は50件でどのぐらいの金額にわかりません。負担等の見合いですけども。そういったことというのは考えることが必要ないのかなのか。

その辺、お聞かせを頂きたいと思います。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 本町の機構に対する運営というか予算の関係でございまして、まず、準備経費と18年度、こちらにつきましては準備経費という形になります。

これについては、先ほどの負担割合、それをを用いまして、均等割20%、そして人口割80%で準備経費、現在のところ、約1,000万円ほど。これは滞納システムの関係、システムを購入するという形のもので主な費用になってございます。

これでいきますと、幕別町は人口割で大体7.59%、これは前年度の国勢調査の人口、速報値の人口を基礎に出してございます。

それと、均等割、こちらについては全町村同じでございまして、20%は均等に19市町村で割るというような形で、10万3,000円、これを予定しております。

これら合わせますと、大体幕別町では均等割、人口割で、準備経費については70万ぐらいの負担になろうかというふうに思います。

次に、運営経費でありますけども、こちらについては、均等割といいますが、運営経費については10万円、各町村均等に10万円。そして、滞納事案件数、これに応じてそれぞれ拠出するという形になりますけども、1事案13万円の経費というふうに、現在見積もってございます。

これらこの金額につきましては、引き継ぐ事案の件数、それによって金額が変わってくるということとございまして、大体、今現在機構で予定しているのは年間で480事案、これぐらいを予定しているということとでございます。

その中で、幕別町では、大体20件ぐらい、これで1事案13万円ということになりますので、大体260万ぐらいの費用になろうかというふうに思います。

20件と想定しますと大体260万ぐらいと。

それから、徴収した金額、これにつきましては、全額町の方へ入ってくるということでございます。機構全体の運営費、運営費自体は大体6,500万ぐらいになるのかなというふうには思います。ほとんどが人件費の部分が大きく占めるというふうに考えてございます。

大体費用対効果という形になりますけども、先進地の渡島の事例でいきますと、大体滞納額の20%ぐらい、ここら辺が徴収できている金額かなというふうな目安、大体そこら辺は十勝の滞納整理機構でも徴収金額というふうに、大方の目安ということで考えております。

ただ、このほかにもアナウンス効果だとか、そこら辺、職員の滞納整理機構にいく資質の向上だとか、そこら辺の見合いを考えると、効果という形では、お金に換えられない部分もかなり出てくるのかなというふうには考えてございます。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○22番（千葉幹雄） 大分見えてきました。

ただ、先ほど、助役の説明では、今現在、我が町では50件ぐらいを考えているというようなお話でした。今、担当の課長、20件というようなことですが、この差異はどういうことなのでしょう。

それと、共通経費は別として1事案13万ということですよ。50件でしたら650万、20件でしたら260万ということですが、当然メリットがなければそこにいくわけにはいかないわけですから、20件にしても50件にしてもいいのですが、税額にするとどのぐらいあれなのでしょう。20件で260万払うわけですから、全部いただけたとしてどのぐらいになるのか。それも全部いただけたとしてですけどね。

それと、全体の経費ですけども、6,500万、人件費が一番多いのだということですが、恐らくこのうちの5,000万とか6,000万人件費ということではなくて、通常の職員の年齢ですとかそのポジションによって違うでしょうから、その特に高いということではなくて、通常の人件費ということで押さえていいですよ、これはね。

その辺、ちょっと件数と税額がどのぐらいになるのか。

20にしても50にしてもいいのですが、お知らせを頂きたいと思います。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） まず、件数についてなのですが、先ほど、助役の説明で50件程度、これは滞納機構が、幕別町から滞納整理機構にもしあげるとしたら、恐らく大口の滞納者が対象になるだろうと。その場合、幕別町で考えると、大体50万円前後、ここら辺の滞納者ということで50件ぐらいが該当するということなのですが、実際、今、機構の方の運営の方で話を進めて、大体数はこれから正式に取りまとめてということになりますけども、それぞれの町が大体機構にどれぐらいあげることができますかという中で、それぞれ各管内の市町村がこれぐらいを機構を引き継ぎたいという数字を出しております。

その中で、幕別町は、まずは当初20件ぐらい、ここら辺を機構にお願いするような形で、今、進めていこうということで話を進めておまして、それで20件というようにお話しをさせていただいたわけですが、税額については、今もお話ししたように、特に滞納額の大きな人が中心になります。

少額でも町外転出者だとか、私たちが余り訪問できないような方の中には含むような形になるかなというふうには思いますので、税額に直しますと、まだどの事案を機構に引き継ぐかという最終的な取りまとめというのはまだこれからということになりますけども、大体1,000万前後、ここら辺の滞納額になるのかなというふうには考えております。

人件費、これは町村から出す職員の人件費というのは、係員という形で出すということで、できるだけ30前後の若い方という形で、これは各町村の負担金を、また、できるだけ縮減、それぞれの町村の負担金も財政的に厳しいということもありまして、比較的若い、給料がまだそんなに高くない方を出すという形で、一応そういうような話で進めております。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○22番（千葉幹雄） 先ほど、冒頭に申し上げたように、税の公平性という見地から立って、やはり皆さんに納めてもらうべきものは納めてもらうという見地で、新しい試みですから、私は前向きに期待をしたいというふうに思います。

1点だけ、5人ということですけども、当然ある程度大きな自治体から出していかなければならないのだろうというふうに思うんですけども、我が町でここに派遣する予定はあるのでしょうか、ないのでしょうか。それだけお願いします。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 今、5人の内訳につきましては、北海道から一人、帯広市から二人、残りについては各市町村がブロックごとに年度を決めてということになってございます。

東部、幕別、池田、浦幌、豊頃なのですが、来年度から2か年間派遣を予定されておりまして、幕別町から一人、幕別の職員については、北海道に派遣をすることになります。

幕別町が派遣した北海道の職員が逆に機構の方に来ていただくというような役割を私の町が担うということになります。

○議長（本保証喜） ほかに。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 何点かあるのですが、1点は先ほどの増田議員の質問の関連ということにもなるのですが、滞納処分のこの業務の中に、徴収業務を主にやられるわけですが、その中の一つにこの滞納処分の停止というのがございますね。

この滞納処分の停止、先ほどのやりとりもありまして聞いていたのですが、もちろん税ですから国税、そして地方税法に基づいて、また、自治法に基づいてやっていくという中で、この滞納処分の停止というのは、最終的には首長の権限ということになっていますよね。

滞納整理機構というふうになりますと、今、5人で構成されて、道の派遣も受けてやっていくということになりますけれども、機構そのものがその権限を持つということに違和感を感じるのですよね。

というか、法に基づいて流れていった場合に、首長だけに、つまり直接選挙で選ばれている町長に与えられている権限が、滞納整理機構のトップに値するのかどうか。

渡せることができるのかどうかというその疑問を率直に持つわけです。

もし、そういうふうになれば、法に照らして矛盾するということであれば、不作為ということにもなっていくのではないかとこのように思いまして、その点を伺います。

それと、整理機構にわたって、今のお話で、1件13万でわたっていくということでもありますから、当然いろんな事例が出てくるかと思えます。

それで、渡島の場合もありましたけれども、私、三重県の事例で、これは04年の4月からスタートしている中で、今年の5月なのですが、実は分割支払をしていたその市民の方が、これは整理機構にまわすものではない。まわってしまったのですね。

それはまわすものではなかったということで、市の方で回収機構の方に差し戻し要求をしているのですが、それが実際戻されていないという、現時点でも戻されていないというような状況がありまして、こういったことが当初の思いとは別にどんどん機構として独立していくわけですから、走っていく危険性が非常に大きい。そうなった場合の不服申請といいますか、そういう手立てはどのようにとっていらっしゃるのでしょうか。

これはどこに事務所が置かれてやっていくのでしょうか。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） まず、1点目の停止の権限は町長にある。当然のとおりでございますので、機構の方に委ねたとしても、これは2点目の方にも該当してくるかと思えますけれども、委ねたから100%機構の権限でやるのだということと、また、その状況に応じて、私どもの方との協議というのもあるのだろうというふうに思います。

その辺は弾力的に運営ができるだろうというふうに思いますので、その辺については十分協議をし

ながら進めていきたいというふうに思います。

事務所につきましては、十勝支庁の中に事務所を構えるというふうに、現在のところ話を伺っております。

ここにもありますように、処分についての最終的な判断については町長ということになります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 不服の申請は、それではその滞納整理機構の中にはきちっと設けられないのですか。不服申請を受け付ける体制ですね。そういうのはつくられないのでしょうか。

結局、町民のかかわる納税といいますか、税にかかわっての滞納が生じた場合の今の流れの中で処理されていくということなのですけれども、私が申し上げましたように、三重県のような心配な事例が出てきたときに、町民としてはどこにどういうふうに対応していくのかということが出てくるのだらうと思うのですよね。

そこをどんなふうに対処されるのかということなのです。

それと、私、今、部長がおっしゃるように、もし、それが、滞納処分停止の権利、これは町長固有のものですよね。それが、相談しながらやられるということであるならば、この業務内容の中に、滞納処分停止というのを入れてしまうこと自体が正しいことではないのではないかとこのように考えるのですけれど。

というのは、結局、町長というのは本当にこの首長でありますから、町長の職権といいますか、自治法あるいは公務員法できちっと規定されていますよね。

それが、整理機構というふうになりますと、道の一般の職員の方が、あるいはうちの町の若い方といいますから係長さんが行かれるのかどなたが行かれるのか、そういう方たちが権限をもって停止の執行をするということになる。結局、町長だけに与えられているものが、そういった課長や係長が逆にやれるというようなことで、これはやはり問題だというふうに思うのですよね。

ですから、滞納処分の停止についての機能が、事業内容の中に入っていきこと自体、問題ではないのでしょうか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 現実には、一部事務組合ですから、組合の長にはこういった権限は現実にあります。

ですから、執行停止の処分等についても、一部事務組合の長はそれを実施することができるということにはなっております。ただ、今回の機構をつくる際に、その事務については、その町村長が今までどおりやることが正しいだろうと。

ただ、引き継いだ事案の中で、当然のことながら、その税の滞納部分について徴収することが困難だと、これは停止に値する事案だと。あるいは、ここにありますように、不能欠損処分とすることの方が正しいということについては、その機構の中で、そういう判断をすることが一番いいのではないかとこのようにことを、それぞれの町村に引き継ぐということになるかと思えます。

それを受けて、うちの町長は、うちのその事案ごとに、例えば、停止処分をしたり不能欠損をしたりというような手続は、うちの町がその処理をするということになるかと思えます。

ですから、本来であれば、一部事務組合でそれらの事務をやることは可能ではございますけれども、そこまでの権限ではなくて、最終的なところについては、それぞれの町村でその判断を頂いて実施をするということになるために、ここに判定事務ということで明記をさせていただいたということでございます。

不服申請については、処分についてどういう不服があるのかということら辺については私ちょっと想像がつかないのですが、税の賦課ですとか、あるいはどういう場合に出てくるのか。固定資産税の評価だとかいろいろな面で不服が出る可能性はあるのでしょうかけれども、滞納した税額について、その徴収する行為に対する不服処分というのは、通常考えられないだろうということ考えて

おりますので、特にこの事務の中には、そういうようなことも含めた中でということにはならないかというふうに考えております。

ただ、行政、あるいは一部事務組合といえども自治体の形と同じですので、通常の不服申請に基づく手続は、当然のことながらありますので、このことに関してはどういうことを想定されるのか、私どもちょっと今のところ理解し難い面があるのですが、あえて税の賦課とかというものとは性格が異なるのかなというふうには考えておりますが。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 想定した事例は三重県の実例で申しあげましたように、まわってしまったものが、分割で支払っていたものがまわされてしまったと。それを戻すということ、そこに住んでいる住民の自治体が機構に対して請求をしたのだけれども、現実に戻されていない。こういう事例があった場合にどう対処していくのか。

これは、当然納税者個人の問題にもなってきますよね。

結局、納税者個人には、納税の猶予という、地方税法の中の認められている制度の中で、分割をしたりあるいは猶予を受けたりということ。もちろんそれは基準に基づいてですよ。やりますよね。

そういう場合に、きちっと、税ですから、そして期間があって、滞納でもやはり50日というのがあるって滞納というふうに決められるように、その手立てについても期間が決められてきますよね。

例えば、そういう執行停止も3年間経過すると、その後は納税をしないというような決まりもありますよね。

そういうことにかかわって、処理がずれてくるとそういう権利の侵害といいますか、そういうことにもなってくるのではないかという心配があるわけです。

その点はどうでしょうか。

それと、事務的な細かい中身で伺いますが、もう一つ、これは19市町村で構成ということでありませぬ。一部事務組合ですから。

全体としては、滞納の全体状況を想定すると、やはり都市部が滞納が多くて、町村、更別村あたりでは納税100%というのも聞いているのですけれども、そうなってきますと、ここの事務の経費の負担割合なのですから、当然帯広市が圧倒的に多くなっていくのではないかと。半分以上は帯広市になっていくのではないかと。これを想定するわけですよ。

そして、近隣ということを考えるわけですから、そういった、結局、その方たちは、その5人の方は専門にその仕事をしているわけですから、扱い量の多いところの負担が増えるというのは当然に思うのですけれども、ここでは、あくまでも均等割、それから人口割ということなのですよ。

その辺も矛盾があるのではないかと。思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 先ほど、三重県の事例を出してお話を頂いていますけれども、私どもの方としては、ちょっと理解できない部分というのが正直あります。想定できない部分です。

ですから、今、先ほど申しあげましたように、判定事務ということですから、1回機構に挙げたものを機構が離さないというような形だとか、そういうふうにはなっていないだろうというふうに思うのです。

当然、そこには町村との事例についての協議というのがありまして、そういう形の中で協議が行われ、そして状況だとかその判定に基づいて、この方からは徴収ができるという判断とか、そういったものというのが行われていくのだろうというふうに思いますので、その辺については、ちょっと三重県の方も私調べてみますけれども、現状ではちょっと理解できないというのが私の気持ちでございます。

それと、負担です。これにつきましては1件13万円という形で機構の方に委ねるということ。当然、案件を抱えているのは都市部が多いですから、帯広市などでは、事前の調査の中でもかなりの件数をお願いをするというような考え方は持っているようです。

ですから、そういったことからいきますと、事案の多いところ、そういったところの負担も大きくなっていくというところでまいりますので、均等割であります10万ですね。これは19カ町村皆さんが負担することになりますけれども、それ以外はお願いする案件だとか、そういった形の中で出てくるといふふうに思っておりますので、案件をたくさん委ねたところにたくさんの方の負担をお願いをするということになると思います。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

杉山議員。

○14番（杉山晴夫） このことにつきまして、私は過去に一般質問をした経緯がございますので、ちょっと発言をさせていただきますが、先ほどから滞納処分、執行停止というお話が出ておりますが、この執行停止処分をすると、私は確か5年間と記憶していたのですが、結局不能欠損になってしまうわけでございます。

私どもの町の決算書を見ますと、年々この不能欠損額が増額している現状でございます。

滞納処分執行前にこうした手立てをもって、なるべく納めていただくということが、税の公平性を保つものだと思うわけでございます。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第42号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第42号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

北海道市町村総合事務組合において、条例により収入役を設置しないことができるようにするために、組合同規約の改正を行おうとするものであります。

事務組合同規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案をするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第9条第1項に、条例の定めにより組合に収入役を置かないことができるただし書を加えるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第43号、平成18年度幕別町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第43号、平成18年度幕別町一般会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,739万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億5,520万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにあります第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、追加でございます。

ウタリ住宅新築資金貸付け事業として、限度額560万円を追加させていただくものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、160万7,000円の追加でございます。

忠類村議会にかかわります議会史編纂の委託料を追加させていただくものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、970万円の追加でございます。

幕別町と国立の八雲病院でございますが、進行性の筋委縮症の患者が一人、幕別町民でおられまして、10月から新たな制度改正に伴いまして、八雲病院との委託契約により、その経費を負担することとなってまいりますので、10月の自立支援法に向けて、210万円を追加させていただくものでございます。

貸付金につきましては、ウタリ住宅新築資金にかかわります追加でございます。

4目の国民年金事務費、33万1,000円の追加でございます。

国民年金施行令の一部改正によりまして、免除基準の段階がさらに増えたことから、プログラムの修正を行うものでございます。

次のページになりますが、5目老人福祉費、25万7,000円の追加でございます。

介護保険特別会計への繰出金でございます。

11目介護支援費、補正額はゼロでございますが、一般質問の中でも御議論がありましたように、予防給付、ケアマネジメント計画の作成、当初、年間約3,000件を全体委託で予算計上してございました。

制度改正によりまして、委託する件数については、1ケマネージャー8件というような制限がございますので、今、年間700件近くを民間に委託をしたいと。残る2,400件近くについては、町が運営する地域包括支援センターにより、ケアプランの作成を考えてございます。

このために、地域包括支援センターで実施するための人的確保、保健師、あるいは介護支援専門員を採用するための経費を組み替えさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、36万円の追加でございますが、公衆浴場確保対策事業補助金として、道と同額36万円を補助するものでございます。

松の湯の煙突整備のために助成をさせていただくものでございます。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、4,340万円の追加でございます。

委託料の840万円につきましては、合併後、忠類・幕別両町村に及びます農業振興計画の見直しを早期に実施するようということになってございますので、農業振興地域の全体計画の見直しを行うための委託料でございます。

貸付金、3,500万円の追加でございますが、来年度以降導入されます品目横断的安定対策に係りまして、特に幕別農協を中心にたまねぎの栽培を全面的に実施していきたいというようなことで、育苗ハウスを設置するための経費として4,200万円ほど需要がございますので、これら新たな対策に向けた取り組みを支援するという意味合いから、3,500万円を追加させていただくものでございます。

5目畜産業費、15万円の追加でございます。

牛乳の消費拡大推進の実行委員会、これは、今、町・農協を主体として委員会を立ち上げていきたいというふうに考えてございまして、町が15万円、農協が15万円を負担し、牛乳の消費拡大に係る事業を実施していきたいと。今現在考えておりますのは、保育所、幼稚園への配布、あるいは、料理教室、牛乳を使ったようなものを広くパンフレット等にして皆さんにお知らせをしていきたい。

さらには、各種イベントで消費拡大のアピールなどをさせていただきたいというようなことで考えてございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19万1,000円の追加でございます。

本目につきましては、1項の小学校費、中学校費に係ります共済費の補正でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、290万4,000円の追加でございます。

臨時職員につきましては、当初、駒島小学校事務職員の配置がされるという計画でございましたが、事務職員の配置がなかったことから、臨時職員として事務職員を配置するものでございます。

教育活動指導助手の賃金につきましては、幕別小学校の新1年生に対応すべく計上をさせていただいたものでございます。

次のページになりますが、3項の中学校費、1目学校管理費、150万6,000円の減額補正でございます。

当初、東中学校に指導助手の配置を計画してございましたが、道費により配置をされましたことから、この部分については減額をさせていただくものでございます。

5ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、3,000万円の追加でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1,791万2,000円の追加でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、105万円の追加でございます。

障害者保護費国庫負担金でございます。

3項国庫委託金、2目民生費委託金、33万1,000円の追加でございます。

年金のプログラム修正にかかわる国庫委託金でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、52万5,000円の追加でございます。

国庫負担金と同様でございます。

2項道補助金、1目民生費補助金、197万6,000円の追加でございますが、ウタリ住宅新築に係ります道の補助でございます。

22款町債、1項町債、11目民生債、560万円の追加でございますが、貸付金の事業債でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 44 号、平成 18 年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）及び日程第 12、議案第 45 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 44 号、平成 18 年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 2,339 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 7,114 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思えます。

最初に、歳出でございますが、5 ページをお開きいただきたいと思えます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金及び還付金、補正額 2,339 万 2,000 円でございます。

支払基金へ交付金の精算還付金 17 年度分の精算還付金でございます。

前のページになりますが、歳入でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、2,339 万 2,000 円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

6 ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第 45 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算に 126 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 8,124 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思えます。

11 ページをお開きいただきたいと思えます。

6 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、6 目任意事業費、補正額 126 万 7,000 円の追加でございます。

高齢者の世話付生活援助員派遣事業委託料でございますが、札幌市文京町に建設されますシルバーハウジングにおけます 9 月 1 日から新たに入居されますことから、9 月から来年 3 月までの委託について、委託料を追加させていただくものでございます。

備品購入費につきましては、生活援助員の執務室にかかりますカーテン、掃除機等の購入にかかわる備品購入費でございます。

歳入でございますが、9 ページにお戻りいただきたいと思えます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 23 万 9,000 円でございます。

今回の事業にかかわります 1 号被保険者の負担割合については、先にご説明したとおり 19.0%ということでございます。

次に、3 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目民生手数料、1,000 円の追加でございます。

生活援助員の条例で規定しております手数料について、1,000 円を追加するものでございます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、51 万 3,000 円の追加でございます。

全体の事業費、国については 40.5%の負担割合により負担を頂くものでございます。

6 款道支出金、2 項道補助金、2 目地域支援事業道交付金、25 万 7,000 円の追加でございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、25 万 7,000 円の追加でございます。

道、町とも全体事業費の 20.25%の負担割合となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第44号、平成18年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第45号、平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明21日は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月21日は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月22日、午前10時からであります。

16:34 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第2回幕別町議会定例会

(平成18年6月22日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名
28番 大野和政 29番 瀬瀬太郎 1番 前川雅志
(諸般の報告) |
| 日程第2 | 発議第8号 生鮮馬鈴薯の輸入凍結を求める要望意見書 |
| 日程第3 | 発議第9号 釧路地方気象台帯広測候所の存続と農業気象速報の強化に関する要望意見書 |
| 日程第4 | 発議第10号 道路整備に関する意見書 |
| 日程第5 | 議案第46号 工事請負契約の締結について(新北町雨水幹線新設工事) |
| 日程第6 | 議案第47号 工事請負契約の締結について
(幕別町浄化センター電気計装設備更新工事(電気設備)) |
| 日程第7 | 議案第48号 工事請負契約の締結について(旭町東団地公営住宅建設工事(建築主体)) |
| 日程第8 | 議案第49号 工事請負契約の締結について(道の駅建設工事(建築主体)) |
| 日程第9 | 議案第50号 工事請負契約の締結について(さかえ保育所建設工事(建築主体)) |
| 日程第10 | 議案第51号 財産の取得について |
| 日程第11 | 議案第52号 財産の取得について |
| 日程第12 | 議案第38号 幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例(民生常任委員会報告) |
| 日程第13 | 議案第40号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
(総務文教常任委員会報告) |
| 日程第14 | 陳情第1号 「2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情(総務文教常任委員会報告) |
| 日程第15 | 陳情第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める陳情(産業建設常任委員会報告) |
| 日程第16 | 陳情第4号 「米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書」の提出を求める陳情 |
| 日程第17 | 陳情第5号 「自治体財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情
(総務文教常任委員会報告) |
| 日程第17の2 | 発議第11号 2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書 |
| 日程第17の3 | 発議第12号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書 |
| 日程第17の4 | 発議第13号 自治体財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第18 | 議員の派遣について |
| 日程第19 | 常任委員会所管事務調査報告 |

日程第20 (総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
閉会中の継続審査の申出 (総務文教常任委員会)

日程第21 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成18年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年6月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員(1名)
14 杉山晴夫
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 経済部長 藤内和三
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 川島広美 札内支所長 本保 武 教育部長 水谷幸雄
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 施設課長 古川耕一 車両センター所長 森 範康
水道課長 橋本孝男 忠類総合支所経済課長 飯田晴義
忠類総合支所建設課長 吉田隆一 下水道事業係長 岡田直之 建築係長 杉崎峰之
経済課林務係長 高橋靖亨
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
28番 大野和政 29番 額額太郎 1番 前川雅志

議事の経過

(平成 18 年 6 月 22 日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、28 番大野議員、29 番額額議員、1 番前川雅志議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 14 番杉山議員より、本日欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、発議 8 号から日程第 11、議案第 52 号までの 10 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議 8 号から日程第 11、議案第 52 号までの 10 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第 2、発議第 8 号、生鮮馬鈴薯の輸入凍結を求める要望意見書及び、日程第 3、発議第 9 号、釧路地方気象台帯広測候所の存続と農業気象速報の強化に関する要望意見書を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋議員。

○9 番（中橋友子） 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

発議第 8 号。

平成 18 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員佐々木芳男議員、同じく杉坂達男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同じく乾邦広議員。

生鮮馬鈴薯の輸入凍結を求める要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

生鮮馬鈴薯の輸入凍結を求める要望意見書（案）。

農水省は本年2月から輸入解禁した米国産生鮮馬鈴薯について、米国の農務省などで実施した病害虫調査によって、これまで米国で発生してなかったジャガイモシロシストセンチュウがアイダホ州の圃場で確認されたため、4月21日付で、輸入の一時停止を決定しました。今回、発見されたジャガイモシロシストセンチュウは日本でも発生していない病害虫であり、再び輸入が認められれば、常に新たな病害虫の脅威にさらされ、北海道産、十勝産馬鈴薯の生産に止まらず、北海道経済への影響が危惧されるものです。

また、国は今後の輸入再開時期について、米国の調査報告書を受けて、新たな重要病害虫のリスク（危険性）評価をもとに判断するとしているが、輸入再開を前提とした検討であり、国内への病害虫侵入の危険性について払拭できるものではありません。

については、国及び政府機関は新たな病害虫の発生を防ぐため、生鮮馬鈴薯の輸入を凍結するよう、下記の通り要望いたします。

記。

1、国は病害虫防除のため、生鮮馬鈴薯の輸入を凍結すること。

2、馬鈴薯の長期貯蔵できる加工品種の開発を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣。

発議第9号。

平成18年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員佐々木芳男議員、同じく杉坂達男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同じく乾邦広議員。

釧路地方気象台帯広測候所の存続と農業気象速報の強化に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

釧路地方気象台帯広測候所の存続と農業気象速報の強化に関する要望意見書（案）。

帯広測候所は十勝地方の気象状況を常に監視し、悪天候時には即座に対応し、気象災害の起こる恐れがある場合、十勝地方に気象注意報・警報を発表し、地域の防災に大変大きな役割を果たしております。

また、十勝管内の農業関係者に、的確な農業気象を提供し、長期予報に併せた農作物の作付けや農業技術などに反映し、農業産出額及び地域経済への維持に大きく寄与しております。

さて、5月12日、国の行政減量・効率化有識者会議で、国土交通省気象庁は北海道内の9カ所を含む全国46カ所の測候所を今後5年間で原則廃止・無人化する方針を提案したとしております。

この提案に対し、管内の農業者からは、農業及び地域経済の維持や国民食料の安全・安心の確保のためにも、測候所の存続を求める声が広がっております。

つきましては、下記の通り、今後も帯広測候所を存続するよう要望いたします。

記。

1、釧路地方気象台帯広測候所を今後も存続し、十勝地方の農業気象速報を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第8号、生鮮馬鈴薯の輸入凍結を求める要望意見書は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第9号、釧路地方気象台帯広測候所の存続と農業気象速報の強化に関する要望意見書は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第10号、道路整備に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊東議員。

○12番(伊東昭雄) 発議第10号。

平成18年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員伊東昭雄。

賛成者、幕別町議会議員小田良一。

道路整備に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

道路整備に関する意見書(案)。

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、いまだ十分とはいえ、高齢化、少子化が進展している中、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

1、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。

2、道路特定財源の使途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。

3、安全・安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に道民の期待する道路整備を実現すること。

4、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な

整備を行うことにより1日も早く供用するとともに、抜本の見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早急に検討を行い、早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成18年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第46号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、お配りをいたしました議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、新北町雨水幹線新設工事であります。

平成18年6月21日、アスワン・下沢経常建設共同企業体、森若・萬和経常建設共同企業体、堂前・森勝経常建設共同企業体、藤原・三島経常建設共同企業体、加藤・幕別工業経常建設企業体の5社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1億479万円をもちまして、アスワン・下沢経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町札内青葉町308番地、株式会社アスワン代表取締役社長木川東洋治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成18年11月20日を予定いたしております。

本工事につきましては、幕別町流域関連公共下水道事業計画に基づき、共栄町、新北町の雨水を円滑に排除することを目的とし、年川排水区であります新北町雨水幹線を国庫補助事業の採択を受けまして整備するものであります。

施行場所につきましては、議案説明資料の1ページの位置図にありますように、幕別町札内新北町内の新北7号通から若草7号までの国道38号線横断区間であります。

工事概要につきましては、工事延長185.11メートル、雨水管管路関係1,350ミリから1,100ミリを推進工法及び開削工法にて施工するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第47号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町浄化センター電気計装設備更新工事（電気設備）であります。

平成18年6月21日、北海道富士電機株式会社、株式会社明電舎北海道支店、株式会社東芝北海道支社、三菱電機株式会社北海道支社の4社によります指名競争入札をしたところ、6,930万円をもちまして、北海道富士電機株式会社が落札することとなりましたので、同社の代表であります札幌市中央区大通東7丁目1番118、北海道富士電機株式会社取締役社長佐藤實氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成19年2月28日を予定いたしております。

本工事につきましては、幕別町浄化センターの電気計装設備であります水処理施設にコントロールセンター及び水処理設備補助継電器盤の電気設備を更新するものであります。

施工場所につきましては、議案説明資料2ページの位置図にもありますように、幕別町字明野にあります幕別町浄化センター内であります。

工事の概要につきましては、議案説明資料3ページにあります既存の水処理設備コントロールセンター、水処理設備補助継電器盤を撤去し、新たな水処理設備コントロールセンター、水処理設備補助継電器盤を更新するものであります。

議案の説明資料、4ページ、5ページにつきましては、今回の工事箇所の大図であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第48号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、旭町東団地公営住宅建設工事（建築主体）であります。

平成18年6月21日、堂前・藤原経常建設共同企業体、佐藤・大野経常建設共同企業体、加藤・キヨハラ経常建設共同企業体、萬和・丸辰山田経常建設共同企業体の4社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億6,327万5,000円をもちまして、佐藤・大野経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町24番地の45、株式会社佐藤建設代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成19年2月20日を予定いたしております。

議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、公営住宅再生マスタープランに基づきまして、旭町団地建替事業の一環と

して、昨年度の継続として全体の2棟目であります旭町地区に今年度1棟12戸を建設するものであります。

建設位置につきましては、旭町18番地の8他であります。

建物の構造・規模につきましては、鉄筋コンクリート2階建て、1棟当たりの延べ床面積につきましては1,130.40平方メートルであります。

建物の住戸内容につきましては、議案説明資料の7ページ、8ページの平面図を参照いただきたいと思います。

住戸タイプにつきましては、3LDKが2戸、2LDKが10戸で、住戸専用面積につきましては、3LDKが79.43平方メートル、24坪、2LDKが63.45平方メートル、19坪となっております。

1階部分につきましては、バリアフリーなど高齢者の方が暮らしやすい構造設備を取り入れており、玄関引戸、段差の解消、上下可動式の流し台、洗面化粧台を備えており、車椅子での使用も可能となっております。

また、すべての部屋が南に面した平面形式を採用しており、日照時間の長い冬には暖かな太陽光を取り入れるよう、自然エネルギーの活用を図っております。

また、凹凸のない単純な長方形の平面計画にし、外壁面積を最小限にした外断熱工法を採用することで、冬期間においても快適な住環境を図っております。

建物内部北側には、吹き抜けになった開放的な廊下を設けてあり、見通しのよい明るい安全な共用部を実現しております。

なお、どの住宅にも1戸当たり2.4平方メートルの専用物置を1階部分に配置いたしております。

立面図につきましては、議案説明資料の9ページを参照いただきたいと思います。

なお、建設工期につきましては、先ほどお話ししましたように、平成19年2月20日となっておりますことから、平成19年3月中には入居できる見込みとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤助役。

○助役（遠藤清一） それでは、議案第49号の工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、道の駅建設工事（建築主体）であります。

平成18年6月21日、堂前建設株式会社、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社佐藤建設、株式会社大野建設、株式会社萬和建设の6社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億80万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札することになりましたので、同社の代表であります中川郡幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社代表取締役加藤修治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成19年1月31日を予定しております。

議案説明資料の 10 ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、道の駅ゾーンが一番南側にあります物産センター、いわゆる道の駅であります。これをゾーン中央部に移転新築するものであります。

建設位置につきましては、忠類白銀町 384 番地 12 で、アルコ 236 とナウマン象記念館との中間に位置する場所となります。

建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート平屋建て、延べ床面積 358.61 平方メートルであります。

建物内容につきましては、11 ページの平面図をご参照いただきたいと思います。

平面図の下が国道 236 号線になりますが、この国道側の入り口から風除室に入りますと、右側がトイレ、左側がロビーになっております。

トイレにつきましては、男性用トイレ、女性用トイレに加えまして、オストメイト対応の多目的トイレを備えるものであります。

また、トイレ前室には、黄金道路、天馬街道、日勝峠の道路情報を提供するため、三つのモニターを設置するとともに、風除室には道の駅情報を提供するタッチパネルを設置するものであります。

ロビーにつきましては、飲食物の提供、特産品等の販売、各種情報提供、さらには休憩機能を有することになりますが、ロビーに入りまして右側の壁周辺につきましては、忠類地域を中心とする幕別町内の施設やイベント情報をはじめ、広く十勝管内のイベント情報等を提供する情報コーナーとするものであります。

ロビーの左側につきましては、飲料、アイスクリーム、軽食といった従来の飲食物に加え、新たに地場産品を原料とするパン、スープなどの飲食物を提供するテイクアウトコーナーと地場産品や南十勝を中心とする特産品や一般土産物を展示・販売する地場産品コーナーを配するものであります。

また、ロビー東側の両端に出入口を設けまして、本施設とアルコ 236 及びナウマン象記念館相互の来訪者の誘導を図ろうとするものであります。

なお、ロビーの快適性を高め、さらには道の駅としての魅力をかもし出すため、ロビーの東側からは菖蒲園、ナウマン象記念館、パークゴルフ場。西側からは日高山脈の山並みを眺めながら旅の疲れを癒し、憩いのひと時を過ごしていただけるようロビーの東西をガラス張りの仕様とするものであります。

本施設の供用開始につきましては、建物完成後、備品の購入、パンなどの飲食物の試作、販売品の陳列等の準備期間が必要となりますことから、平成 19 年 4 月を予定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますように、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 50 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 50 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましてはさかえ保育所建設工事（建築主体）であります。

平成 18 年 6 月 21 日、堂前・藤原経常建設共同企業体、佐藤・大野経常建設共同企業体、加藤・キヨハラ経常建設共同企業体、萬和・丸辰山田経常建設共同企業体の 4 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 9,089 万円をもちまして、堂前・藤原経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町幸町 54 番地の 3、堂前建設株式会社代表取締役堂前護氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 19 年 2 月 15 日を予定いたしております。

議案説明資料の 13 ページをお開きいただきたいと思ひます。

本工事につきましては、建築後 30 年を経過しております施設の老朽化に係る建替を実施し、北栄町地区の人口増に対応した施設の拡大を図るとともに、新たな特別保育事業を実施するなど、保育事業の充実を図るため建設するものであります。

建設位置につきましては、札内北栄町 158 番地の 5 他であります。

建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート平屋建て、延べ 1,103.21 平方メートルであります。

建物の内容につきましては、資料 14 ページの平面図を参照いただきたいと思ひます。

建設予定の保育所の定員は、現在の 60 名を 120 名とし、0 歳児から 5 歳児までの保育室を設けるほか、子育て支援センターや一時保育室を設置し、各種保育事業に取り組む予定であります。

また、設備面では、幕別町地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電システムを設置し、新エネルギーの活用を図るとともに、新エネルギーの啓発を推進するものであります。

立面図につきましては、資料の 15 ページを参照いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

永井議員。

○21 番（永井繁樹） 図面の子育て支援センターの部分にかかわって、ちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

この子育て支援センターの意味というのは、恐らく親子がゆったり過ごせる場所を設定されて、今後の子育て支援の拠点施設として活動していくという形になると思ひますが、この遊戯室の目的ですね。具体的に、考えられるとすれば 1 歳半ぐらいから 2 歳までの遊べるスペースと、それ以下の赤ちゃん対象の、ミルクを飲んだり等々の部屋として考えるのではないかと思ひますので、その遊ぶスペースと、そういった非常に小さい赤ちゃんに対するスペースとの兼ね合いなんですけど、これは遊戯室をどのように活用していくかということ、ちょっと具体的に聞かせていただきたい。

あと、スペースで考えられるのは、子育て支援センター、これは事務的な能力だと思ひますので、一時保育室については、理解はできる場所なんですけど、この二つのスペースしかないんですね。そうしますと、今後、幕別町の町全体の将来の規模を考えていって、子育て支援の規模を考えたときに、スペース的には私は少し配分的には少ないのかなというイメージを持っています。

というのは、先進地を見てみますと、やはりサロンの開設、相当力強く入れていますので、それなりの学習室、相談室ですとか、あとは和室等、そういった会議室等も含めてスペースがないと、なかなかいろいろなメニューがこなしていけないという問題があります。

その辺りを今後どのように、このスペースの中で上手に活用されていく考えがあるのか。その辺のところをお答えいただきたいと思ひます。

○21 番（永井繁樹） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 子育て支援センターのスペース、あるいは使い勝手、使い道についてでございますが、現在、青葉保育所に設置しております子育て支援センターの平成 17 年度の 1 日当たりの親子の平均利用人数が 17 人でございます。

図面、14 ページの一番左側に、子育て支援センターの部分がございまして、押し入れ等を除きます

と 95.57 平方メートルございます。現在の青葉保育所の子育て支援センターが約 44 平米でございますので 2.2 倍の広さになっております。

そうしましたことから、倍以上、40 人程度の受入れが可能になるかと思っております。

それから、隣接いたします一時保育のスペース、これも押し入れ等を除きますと 36.3 平方メートルございます。こちらもし切りを外しますと、子育て支援センターと一体的に使えるようになっております。

また、子育て支援センターと隣接いたします遊戯室でございますが、これは保育所の方を主に想定しておりますが、児童一人当たりの最低基準面積からいきますと、100 人ぐらいの使用可能な面積を有しておりますので、これら遊戯室あるいは子育て支援センターに付随する相談室等を有効的に利用しながら、今後の事業の展開を図っていきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21 番（永井繁樹） そうしますと、この遊戯室の人数的な兼ね合いからのスペース配分というのはわかるのですよ。

遊戯室をどういうふうにつくっていくかという問題なのですね、問題は。

これがフラットで、ただの床状態ではないと思うのですけれども、その辺だから遊ぶスペースと、具体的に言うと赤ちゃんがミルクを飲ませるためには畳の床も必要なのですよ。昼寝をするスペースも必要なのですよ。そういったところの配分がどういうふうを考えられているのかと。

それと、相談室が一つありますね。これあたりは一つですから、今までの青葉の利用人数からの概算では今後は成り立っていかないと思うのです。子育て支援を強化していくのですから、当然利用者は倍、3 倍と増えてきますから。もちろんそのためにこういうセンターをつくっていくわけですから。

そうしたときの考え方ですよ。

例えば、一つ例を挙げれば、会議室のほかに、先進地は図書コーナーも設置しています。

子育て支援にかかわるですね。

そういったところの機能としての平面的に見たときに、これでは十分分り得ないのですよ。

ということは、現時点でそこまでまだ考えられていないのだったら、考えられていない状況をおっしゃっていただいて、こういう構想がある、ああいう構想があるということをおっしゃっていただければ理解ができるとことなのですけど、いかがですか。

○議長（本保証喜） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 子育て支援センターの部分でございますが、ここの面積 96 平米につきましては一体的に使うようになっておりますが、遊戯室については、先ほど申し上げましたが、保育所の部分と共用部分でございますので、こちらは共用で使っております。

ですから、この支援センターの今後の使い勝手につきましては、これから十分協議していきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21 番（永井繁樹） ちょっとまだ具体的に十分、そういうスペース的なところの配分についてはこれから検討されるという、私は理解をさせていただきますけれども、これらについては、こういった限られたスペースの中ですので、スペースがいっぱいあればもちろんいいわけですが、うちの場合は今後の対策としてはかなり重要な施設になりますから、先進地の事例を十分研究されて、いろいろな部分のスペース利用というものを、今後十分検討していただくということを期待して終わります。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2 番（芳滝仁） 永井議員がおっしゃいましたので、一つだけお伺いしたいと思うのでありますが、今回、ソーラーのシステムを使用されますが、その電気がどれほど、それから備蓄できるようになっていると思うのでありますけれども、どれほどの供給ができるのだろうか。参考のために、その辺のところちょっと具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 新エネルギービジョンに基づきまして、公共施設への初めての太陽光発電の設置でございます。

予定しておりますのは、10キロワットの発電装置でございますが、今、議員おっしゃいましたような蓄電の機能は持っておりません。

今、机上の計算ではございますが、ほぼさかえ保育所で見込まれる電気使用料の34%程度を賄うことができるのではないかというような見通しでございます。

したがいまして、閉所のときとか、電気を使わない場合につきましては、その分の電気については電力会社への売電というような形になります。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 建設場所のことで1点だけお伺いしたいのですけれども、この図面を見ますと、札内川寄りの方の建設地域になっておりますね。

ここは近年非常に、この通り、大型のトラックの交通量が大変多いところなのですけれども、全体のこの北栄町の開発は相当な広い面積で、危険度合いなどを考えますと、もう少し中心に寄れたというか、そういうことはできなかったのかなというふうな、ちょっと危惧を感じるものですから、この場所の選定に至った経過と、それと、現在、さかえ保育所建っています土地は、北栄町の区画整理事業の中に、今後組み込まれていくというふうに思うのですけれども、そのような対処をされるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 北栄町の中の現在さかえ保育所が建っている場所というご質問でございますけれども、この区域につきましては、区画整理の中のほぼ中央に位置をしております、国道とJRのほぼ中央、そこに今回建てる場所の右側につきましては、近隣公園を併設していく。

さらには、この保育所の南側につきましては、近隣センターを建設していくということで位置付けをしております、今、議員言われるように、通園する方の部分につきましては、街路付きということにはなるのですけれども、頻繁的に車を通行する部分については、団地内よりもこういう街路に面したところに位置するべきだという考えのもと、この位置を選定させていただきました。

それと、現在建っておりますさかえ保育所につきましては、区画整理事業の中で団地化を図って道路を整備して、宅地化される予定であります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 国道とそれから鉄道のバランスを考えると、やはりそれは中心ですね。

ただ、園庭側といいますか、そちらの方の通行量がかなり多いので心配になって伺ったのですけれども、これはいつも保育所のまわりってそうなのですが、父母の送迎にかかわって車が乗り入れて、危険度が高い面がたくさんありますよね。

旧さかえ保育所も一時スペースを別途とって対処をされてきておりましたね。

そういった配慮は今回どのようになされているのでしょうか。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 送り迎えの車の流れ、あるいは職員の駐車場を兼ねたものになりますけれども、先ほどお話ししました南側に近隣センターを建設いたしますけれども、その部分との共用する駐車場、あるいは送り迎えの通過をして、そこで子供たちを下ろして、街路側にまた抜けていくという共有された駐車場スペースを考えております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第51号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第51号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

取得いたします財産の名称及び数量につきましては、除雪グレーダー1台であります。

契約の方法、購入金額、購入の相手方につきましては、平成18年6月21日、コマツ道東株式会社帯広支店、北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社道東本店の2社により指名競争入札を執行いたしましたところ、1,953万円をもちまして、コマツ道東株式会社帯広支店が落札することとなりましたので、同社の代表であります帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社帯広支店支店長大橋哲雄氏を相手方として購入しようとするものであります。

なお、除雪グレーダーの納期につきましては、平成18年11月15日を予定いたしております。

このたび購入をいたします除雪グレーダーにつきましては、現在使用しております幕別地域の除雪グレーダーの更新であります。

このグレーダーにつきましては、平成5年度に建設機械整備費補助事業により購入いたしましたグレーダーであります。既に12年を経過し、走行距離14万キロメートル、稼働時間は1万3,000時間に達しておりますことから、馬力の低下に加え、修理費も年々増加するような状況があり、本年度補助事業により更新するものであります。

議案説明資料の16ページをお開きいただきたいと思います。

新たに購入する除雪グレーダーにつきましては、前部にアングリングプラウ、中央部にグレーダーを装着した車両であります。

冬道の安全な車道確保、夏場におきましては砂利道の路面整正に稼働し、より効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第52号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤助役。

○助役(遠藤清一) 議案第52号、財産の取得につきまして、提案の理由の説明を申し上げます。

まず議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

取得いたします財産の名称及び数量につきましては、除雪トラック、専用車でございますが1台であります。

契約の方法、購入金額、購入の相手方についてであります。平成18年6月21日、日産ディーゼル道東販売株式会社、東北道日野自動車株式会社、東北道いすゞ自動車株式会社帯広支店、三菱

ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店の4社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、3,217万7,250円をもちまして、日産ディーゼル道東販売株式会社が落札することになりましたので、同社の代表であります帯広市西21条北1丁目3番12号、日産ディーゼル道東販売株式会社代表取締役金尾浩幸氏を相手方といたしまして、購入しようとするものであります。

なお、除雪トラックの納期につきましては、平成18年11月15日を予定しております。

このたび購入をいたします除雪トラックにつきましては、現在使用しております忠類地域の除雪ダンプの更新であります。

このダンプは、昭和62年度に建設機械整備費補助事業により購入をいたしました。7トンダンプでありまして、既に18年が経過、走行距離11万1,000キロメートルに達しております。

老朽化による修理費も年々増加することから、本年度補助事業により更新をするものであります。

議案説明資料の17ページをお開きを頂きたいと思っております。

新たに購入する除雪トラックは、前部にアングリングプラウ、中央部にグレーダー装置、側面部に路肩や歩道の雪のかき出しを容易に行うことのできるサイドウイングを装着した除雪専用の10トントラックであります。

路面の拡幅除雪、交差点の除雪などよりきめ細かな除雪が可能な車両でありますことから、さらに効率的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:56 休憩

11:10 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第12、議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例についてを議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長乾邦広議員。

○17番（乾邦広） 平成18年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成18年6月8日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年6月15日（1日間）。

2、審査事件。

議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、地方自治法に基づき必要な事項を定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第38号、幕別町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第40号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長坂本偉議員。

○23番（坂本偉） 平成18年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成18年6月8日本委員会に付託された事件（議案第40号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年6月12日（1日間）。

2、審査事件。

議案第40号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

3、審査の経過。

審査に当たっては、計画の策定に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき必要な事項を定めた計画であり、忠類地域の振興に必要な計画であるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第 40 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 14、陳情第 1 号、2007 年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1/2 復元を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長坂本偉議員。

○23 番（坂本偉） 平成 18 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 6 月 8 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 6 月 12 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 1 号、「2007 年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1/2 復元を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法に定められており、国民に義務教育を保障することは、国の重要な責任である。義務教育費国庫負担制度は政府の財政赤字削減を目的に削減が進められ、制度全体の見直しが検討されている。

制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生じ、広大な地域に小規模校が多く点在する北海道は全国水準との格差や、市町村間での格差が拡大されることが危惧され、教育水準の低下をまねき、地方財政の圧迫が、保護者負担の増加につながることから、制度を堅持するよう、意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第 1 号、2007 年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1/2 復元を求

める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第15、陳情第3号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長伊東昭雄議員。

○12番(伊東昭雄) 平成18年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長伊東昭雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成18年6月8日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年6月14日(1日間)。

2、審査事件。

陳情第3号、「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

政府は、米国産牛肉の輸入を再開しようとしているが、昨年12月の輸入再開時に検査体制に大きな不安のある中、輸入が強行され、危険部位の混入が起る事態となった。

国民は拙速な輸入再開に大きな怒りを抱いていると同時に、米国産牛肉に対し大きな不安を抱いており、食に対する不安のある中で十分な解明もせずに米国産牛肉の輸入再開は、日本政府の米国追従による政治決着であり、到底容認できない。

輸入再開に当たっては、飽くまで全頭検査を前提とするよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

陳情第3号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 16、陳情第 4 号、米空軍嘉手納基地の F15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書の提出を求める陳情及び、日程第 17、陳情第 5 号、自治体財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情の 2 件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長坂本偉議員。

○23 番（坂本偉） 平成 18 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 6 月 8 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 6 月 12 日、16 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 4 号、「米空軍嘉手納基地の F15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書」の提出を求める陳情

3、陳情の趣旨。

米軍嘉手納基地の F15 戦闘機訓練の一部を、航空自衛隊千歳基地に移転・分散させるなどが合意された。

この移転・分散は、「沖縄の痛みを分かち合う」ことでなく、「危険の分散・拡大」である。沖縄県民の生活は、米兵による暴行や傷害、戦闘機などの墜落・炎上、部品の落下など、常に危険と隣り合わせにある異常な状態である。この異常な状態の根本的な解決は、「危険の全国分散・拡大・固定化」ではなく、米国基地の整理・縮小、米国への移転・撤収である。

よって、訓練の一部を千歳基地に移転・分散する計画に反対するよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査では、多くの委員より意見が出され陳情の趣旨について慎重審議がなされた結果、起立採決により結論をみた。

5、審査の結果。

「不採択」とすべきものと決した。

次に、平成 18 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 6 月 8 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 6 月 12 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 5 号、「自治体財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と、自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域住民生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体の役割は高まっている。

しかし、経済財政諮問会議や、地方分権 21 世紀ビジョン懇談会などでは、地方交付税定率分の引下げや、抜本的な交付税算定基準の見直しなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっている。

2007 年度政府予算では、効率性や財政コスト削減という観点だけでなく、地域住民が安心して暮らせ、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、自治体財政の充実・強化を目指す改革を要望する。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第 4 号、米空軍嘉手納基地の F15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書の提出を求める陳情は、委員長報告は不採択とするものであります。

したがって、原案について採決いたします。

陳情第 4 号、米空軍嘉手納基地の F15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書の提出を求める陳情は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立「少数」であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 5 号、自治体財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

11：28 休憩

11：30 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[追加日程表・付託省略]

○議長（本保証喜） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

- 議長（本保証喜） 日程第 17 の 2、発議第 11 号、2007 年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1/2 復元を求める意見書案、日程第 17 の 3、発議第 12 号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める意見書案、日程第 17 の 4、発議第 13 号、自治体財政の充実・強化を求める意見書案の 3 件について一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告並びに、産業建設常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 11 号、2007 年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1/2 復元を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 12 号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 13 号、自治体財政の充実・強化を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

- 議長（本保証喜） 日程第 18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、6 月 30 日、帯広市で開催される北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会議員研修会に全議員を、7 月 11 日、札幌市で開催する幕別町議会議員研修会に全員議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 30 日、帯広市で開催される北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会議員研修会に全議員を、7 月 11 日、札幌市で開催する、幕別町議会議員研修会に全員議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 19、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（本保証喜） 日程第 20、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から、陳情第 2 号、「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情は、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 21、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 18 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11 : 38 閉会